

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200001	国土利用計画法23条に基づく土地取引後届出制度の廃止	国土利用計画法第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第27条の2	国土利用計画法第23条に基づく事後届出制度は、一定規模(市街化区域1千㎡、都市計画区域5千㎡、都市計画区域外1万㎡)以上の土地の取引後2週間以内に土地の利用目的等を都道府県知事に届け出る制度である。知事は、当該届出に係る土地利用が、公表されている土地利用計画に適合せず、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために支障があると認めるときは、土地の利用目的について必要な変更を勧告することができる。また、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言を行うことができる。	c		国土利用計画法第23条に基づく事後届出制度は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため全国を対象に土地の取引段階で利用目的を審査する制度であり、都市計画区域内等において開発段階で規制する都市計画法、建築行為を規制する建築基準法等の規制措置とは、制度の目的、規制対象、規制手法等が異なるものである。大規模な土地利用の改変等は周辺環境への影響が大きいこと、また、開発者の負担軽減の観点からも、実際の開発に至らない早期の段階で把握して必要な措置を講じることができる本制度は、重要な意義を持つものである。土地購入者の手続負担の軽減と土地取引の円滑化の観点から、平成10年の法改正により、それまでの事前届出制(最長6週間の契約締結制限)から現行制度に移行したところである。なお、特区での対応の可能性については、本制度は、総合的かつ計画的な国土の利用を図る観点から全国を対象とすることに意義を有するものであり、困難である。		平成10年法改正以降の事後届出制度に基づく勧告の状況等を踏まえ、本制度の廃止も含め改めて検討されたい。	c		国土利用計画法第23条に基づく事後届出制度は、周辺環境への影響が大きい大規模な土地利用の改変等について、実際の開発に至らない早期の段階において把握して必要な措置を講じることができるものであり、開発者に対する必要最小限の規制によって適正かつ合理的な土地利用の確保を図ることを目的とする制度である。本制度については、平成10年の法改正以降、勧告で3件、助言で907件(平成15年9月までの実績)があり、これらの勧告・助言の内容をみると、公共的施設の整備の予定や周辺の自然環境の保全等からみて明らかに不適当である場合の開発の抑制、土地利用に関する紛争発生防止、さらには、開発者に対する情報提供等の手段として有効に機能しているところであり、引き続き必要なものと考えている。	5021089	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200002	都市計画法37条制限解除の積極的適用	都市計画法第37条	開発許可を受けた開発区域内の土地においては、都市計画法第36条第3項の完了公告がある間であっても、開発行為に関する工事用の仮設建築物の建築その他都道府県知事が支障がないと認められたものは、建築物の建築をすることができる。	d	-	法第37条の建築制限は、工事完了の公告があるまでの間は原則として建築等を禁止することによって開発行為が許可内容どおりに行われることを担保し、法が求める一定の水準を下回る開発がなされることを防止する趣旨の規定であり、建築行為終了時に開発許可内容に関する検査を行うこととすれば、許可内容違反があった場合には是正が著しく困難となるばかりでなく、是正コストの上昇を招くことになり、当該制限を一律に緩和することは困難である。ただし、都道府県知事等が支障がないと認める場合は同条ただし書に基づき工事完了公告前に着工できることとなり、国土交通省では、全国開発許可担当課長会議等の場で、当該制度を活用した工事の状況等に応じた柔軟な対応方、要請している。		回答では、「都道府県知事等が支障がないと認める場合は同条ただし書に基づき工事完了公告前に着工できることとなり、(中略)当該制度を活用した工事の状況等に応じた柔軟な対応方、要請している」とされているが、上記「支障がない」場合を明確化し周知を図られるよう改めて検討し回答されたい。なお、御省からの回答に対し要望主体より以下のような指摘がなされており、参考にされたい。 <要望者意見> 一戸建ての場合、ほとんどの都道府県でこの制限解除が認められていない。また、関西の一部の府県を除き、宅地造成の際に擁壁を作らないと完了公告がなされない。このため、一戸建ての建築で高基礎を設け、残る法面などは余分な擁壁などは設けず土のまま残す方法を採用する場合でも一度擁壁を造ってから壊すという無駄な作業をすることになっている。都道府県知事が支障ないと認める場合は同条但書に基づき工事完了の公告前に着工できることとなり、柔軟な対応を要請している」との回答であるが、一戸建てについても制限解除が認められるよう措置されたい。(あるいは関西の一部で認められている通り、擁壁を造らないでも工事完了とみなして欲しい)	a	-	都市計画法第37条ただし書に基づく建築制限の解除の各開発許可権者における取扱い状況をとりまとめ、情報提供を行い、解除制度の活用を促していくこととする。	5021113	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200003	市街化調整区域内における店舗開設基準の緩和	都市計画法第29条第1項、第34条第1項、第43条、都市計画法施行令第22条第6号、第35条第3号、第36条第1項第3号イ	市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が個別に許可でき、実施できることとなっている。	d	-	市街化調整区域での開発行為は、法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が個別に許可でき、実施できることとなっている。なお、そもそも開発許可等が不要な軽易な行為として、周辺の市街化調整区域内に居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為について、都道府県知事等が個別に許可でき、実施できることとなっている。なお、そもそも開発許可等が不要な軽易な行為として、周辺の市街化調整区域内に居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する小規模なもので当該開発区域の周辺の市街化調整区域内に居住している者が自ら当該業務を営むために行う開発行為等が規定(令第22条第6号、令第35条第3号)されており、区域内に居住する者自らが営む」との要件は、上記法第34条第1号の要件としては定められていない。					5021091	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200001	国土利用計画法23条に基づく土地取引後届出制度の廃止	5021	5021089	社団法人日本経済団体連合会	11	国土利用計画法23条に基づく土地取引後届出制度の廃止【新規】		国土利用計画法23条に基づく土地取引後届出制度を廃止すべきである。		土地利用に関しては都市計画法、建築基準法等に基づき規制されており、国土利用計画法独自に事後届出制度を導入する根拠が見当たらない。土地購入者の手続負担を軽減し、土地取引を円滑化する上で、事後届出制度を廃止すべきである。	国土利用計画法23条	国土交通省	国土利用計画法23条1項は、同2項に定める場合を除き、土地売買を行った際、買主は契約後2週間以内に売買価格や利用目的等について都道府県知事に届け出なければならないとしている。
z1200002	都市計画法37条制限解除の積極的適用	5021	5021113	社団法人日本経済団体連合会	11	都市計画法37条制限解除の積極的適用		土地造成後速やかに建築工事に着手することが明らかな場合は、建物の用途によらず、工事の安全性が確認された段階で、都市計画法37条制限解除を認めるべきである。また、国は、37条制限解除が受けられる事例として、その旨、法令上明記すべきである。		いったん造成工事を完了させてから建築着工する場合、完成させた擁壁を部分的に撤去したり、仕上げた地盤面を再び掘削するなど、工事上の無駄が多くなる。建築物の完了検査と併せて造成部分も検査することで開発許可上も問題ない。37条制限解除を積極的に認めることにより、コスト削減と事業期間の短縮が図られ、また環境への配慮という意味からも有意義である。	都市計画法第37条	国土交通省	都市計画法第29条の開発許可を受けて土地の造成を行ない、当該土地に建築物を建築する場合、通常、造成工事に係る完了検査を行い適格と認められなければ、建築物を建築してはならないが、都道府県知事が支障がないと認めた場合には、造成工事完了前に建築工事に着手できる(都市計画法37条制限解除)。当該制限解除について、通常、中高層建築物においては認められるものの、戸建住宅の建築が目的の場合には認められないことが多い。また、認められる場合も、道路等公共施設部分の完成まで工事が進行した段階で認められることが多い。
z1200003	市街化調整区域内における店舗開設基準の緩和	5021	5021091	社団法人日本経済団体連合会	11	市街化調整区域内における店舗開設基準の緩和【新規】		区域内に居住する者自らが営む」という要件の撤廃ないし緩和を認めるべきである。		市街化調整区域内では、基本的に商業施設が少なく交通手段も整っていないことが多いため、当該区域内の居住者は不便な日常生活を強いられることがある。店舗の開設は周辺住民の生活向上に貢献するといえる。市街化調整区域内においては、周辺環境、将来的な開発計画への配慮が必要なことは言うまでもないが、「区域内に居住する者自らが営む」という要件がこれに資する理由はないと考える。	都市計画法34条1号、同43条 都市計画法施行令35条3号	国土交通省	市街化調整区域内において店舗を開設する場合、同区域内に居住する者の日常生活を営むために必要な店舗(都市計画法34条1号)、かつ区域内に居住する者自らが営む(都市計画法施行令35条3号)といった非常に限定的な場合にしか許可されず、事実上、商業施設の設置ができない状況となっている。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200004	駅構内の開発許可基準の緩和	都市計画法第29条第1項 都市計画法施行令第19条第1項	開発行為を行う者は原則として都道府県知事等の許可を得なければならないが、公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為は許可が不要となっている。	d	-	都市計画法第29条第1項第1号及び令第19条の規模とは、建築物の床面積ではなく開発行為を行う土地の面積を定めているもので、駅舎やその内部にある店舗等の床面積とは無関係である。 駅舎は公共交通機関である鉄道を利用するために必須の公的建築物であるのに対し、店舗は、駅構内、駅周辺、その他の市街地内に存するものに公益性の点で差を設けることは困難なものと考えられるが、建築基準法上の用途地域等の用途規制に適合している限り駅構内に店舗があることのみをもって、開発許可がおりないことは想定しがたい。						5021092	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200005	都市計画法に定める開発行為の適用除外への特定規模電気事業の追加	都市計画法第29条第1項 都市計画法施行令第21条第14号	開発行為を行う者は原則として都道府県知事等の許可を得なければならないが、公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為については許可が不要となっている。	d	-	開発許可制度において特例の対象となっている一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業については、正当な事由がなければ電気の供給を拒むことができない供給義務を負うとともに、事業の開始等に当たっては経済産業局長の許可制となっており、一般電気事業者においては供給約款を、卸供給事業者及び特定電気事業者においては供給条件を経済産業局長に届け出る義務が課され、一定の場合にはこれらについて変更命令がなされることとなっており、また、土地収用法上の収用適格、道路占有許可の特例が認められるのに対し、特定電気規模事業は、供給義務などの諸制限、諸特例の点でこれらの事業と異なっており、その公益性の差に応じた規制、特例の差が設けられているものと考えられ、特定規模電気事業を開発許可の適用除外とすることは困難である。 ただし、市街化区域、非線引都市計画区域等における開発行為については都市計画法第33条等に定められた技術的基準に適合している場合は許可しなければならないこととなっており、市街化調整区域における開発行為は、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可できることとなっている。 なお、地方自治体の条例アセスは、都市計画法の開発許可とは直接関係のない事項である。		貴省からの回答に対し要望主体より下記のとおり意見が提出されており、この点も踏まえ改めて検討し回答されたい。 <要望者意見> 「一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業については正当な事由がなければ電力供給を拒むことができない」という供給義務がある半面、土地収用法上の特例が認められるなど、公益性観点から特定規模電気事業と根本的に違った扱いを受けるものである」というのが回答の趣旨であると理解している。 しかし、電力自由化の流れの中で、平成16年4月には総電力供給量の40%、平成17年4月にはその63%が自由化されることになる。よって「公益性」を理由として特例扱いをする根拠はなくなるものと考ええる。電力が自由化される中で、一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業に対して認められる都市計画法上の適用除外が特定規模電気事業に対して認められないと、競争条件の面で不利となる。電力自由化の流れを踏まえ、競争条件のイコールフットイングを図るべく再検討を願いたい。		特定規模電気事業者が開発許可の対象となる「建築物を建築する目的で行う土地の区画形質の変更」をどの程度行う必要があるのか定かではないが、市街化区域、非線引都市計画区域等における開発行為については都市計画法第33条等に定められた技術的基準に適合している場合は許可しなければならないこととなっており、市街化調整区域における開発行為は、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可できることとなっており、極端な負担が特定規模電気事業者にかけられるものとは考えにくい。	5021103	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200006	都市計画法・建築基準法における用途地域内の建築物の用途制限の見直し	建築基準法第48条	各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。	d		建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)により創設された用途緩和型地区計画や地方公共団体の条例により建築物の用途制限の緩和を定めることができる特別用途地区を活用することで対応が可能である。さらに、個別の建築物について当該用途地域の環境を害するおそれがないもの等として特定行政庁が認めて許可することで対応が可能である。		要望内容は、住宅地であっても、近隣に店舗がなく買物等に不便が生じている地域もあり、生活者利便を考慮した上で、その地域の状況に応じた面積制限の見直しを求めており、以上の観点から改めて検討し回答されたい。 また、用途地域における用途制限については、社会経済情勢の変化、国民のライフスタイルやニーズの変化、技術の進歩等に対応し、不断に見直していくべきと考えられるが、こうした観点からも要望内容について改めて検討し回答されたい。		用途規制については、地方公共団体が社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じて用途地域の変更、特別用途地区又は地区計画の決定若しくは特定行政庁の特例許可により対応すべきものであると考えている。 なお、この場合、都市計画の提案制度を活用することができる。	5015006	日本チェーンストア協会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200004	駅構内の開発許可基準の緩和	5021	5021092	社団法人日本経済団体連合会	11	駅構内の開発許可基準の緩和【新規】		店舗自体の床面積が都市計画法施行令19条1項が定める範囲内であれば、駅構内全体の床面積に関らず、許可を要しない開発行為として認めるよう要望する。あるいは、駅構内の店舗を駅舎そのものの一環として、都市開発法29条1項3号の適用対象とし、許可を要しない開発行為として認めるべきである。		駅構内の店舗について、床面積の算定基準は駅構内全体としておきながら、駅舎そのものとは認められないと、いつ取扱いが中途半端かつ不合理である。駅構内における小規模な店舗の新設については、都市計画法の目的である都市の健全な発展と秩序ある整備等を阻害するものではなく、開発行為に際して許可を必要とする合理的理由はないと考える。駅構内の店舗は、鉄道利用者をもとより、周辺住民にとっても利便性が飛躍的に向上することを留意されたい。	都市計画法29条1項1号 都市計画法施行令19条1項 都市計画法29条1項3号	国土交通省	駅構内に小規模店舗を開設する場合、当該店舗自体の面積が小さくても、駅構内全体の敷地面積が基準となる。このため、都市計画法29条1項1号ならびに都市計画法施行令19条1項によって、1000㎡以下の開発は都道府県知事の許可が不要であるとされているにも関わらず、その適用を受けない。他方、都市計画法29条1項3号は、駅舎その他鉄道の施設等公益上必要な建物の建築については都道府県知事の許可が不要であると定めているが、駅構内の店舗は駅舎そのものとはみなされないため、同条項の適用も受けない。よって、一連の都道府県知事による許可を得るための手続が必要となる。
z1200005	都市計画法に定める開発行為の適用除外への特定規模電気事業の追加	5021	5021103	社団法人日本経済団体連合会	11	都市計画法に定める開発行為の適用除外への特定規模電気事業の追加【新規】		都市計画法施行令21条1項14号の括弧内の「特定規模電気事業を除く」という文言を削除し、特定規模電気事業を都市計画法の開発行為の適用除外の対象とすべきである。		一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業は開発行為に伴う規制の適用が除外されるが、規制緩和に伴う新規参入の特定規模電気事業は適用を受ける。特に、川崎市においては市条例により開発行為としての市条例アセスの適用ともなり、電気事業法に基づく環境アセスに加えて二重の異種アセス手続きの対象となり、川崎臨海部の工業専用地域における工場跡地利用ですら、極めて大きな制約を受けることとなる。そのため、新規参入者の大きな障壁となり、公正な競争となっていない。 立地に関する行政手続き条件において、新規参入者に過剰な負担を与えず、公正な競争を促すことにより、特定規模電気事業の参入を活性化し、エネルギーコストを低減し、我が国経済の活性化を図られる。	電気事業法2条 都市計画法29条3項 都市計画法施行令21条1項14号	国土交通省	都市計画法に定める開発行為を行うには国土交通大臣の許可が必要である(都市計画法29条1項)。この適用除外として「公益上必要な建物」が規定されており(同29条1項3号)、電気事業法第2条第1項9号に規定する電気事業(特定規模電気事業を除く)の用に供する同項第14条に規定する電気工作物を設置する施設である建築物」はこの適用除外の対象である(都市計画法施行令21条1項14号)。このため、一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業は開発行為に伴う規制の適用が除外されるが、規制緩和に伴う新規参入者は適用除外の恩恵を受けない。
z1200006	都市計画法 建築基準法における用途地域内の建築物の用途制限の見直し	5015	5015006	日本チェーンストア協会	11	都市計画法 建築基準法関連 / 用途地域内の建築物の用途制限の見直し		用途地域内の建築物の用途制限 第1種、第2種低層及び中高層住居専用地域の店舗面積の見直し 第1種住居地域の店舗面積3,000㎡以下制限の見直し		建築基準法の用途地域規制により、住宅地の環境保護のため、その地域内に建設する店舗は次のとおり面積制限があり、それを超える店舗は建設できない。近隣に店舗がなく買物等に不便が生じている地域もあり、生活者利便を考慮した上で、その地域の状況に応じて面積制限を見直していただきたい。 第1種低層住居専用 50㎡以下 第2種低層住居専用 150㎡以下 第1種中高層住居専用 500㎡以下 第2種中高層住居専用 1,500㎡以下 第1種住居地域 3,000㎡以下	都市計画法 建築基準法	国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200007	市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和	都市計画法第29条第1項 都市計画法施行令第21条第6号	市街化調整区域で開発行為の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならぬが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	d	-	特別積合せ貨物運送事業は、不特定多数の荷主の貨物が大量に持ち込まれる事業所間においてそれらの貨物を組み合わせて長距離にわたり定期的に運送する物流の幹線としての役割を担う極めて公益性の高い事業であり、事業許可に当たっては、それ以外の事業者と異なり特別積合せ貨物運送に係る事業場の位置、当該事業場の積卸施設の概要、事業用自動車の運行系統及び運行回数等をもとに、特別積合せ貨物運送事業が安全かつ確実に実施できるか審査することとしており、また輸送の安全についても運行系統100kmごとに主な地点間の運転時分・平均速度、乗務員の休憩・睡眠地点・時間等の基準を定めその遵守義務が課せられており、特別積合せ貨物運送事業以外の一般貨物自動車運送事業に比べ厳しい条件が課せられているものであり、また倉庫業は許可制ではなく登録制となっておりその公益性に応じた規制、特例の差が設けられているものと考えられ、公共の利益となる事業の用に供する場合において土地を収用又は使用することができる強い私権制限が認められている土地収用法の収用適格事業としても、特別積合せ貨物運送事業のみが認められ、それ以外の一般貨物自動車運送事業や倉庫業は位置づけられていないものとなっており、公益性には差があるものと認識している。		回答では、今後、法第34条第10号口等の運用に関する事例、条例等の制定状況等について調査し、情報提供を行うことを通じて、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であることを周知することとする」とされているが、その具体的内容と措置時期を明らかにされたい。	a	-	法第34条第10号口等により許可している事例、法第34条第8号の3等に基づく条例の制定状況について調査し、情報提供等を平成15年度中に行う	5021206	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200007	(上記の続き) 市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和				(上記の続き)	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能であって、国土交通省では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為等に該当すると考えられるものについて、地方公共団体に技術的助言として示している開発許可制度運用指針に例示し、その中で特別積み合わせ貨物運送事業以外の一般貨物自動車運送事業の用に供される施設及び倉庫業の用に供する倉庫についても、4車線以上の国道、都道府県道等の沿道又は高速自動車国道等のインターチェンジ周辺における大規模な施設を例示するとともに、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用が望ましいことを示している。今後、法第34条第10号口等の運用に関する事例、条例等の制定状況等について調査し、情報提供を行うことを通じて、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であることを周知することとする。						5021206	社団法人日本経済団体連合会	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200007	市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和	5021	5021206	社団法人日本経済団体連合会	11	市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和		市街化調整区域において、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業及び倉庫業についても、特別積合せ運送事業と同様に物流事業として開発許可を不要とするよう認めるべきである。		市街化調整区域における大規模な流通業務施設の開発については、インターチェンジからの距離及び大型自動車の1日平均発着回数などの規制が緩和されたが、各自治体の土地利用計画が定まらず区域指定がなされない為、許可を得にくい状況である。 大規模な流通業務施設の開発は、一般地域での用地取得が困難な事情がある。 物流コストの低減、環境問題への対応、道路混雑の緩和等の観点から、より効率的な物流拠点の整備が求められている。	都市計画法第29条、第34条 都市計画法施行令第21条等	国土交通省	市街化調整区域における物流施設の建設等開発行為を行う場合、特別積合せ事業者のみは開発許可を必要としないものの、一般貨物自動車輸送事業者は、開発許可が必要とされている。許可に当たっては、各許可権者が都市計画法第34条第10号ロに該当するか否かを個別に判断し決することとなっている。
z1200007	(上記の続き) 市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和	5021	5021206	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和						国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200007	市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和	都市計画法第29条第1項 都市計画法施行令第21条第6号	市街化調整区域で開発行為の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならぬが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	d	-	特別積合せ貨物運送事業は、不特定多数の荷主の貨物が大量に持ち込まれる事業所間においてそれらの貨物を組み合わせて長距離にわたり定期的に運送する物流の幹線としての役割を担う極めて公益性の高い事業であり、事業許可に当たっては、それ以外の事業者と異なり特別積合せ貨物運送に係る事業場の位置、当該事業場の積卸施設の概要、事業用自動車の運行系統及び運行回数等をもとに、特別積合せ貨物運送事業が安全かつ確実に実施できるか審査することとしており、また輸送の安全についても運行系統100kmごとに主な地点間の運転時間・平均速度、乗務員の休憩・睡眠地点・時間等の基準を定めその遵守義務が課せられており、特別積合せ貨物運送事業以外の一般貨物自動車運送事業に比べ厳しい条件が課せられているものであり、また倉庫業は許可制ではなく登録制となっておりその公益性に応じた規制、特例の差が設けられているものと考えられ、公共の利益となる事業の用に供する場合において土地を収用又は使用することができる強い私権制限が認められている土地収用法の収用適格事業としても、特別積合せ貨物運送事業のみが認められ、それ以外の一般貨物自動車運送事業や倉庫業は位置づけられていないものとなっており、公益性には差があるものと認識している。		回答では、今後、法第34条第10号口等の運用に関する事例、条例等の制定状況等について調査し、情報提供を行うことを通じて、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であることを周知することとする」とされているが、その具体的内容と措置時期を明らかにされたい。	a	-	法第34条第10号口等により許可している事例、法第34条第8号の3等に基づく条例の制定状況について調査し、情報提供等を平成15年度中に行う	5069007	社団法人全日本トラック協会	11
z1200007	(上記の続き) 市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和				(上記の続き)	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能であって、国土交通省では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為等に該当すると考えられるものについて、地方公共団体に技術的助言として示している開発許可制度運用指針に例示し、その中で特別積み合わせ貨物運送事業以外の一般貨物自動車運送事業の用に供される施設及び倉庫業の用に供する倉庫についても、4車線以上の国道、都道府県道等の沿道又は高速自動車国道等のインターチェンジ周辺における大規模な施設を例示するとともに、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用が望ましいことを示している。今後、法第34条第10号口等の運用に関する事例、条例等の制定状況等について調査し、情報提供を行うことを通じて、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であることを周知することとする。						5069007	社団法人全日本トラック協会	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200007	市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和	5069	5069007	社団法人全日本トラック協会	11	市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和		市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和	特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業及び倉庫業の用に供する建築物に係る開発行為については、都市計画法第34条第10号ロに該当するか否かを各許可権者が個別に判断して許可することとなっている。	市街化調整区域における物流施設の開発について、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業及び倉庫業についても、特別積合せ運送事業と同様に開発許可を不要とされたい。	国土交通省 都市計画法第29条 第34条、都市計画法施行令第21条	国土交通省	
z1200007	(上記の続き) 市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和	5069	5069007	社団法人全日本トラック協会	12	(上記の続き) 市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和						国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200007	市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和	都市計画法第29条第1項 都市計画法施行令第21条第6号	市街化調整区域で開発行為の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならないが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	d	-	特別積合せ貨物運送事業は、不特定多数の荷主の貨物が大量に持ち込まれる事業所間においてそれらの貨物を組み合わせて長距離にわたり定期的に運送する物流の幹線としての役割を担う極めて公益性の高い事業であり、事業許可に当たっては、それ以外の事業者と異なり特別積合せ貨物運送に係る事業場の位置、当該事業場の積卸施設の概要、事業用自動車の運行系統及び運行回数等をもとに、特別積合せ貨物運送事業が安全かつ確実に実施できるか審査することとしており、また輸送の安全についても運行系統100kmごとに主な地点間の運転時分・平均速度、乗務員の休憩・睡眠地点・時間等の基準を定めその遵守義務が課せられており、特別積合せ貨物運送事業以外の一般貨物自動車運送事業に比べ厳しい条件が課せられているものであり、また倉庫業は許可制ではなく登録制となっておりその公益性に応じた規制、特例の差が設けられているものと考えられ、公共の利益となる事業の用に供する場合において土地を収用又は使用することができる強い私権制限が認められている土地収用法の収用適格事業としても、特別積合せ貨物運送事業のみが認められ、それ以外の一般貨物自動車運送事業や倉庫業は位置づけられていないものとなっており、公益性には差があるものと認識している。		回答では、今後、法第34条第10号口等の運用に関する事例、条例等の制定状況等について調査し、情報提供を行うことを通じて、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であること等を周知することとする」とされているが、その具体的内容と措置時期を明らかにされたい。	a	-	法第34条第10号口等により許可している事例、法第34条第8号の3等に基づく条例の制定状況について調査し、情報提供等を平成15年度中に行う	5077014	任意団体	11
z1200007	(上記の続き) 市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和					(上記の続き) 市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能であって、国土交通省では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為等に該当すると考えられるものについて、地方公共団体に技術的助言として示している開発許可制度運用指針に例示し、その中で特別積み合わせ貨物運送事業以外の一般貨物自動車運送事業の用に供される施設及び倉庫業の用に供する倉庫についても、4車線以上の国道、都道府県道等の沿道又は高速自動車国道等のインターチェンジ周辺における大規模な施設を例示するとともに、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用が望ましいことを示している。今後、法第34条第10号口等の運用に関する事例、条例等の制定状況等について調査し、情報提供を行うことを通じて、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であること等を周知することとする。						5077014	任意団体	12
z1200008	市街化調整区域内の建築物の再建築に係る規制緩和	都市計画法第42条	開発許可を受けた開発区域内では、原則として当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物の新築等はできないが、都道府県知事等が許可すれば、予定建築物以外の建築物を建築することができることとなっている。	d	-	開発許可を受けた開発区域内において、一定期間後に、新たに建築物を建て直そうとする場合、都市計画法上、当該開発区域における利便の増進上又は開発区域及びその周辺における環境の保全上支障がないと認めて都道府県知事等がその建築を許可できることとなっており、地域の実情に応じた運用が可能となっている。						5141001	個人	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200007	市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和	5077	5077014	任意団体	11	市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和。		市街化調整区域において、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業及び倉庫業についても、特別積合せ運送事業と同様に物流事業として開発許可を不要とするよう要望する。	一般貨物自動車輸送事業者は、市街化調整区域における物流施設の建設等開発行為を行う場合開発許可が必要であるが、特別積合せ事業者のみは開発許可を必要としない。	市街化調整区域における大規模な流通業務施設の開発については、インターチェンジからの距離及び大型自動車の1日平均発着回数などの規制が緩和されたが、各自治体の土地利用計画が定まらず区域指定がなされない為、許可を得にくい状況である。 したがって、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ運送事業は開発許可が不要となっているように、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業及び倉庫業についても、一般地域での用地取得が困難な事情もあり、特別積合せ運送事業と同様に物流事業として開発許可を不要とするようお願いしたい。	都市計画法第29条、34条 同施行令第21条	国土交通省	
z1200007	(上記の続き) 市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和	5077	5077014	任意団体	12	(上記の続き) 市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和。						国土交通省	
z1200008	市街化調整区域内の建築物の再建築に係る規制緩和	5141	5141001	個人	11	市街化調整区域内の建築物の再建築に係る規制緩和		市街化調整区域内で、分家住宅、沿道サービス業等の許可で建築された建築物を買い受けた第三者が一定期間経過後に当該建築物を改築する場合には、建築許可を撤廃又は緩和されたい。		不景気で競売物件が数多く売りに出されている。任意、競売を問わず市街化調整区域内の物件は適正価格では売れない。調整区域内の土地や中古の建物に銀行は金を貸さないから、今時、土地や家を買うほとんどの人は銀行のローンである。建て替えられない家や土地が全く売れないのも道理である。 土地の流動化を図らねば債権処理は益々遅れ、景気回復はおぼつかないと思う。私の買った家も人が住んでいないことあって傷みが早く朽ち果ててしまった。これは国家的にも損失である。 家を建てられない宅地はどうすればよいのか、瓦礫を除去し耕地にするのも一寸無理である。山林にするのもたいへん近隣に迷惑を及ぼす。一度宅地にしたところの有効利用は宅地のみである。	都市計画法	国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200009	畜舎、堆肥舎、自給飼料製造における都市計画法規則の証明の廃止	都市計画法第43条 都市計画法施行規則第60条	建築確認を受けようとする者は、都道府県知事等に対し計画が都市計画法の関連規定に適合している旨の証明書の交付を都道府県知事等に求めることができることとなっている。	e	-	市街化調整区域内での建築物の建て替えについては、区域区分の実効性を確保するため、当該建築物が市街化調整区域においてその建築を認めうるものであるかどうかを開発許可権者が審査し、許可することとなり、都市計画法第60条に基づく証明書は当該建て替えがこれに該当し、違法なものではないことを、建築確認を担任する建築主事に証明するために発行しているものである。 畜舎などの農産物の生産又は集荷のための建築物や、堆肥舎などの農業の生産資材の貯蔵又は保管のための建築物は、開発許可権者の許可なく建築できることになっており、建築確認事務を迅速に進めるための証明書の発行が、提案法人が農業を行おうとする場合の障壁となっているものとは考えられない。						5036004	株式会社武井建設	11
z1200010	都市公園における22(33)kV配電用変圧器の設置の容認	都市公園法第7条第7号 都市公園法施行令第12条第2号の2 都市公園法施行規則第16条第4号の2	都市公園の地下に都市公園法施行令第12条第2号の2に規定する変電所を設置する場合、地下に設け、変電所頂部と地面との距離は、原則として3メートル以下としなければならないこと規定されている。	c	-	都市公園は、都市公園は、都市を緑化して都市環境の向上を図るとともに、空地を確保して、避難、防火等の災害の防止に資することを目的として設置される都市の貴重なオープンスペースであり、このような都市公園の性格から、公園施設については、建ぺい率は原則として2%以内されているところであり、公園施設以外の占用物件については、必要やむを得ないものに限り限定的に列挙しているところ。 変電所については、さらに、それ自体の危険性等を考慮して、地下に設け、変電所頂部と地面との距離は、原則として3メートル以下としなければならないこととされているところ。						5021252	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200010	(上記の続き) 都市公園における22(33)kV配電用変圧器の設置の容認											5021252	社団法人日本経済団体連合会	12
z1200011	電気事業者及びガス事業者等に認められる「公益特権」のリース会社への適用	都市計画法第29条第1項 都市計画法施行令第21条第14号	開発行為を行おうとする者は原則として都道府県知事等の許可を得なければならないが、公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為については許可が不要となり、一般電気事業の用に供する電気工作物を設置する建築物等の用に供する開発行為は公益上必要な建築物のための許可不要の開発行為と定められている。	d	-	都市計画法上、公益的建築物として認められる建築物については、建築物の所有、賃借等の権原の如何については規定しておらず、リースであっても、電気事業法上の一般電気事業の用に供する電気工作物、ガス事業法上の一般ガス事業の用に供するガス工作物等であれば、許可不要となる。						5086026	社団法人リース事業協会	21

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200009	畜舎、堆肥舎、自給飼料製造における都市計画法規則の証明の廃止	5036	5036004	株式会社武井建設	11	畜舎、堆肥舎、自給飼料製造の都市計画法規則の証明廃止		農業用施設の畜舎、堆肥舎、飼料製造施設を旧所有者から引続き経営する時、施設を新築する為に義務付けされている証明申請は、明らかに当該施設が存在していた事が明白である。よって、畜舎、堆肥舎、飼料製造施設について現存していた場所での証明申請を要しないこととする。	新たに建設業者が農業参入を目指したとき、都市計画法の開発行為許可に係る施行規則の証明申請を廃止することにより、迅速に農業参入が可能となる。継続して同一場所で建設する畜舎、堆肥舎、飼料製造施設は証明申請を廃止する。	建設業者の農業参入に際し、開発行為に係る書類作成や管轄官庁との折衝など多くの労力と時間が必要となり、参入意欲を制限している。	都市計画法施行規則 第60条	国土交通省	
z1200010	都市公園における22(33)kV配電用変圧器の設置の容認	5021	5021252	社団法人日本経済団体連合会	11	都市公園における22(33)kV配電用変圧器の設置		変電所のうち22(33)kV配電用変圧器については、規制対象から除外し、公園管理者の許可を受けた場合には地上への設置を可能とすべきである。		昨年度の要望において、電線類の地中化に必要な変圧器等の地上設置機器は、都市公園法第7条第1号の「その他これらに類するもの」に該当し、地上設置機器の設置が、公衆の都市公園利用に著しい支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ない場合に限り、公園管理者が設置を許可するとの回答があった。また本年6月の規制改革集中中間における2次回答において「公園施設以外の占有については、公共性の強いもの、公園の機能との関連性を有するものや公園のオープンスペースとしての特性を生かしたもの等の必要やむを得ないものに限って認めている」との見解が示されている。	都市公園法 第7条 都市公園法施行令 第12条	国土交通省	都市公園に変電所を設置する場合、地下に設け、変電所頂部と地面との距離が原則として3m以下としないこととされている。
z1200010	(上記の続き) 都市公園における22(33)kV配電用変圧器の設置の容認	5021	5021252	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 都市公園における22(33)kV配電用変圧器の設置				(上記の続き) 22(33)kV配電用変圧器は、電線類の地中化に必要な地上設置機器と同様、当該公園や周辺需要家への電力供給の用に具する「公共性の強いもの」である。またその占有面積は4㎡程度であり、地中化に必要な地上設置機器と比べれば大きい。一般的な変電所(600㎡程度)に比べ十分に小さく都市公園での占有が、都市環境の向上や災害防止といった目的を阻害するとは考えられない。一概に、当該変圧器の地上設置を禁ずるのではなく電線類の地中化に必要な地上設置機器と同様、設置場所や設置規模等を勘案し、公衆の都市公園利用に著しい支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ない場合には占有を許可できるようすべきである。		国土交通省	
z1200011	電気事業者及びガス事業者等に認められる「公益特権」のリース会社への適用	5086	5086026	社団法人リース事業協会	21	電気事業者及びガス事業者等に認められる「公益特権」のリース会社への適用		電気事業者及びガス事業者には、固定資産税の課税標準特例措置、都市計画法における都道府県知事許可取得の免除等の「公益特権」が与えられているが、当該事業者がリースによって設備を導入する場合に同様の措置をリース会社に講ずること。		電気事業者及びガス事業者においてはリースの利用ニーズが高まりつつあるが、リースによる場合も、「公益特権」を活用できることが望ましい。		総務省 国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200012	公有水面埋立地における権利移転の柔軟化	公有水面埋立法第27条	埋立地の所有権の移転、地上権等の設定は、竣功認可の告示後10年間 (構造改革特区においては5年間)は都道府県知事の許可を受ければ可能。10年経過後は規制なし。	d		公有水面の埋立は、国民共有の財産である貴重な公有水面を埋立て、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものである。このため、安易な権利の移転、設定を無制限に認めることはできないが、免許時との状況の変化等を踏まえて変更することが必要な場合には、埋立竣功後10年間は、当該地域の状況を把握し得る立場にある都道府県知事の許可を受ければ行えることとなっている。また、構造改革特区においては、この期間を5年間に短縮している。さらに10年経過後は、特に規制はなく一般の土地と同様に権利の移転、設定を行うことができる。						5021104	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200013	海面埋立による廃棄物最終処分場の建設に係る規制の緩和	公有水面埋立法第4条、第27条、第29条 同法施行令第7条	公有水面の埋立は、国土利用上適正かつ合理的であること等の基準を充たせば、民間セクターであっても都道府県知事の免許を受けて実施できる (公有水面埋立法第4条)。また、分譲等を主たる目的とする埋立については、同法第4条及び同法施行令第7条により、公共団体並びに土地の造成及び処分の業務が主たる目的の一であり、かつ、国等の出資が資本金等の2分の1を超える法人 (但し、生活環境の向上等を図るものを目的とし、かつ、埋立地又は地域の総合的發展に著しく寄与するもので竣功後3年以内に埋立地の処分を完了する見込み確実な埋立の場合、国等の出資が資本金等の3分の1を超える法人)に限定されている。埋立地の所有権の移転、地上権等の設定は、竣功認可の告示後10年間 (構造改革特区においては5年間)は都道府県知事の許可を受ければ可能。10年経過後は規制なし。	c		公有水面の埋立は、国民共有の財産である貴重な公有水面を埋立て、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものであることから、公共の利益に寄与することが求められている。そのため、免許の基準として、国土利用上適正かつ合理的であること、環境保全に配慮されていること等が定められている。これらの基準に合致した埋立てであれば、民間セクターであっても廃棄物を埋立用材とする埋立は可能である。ただ、要望の趣旨が廃棄物で埋立てを行い、竣功後は埋立地を自由に処分できるようにして欲しいということであるならば、貴重な公有水面の埋立てを行うにあたっては、公共の利益に寄与するものであることが必要という法の趣旨から見て困難である。公有水面の埋立は、国民共有の財産である貴重な公有水面を埋立て、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものである。このため、安易な権利の移転、設定を無制限に認めることはできないが、免許時との状況の変化等を踏まえて変更することが必要な場合には、埋立竣功後10年間は、当該地域の状況を把握し得る立場にある都道府県知事の許可を受ければ行えることとなっている。また、構造改革特区においては、この期間を5年間に短縮している。さらに10年経過後は、特に規制はなく一般の土地と同様に権利の移転、設定を行うことができる。	貴省からの回答に対し要望主体より下記のとおり意見が提出されており、この点も踏まえ改めて検討し回答されたい。 < 要望者意見 > 廃棄物処分場の整備が喫緊の課題であることを踏まえ、まずは、公的セクター以外の廃棄物最終処分目的の海面埋立申請を積極的に認めるべきである。 構造改革特区において、埋立所有権の譲渡制限・用途転換制限期間を5年間に短縮されたことは評価できる。こうした動きを全国的に拡大する方向で、取得後10年以内であっても、土地利用用途に関する審査を経れば、譲渡制限・用途転換制限が緩和されるようにすべきである。	C		公有水面の埋立は、国民共有の財産である貴重な公有水面を埋め立てて所有権を与えるものである。特に近年、環境問題の重要性が増加し、貴重な水面に対する国民の意識が高まっている。このため、自らが利用しない分譲埋立については、利権化の対象とされやすいこと等に鑑み、引き続き出願者の制限を堅持していくことが必要である。 なお、自らが埋立地を利用する目的で行う埋立の出願については、公的セクターのみに限定されているわけではなく、免許を取得することは可能である。 現行法下においては、都道府県知事の審査を受ければ、竣功認可の告示後10年以内の埋立地であっても処分や用途を変更することは可能である。	5021125	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200014	公有地の拡大の推進に関する法律の見直し	公有地の拡大の推進に関する法律 第四条第一項第五号、第六号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第2条第二項	一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合に、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価格、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他の事項を都道府県知事に届け出させることにより、公共施設等の整備のために当該土地の取得を必要とする地方公共団体等に、民間の取引に先立つ土地の買取りの協議の機会を与えようとするもの。	c		1. 第4条第1項第5号 (生産緑地地区の区域内に所在する土地 生産緑地地区は、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであることがその指定要件のひとつとなっている (生産緑地法第3条第1項第1号)) ことから、都市の健全な発展と秩序ある整備 (公法第1条) を促進するため必要な土地の先買いに 関する制度等を定める公法においては、当該生産緑地の有償取引に先立つ届出が義務付けられているものである。(なお、生産緑地法に基づく買取りの届出は、当該生産緑地に係る営農が困難となった場合等一定の要件に該当する場合において、生産緑地の所有者が市町村長に対し、時価で買取るべき旨を申し出ることが「できる」として生産緑地の所有者の権利救済を図ったものであり、当該生産緑地の譲渡を規制するものではない。) 2. 第4条第1項第6号 (都市計画区域内に所在する一定面積以上の土地 (市街化区域等:5千㎡、その他の都市計画区域:1万㎡)) 都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域 (都市計画法第5条第1項) として指定するものであり、当該区域内の一定面積以上の土地取引については、都市の健全な発展と秩序ある整備を行う観点から、届出を義務付け、公共施設の整備等に必要土地を地方公共団体等が先買いできるようにしておくことが必要である。	要望者は事実上、公的セクターが土地を買い取る事例はあまりない。届出により、土地取引に係る事務が煩雑となるほか、都道府県知事からの通知が来るまで当該取引が滞ることになり、土地取引の自由が阻害される」と指摘しており、この点を踏まえ改めて検討し回答されたい。	C		公法に基づく買取りは、土地の位置、形状、面積、事業化までの期間、資金的な制約等から判断して、必要な土地に限定して買取りを行っている。 また、公法に基づく届出制度は、民間の土地取引が行われる場合に、地方公共団体等へその情報を提供し、土地取引に先立って公共の用途のために土地を取得する機会を優先して確保することを意図したものであり、届出制度は土地の売買情報の把握の観点から極めて意義深いものとなっており、かつ、届出制度は第5条の届出制度と一体となつて機能していることから、届出に基づく買取りの件数の多寡のみで制度の必要性を判断すべきではないものと考えます。 さらに、届出の義務の対象となる土地の要件については、平成10年に面積要件の引き上げを行うなど、民間の自由な土地取引に過度な制限とならないよう十分配慮して設定しているものと認識している。	5021114	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200012	公有水面埋立地における権利移転の柔軟化	5021	5021104	社団法人日本経済団体連合会	11	公有水面埋立地における権利移転の柔軟化【新規】		所有権移転、地上権、質権、賃借権等の設定に関する制限期間の撤廃ないし緩和を要望する。確かに、特区法の改正等によって制限期間は短縮されつつあるが、少なくとも証券化された部分については適用除外とするなど、更なる措置を講じるべきである。		不動産流動化の進展が期待できる。	公有水面埋立法22条、27条	国土交通省	公有水面埋立工事を竣工した場合、これを都道府県知事に届出で認可を受ける必要がある(公有水面埋立法22条)。都道府県知事の認可後10年間は当該埋立地の所有権移転、地上権、質権、賃借権の設定を都道府県知事の許可なく行うことができない(同27条)。このため、不動産流動化が阻害されており、SPC等による倒産隔離が行えない。
z1200013	海面埋立による廃棄物最終処分場の建設に係る規制の緩和	5021	5021125	社団法人日本経済団体連合会	11	海面埋立による廃棄物最終処分場の建設に係る規制緩和		埋立の用途のうち「生活環境の向上を図るもの」として廃棄物の処分場を認め、この場合について「工事の竣工後3年以内に埋立の処分を完了する見込みが確実なもの」との制約をはずす等により、公的セクター以外の廃棄物最終処分場の海面埋立申請を可能とすべきである。 取得後10年以内の埋立所有権の譲渡制限・用途転換制限を、土地利用用途の審査を付加するなど、一定の条件下で緩和すべきである。		廃棄物最終処分場の確保は喫緊の課題である。しかしながら、現状では、周辺住民の合意形成が得られにくいことから、廃棄物最終処分場を内陸に確保することが非常に困難である。こうした実情を踏まえれば、海上に最終処分場を確保することも視野に入れざるをえないことは時代の趨勢と考える。また、その場合に、公的セクターのみならず、民間セクターも、当然、何らかの許可申請を経た上で、最終処分場目的の海面埋め立てができるように規制を見直すべきである。	公有水面埋立法 第4条、第27条、第29条 同法施行令 第7条	国土交通省	公有水面埋立法により、分譲等を主たる目的とする埋立ができる者は、公共団体並びに、土地の造成及び処分の業務が主たる目的の一であつてかつ国等の出資が資本金等の2分の1を超える法人()に限定している。 但し、生活環境の向上等を図るものを目的とし、かつ、埋立地又は地域の総合的發展に著しく寄与するもので、竣工後3年以内に埋立地の処分を完了する見込みが確実な埋め立ての場合は、国等の出資が資本金等の3分の1を超える法人に限定している。 竣工認可の告示後10年間については、免許を受けた者が埋立地の権利の移転・設定および用途変更を行う場合は、免許権者の許可が必要としている。このことにより、事実上、公的セクター以外の埋立事業への参入を制限している。
z1200014	公有地の拡大の推進に関する法律の見直し	5021	5021114	社団法人日本経済団体連合会	11	公有地の拡大の推進に関する法律の見直し		公拡法に基づき届出を要する土地のうち、法第4条第1項第5号に定める生産緑地、ならびに同第6号に定める一定面積以上の土地(市街化区域では5,000㎡以上)については、届出不要とすべきである。		公的セクターが取得する土地は、道路法や都市公園法に基づく道路や都市公園の予定地など、あらかじめ設定した諸条件に基づく土地や地域であり、単に一定規模以上の面積の土地が売却されるからといって、その土地を公的セクターが取得することはあり得ない。また、生産緑地法に定められた生産緑地については、生産緑地法に基づく市町村長に対する買取申出手続を経た後でなければ行為制限が解除されないこととされており、公拡法に基づく届出を併せて義務付ける必要はない。そもそも、同法に基づく届出を行う際には、すでに売却先が決定しており、事実上、公的セクターが土地を買い取る事例はあまりない。また、届出により、土地取引に係る事務が煩雑となるほか、都道府県知事からの通知が来るまで当該取引が滞ることになり、土地取引の自由が阻害される。従って、同法に基づく届出の対象範囲は必要最小限にすべきである。	公有地の拡大の推進に関する法律 第4条	国土交通省	「公有地の拡大の推進に関する法律」(公拡法)は、公有地の拡大の計画的な推進等を図るため、道路法や都市公園法に基づく道路・都市公園の予定地や土地区画整理事業内の土地など、法第4条に掲げる事項に該当する土地等を売却しようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に対し、当該土地の所在・面積、譲渡予定価格、売却する相手方等を届出なければならない。当該届出のあった土地について、都道府県知事ならびに関係市町村等は、必要があれば、買取りの協議を行う。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200015	橋梁に添架される管路等の占用料の合理化 一本化	道路法第32条、同法第39条 河川法第24条、同法第32条	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならない(道路法第32条)。 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる(同法第39条)。 河川区域内の土地を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない(河川法第24条)。 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について占用の許可を受けた者から占用料を徴収することができる(同法第32条)。	c		道路として整備される橋梁への管路等の占用は、一般国民の税負担により建設・管理される公共用物を特定人が特別に使用するものであることに加え、管路等の占用物件が添加されることにより、管理上の負担がより増大することから、負担の公平の観点からみて、道路の占用料を徴収することが適当である。 また、河川の占用に当たっては、橋梁のみならず橋梁に添加される管路等についても土地の占用許可が必要であり、国有財産である河川敷地を使用する対価として、占用料については徴収する必要がある。なお、当該占用料は、都道府県知事が河川法第32条を根拠とし、条例等に基づいて徴収しているものである。 よって、道路及び河川の占用料は、それぞれの必要性に基づいて徴収しているものであり、重複しているとはいえない。		貴省の回答に対し下記の通り意見が提出されており、この点も踏まえ改めて検討し回答されたい。 <要望者意見> 回答では、「管路等の占用物件が添架されることにより、管理上の負担がより増大する」とあるが、道路占用料は固定資産税評価額をベースに道路に対する阻害率を乗じて算定されており、管理上の負担度合いに応じた単価設定になっていない。そもそも、管路等を橋梁に添架する場合、強度等の関係において補強が必要であれば橋梁建設費の応分負担も行っており、道路埋設管路と同様の占用料単価とされるのは疑問である。 河川占用料については、都道府県ごとの条例によって定められているが、その算定内容は道路と異なり明確でない。仮に土地に対する阻害要因が考慮されているのであれば、橋梁添架物件である管路と、河川下に設ける直埋型の管路とを区分した上で使用料を設定すべき。加えて、橋梁添架の管路は、あくまでも二次占用物件(橋梁自体が河川の一次占用物件)であり、占用料を無償とするないしは減額措置がとられるべきである。	c	道路占用料の性質には、使用の対価の趣旨と、管理費用の負担の公平という趣旨の双方が含まれている。橋梁負担金は、物件添架時における補強のための工事費用であつても、使用の対価及びその後の維持管理の費用ではないことから、橋梁負担金と別に占用料を徴収することには合理性がある。 河川占用料は、河川法第32条及び河川法施行令第18条の規定により各都道府県において条例等に基づいて算定・徴収されるものであり、一般的にその額は固定資産税評価額等を基礎として算定されているものである。また、土地を占用して設けられた物件が独立性のある工作物又は施設である場合は、新たな占用として取り扱ふものであり、占用料徴収の対象となるものである。	5021095	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200016	IRU (Indefeasible right of user 破棄し得ない使用権)方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和	道路法第32条 電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づき権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて。(平成11年3月31日建設省道路局路政課長通達)	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならない(道路法第32条)。 道路を占用する既設の電線の一部をRU契約により他の事業者を使用させる場合には、当該電線の所有者が占用目的の変更許可手続を行わなければならない(通達)。	b		既にRU契約に係る占用目的変更許可を受けた区間の電線の一部を、同契約により更に他の事業者を使用させる場合については、道路管理上生じうる問題及びその防止対策等に関する実態を検証の上、一定の条件の下で届出運用とすること等の簡素化の可否につき、平成16年度に検討を進めることとする。		回答では実施時期が明記されていないが、平成16年度中に実施されることの可否について改めて検討されたい。 回答では、「一定の条件の下で届出運用」とあるが、(a)RUベースでの芯線貸し出しの場合は、新たに回線を増設するわけでも、占用物件の外観が変わるわけでもないこと、(b)一次占用者は、二次占用させることにより問題が生じないと判断した場合に、二次占用者と契約を交わしていることから、事業者による大きな負担を課してまで、道路管理者が占用の適否を事前に判断する必要性は認められない。仮に義務占用物件に該当するかなどの確認が必要であるとしても、事後届出で十分である。 したがって、「届出不要」か、若しくは、少なくとも「事後届出」とできないか、改めて検討されたい。	b	前回回答にいう検討については、今後、各地方整備局等への実態調査を行うなどして、道路管理上生じうる問題点等について検証した上で判断する必要があることから、現時点においては実施時期を明らかにすることができないが、平成16年度に結論を得られるよう検討を進めたい。 前回回答にいう届出運用等の可否の検討については、事後届出とすることの可否も含む趣旨である。	5021145	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200016	(上記の続き) IRU (Indefeasible right of user 破棄し得ない使用権)方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和											5021145	社団法人日本経済団体連合会	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200015	橋梁に添架される管路等の占用料の合理化 一本化	5021	5021095	社団法人日本経済団体連合会	11	橋梁に添架される管路等の占用料の合理化 一本化		同一箇所において占用料を重複徴収されることは疑問であり、占用料を一本化するあるいは、いずれかの占用料を減額するなどの措置を講じるべきである。		河川と道路の区域が重複する場合、公物管理上の必要性から河川法、道路法それぞれに基づいた占用許可が必要とされるのはやむを得ない面もある。しかしながら、占用料については、当該公物の管理が重複することで管理費用の削減が図られている場合もあることを勘案すれば(例えば河川工事と道路工事の同時施工による工事費の縮減など)、占用料が重複することは不合理である。一本化(最低でもいずれかの占用料の軽減)が必要かつ可能と考える。	道路法32条、同39条 河川法24条、32条	国土交通省	橋梁に管路等を添架するにあたっては、道路法による占用申請(道路法32条)と河川法による占用申請(河川法24条)を行い、占用料については、道路(道路法32条)、河川(河川法32条)それぞれで徴収されている。
z1200016	IRU (Indefeasible right of user 破棄し得ない使用権)方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和	5021	5021145	社団法人日本経済団体連合会	11	IRU (Indefeasible right of user 破棄し得ない使用権)方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和		管路の所有者が、IRU方式によって電気通信事業者に芯線の一部を貸し出す場合、占用目的変更許可を不要とすべきである。		管路の所有者が、道路管理者から占用目的変更許可を得るまでの間、芯線を借り受ける側は使用することができないため、円滑なインフラ整備、サービス提供が妨げられている。 各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)。(平成15年5月 総合規制改革会議)においては、既設の電線の一部をIRU契約によって他の事業者で使用させようとする場合には、当該設備が引き続き義務占有物件に該当するものであるといえるか、誰がどのように使用し、管理するのか、事後の監督処分との関係において支障を生じることがないかについて、その都度、道路管理者において判断されるべきものであり、措置困難」とされている。	道路法第32条 電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて、平成11年3月31日建設省道路局路政課長通達	国土交通省	道路占用許可を受けた管路の所有者が、その所有する既設の電線の一部を他の事業者に譲渡し(IRU方式により他の事業者が芯線の一部を使用させる場合も含む)他の事業者がそれを使用する場合、占用目的の適否を判断する必要があることから、管路の所有者は、当該管路について占用目的の変更許可を申請しなければならない。
z1200016	(上記の続き) IRU (Indefeasible right of user 破棄し得ない使用権)方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和	5021	5021145	社団法人日本経済団体連合会	12	IRU (Indefeasible right of user 破棄し得ない使用権)方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和		(上記の続き) しかしながら、IRUベースでの芯線貸し出しの場合は、新たに回線を増設するわけでも、占有物件の外観が変わるわけでもないこと、一次占有者は、二次占有させることにより問題が生じないと判断した場合に、二次占有者と契約を交わしていることから、事業者には大きな負担を課してまで、道路管理者が占有の適否を事前に判断する必要性は認められない。仮に義務占有物件に該当するかなどの確認が必要であるとしても、事後届出で十分であると考え。そうすることは、ネットワークインフラの形成推進につながり、e-Japan戦略の遂行にも寄与する。		(上記の続き) しかしながら、IRUベースでの芯線貸し出しの場合は、新たに回線を増設するわけでも、占有物件の外観が変わるわけでもないこと、一次占有者は、二次占有させることにより問題が生じないと判断した場合に、二次占有者と契約を交わしていることから、事業者には大きな負担を課してまで、道路管理者が占有の適否を事前に判断する必要性は認められない。仮に義務占有物件に該当するかなどの確認が必要であるとしても、事後届出で十分であると考え。そうすることは、ネットワークインフラの形成推進につながり、e-Japan戦略の遂行にも寄与する。		国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200017	河川法に基づく水利使用許可申請の簡素化	河川法第 23 条、第 24 条、第 26 条 河川法施行規則第 11 条	河川法施行規則第 40 条において、許可申請書の添付図書の省略ができることとなっている。	d a		許可申請書の添付図書の省略については、水利使用の態様に着目して、河川への影響が殆ど無いような軽易な行為であれば、添付図書の一部を省略することが出来ることとなっている。これは河川流況や関係河川使用者の河川の使用への影響等河川管理上の観点から許可すべきかどうか検討するに際して必要ないと認められる図書を省略するものである。 このため、対象河川別に一律に、一定の図書を省略出来るものではなく、また、使用水量が軽微であっても、元々流量の乏しい河川であれば、それだけでは河川への影響が殆ど無いと判断することは出来ず、個々の案件ごとに省略図書の範囲を判断する必要がある。例えば、瞬時に流水が河川に還元される場合のように河川への影響が殆ど無いと判断出来る場合には、河川の流量等との関係を明らかにする計算書等添付図書の一部を省略することが出来る場合があると考えられる。 一方、既に許可を受けている流水の占有の範囲内であれば、河川流況への影響、治水、関係河川使用者の河川の使用、漁業等への影響の対策等、既に審査済みの事項に対して、運用上手続きが簡素化されている。これについては構造改革特区第 2 次要望に対する規制改革事項として「河川流水の占有許可手続の円滑化に資するよう申請者等の参考となるような事例を収集し、これを周知することとしており、現在事例集を作成中である。 なお、普通河川において河川水の利用が計画されている場合、発電利用に限らず、普通河川区域内で取水し、全量を当該河川へ放流して、河川法の適用のある河川の区間の流量等に全く変化の無い場合等には、当該普通河川について河川指定は行っていない。		要望者はクリーンエネルギーである水力発電のうち、身近な未利用落差を利用するマイクロ水力発電について、手続きの簡素化を求めており、今後作成予定の事例集においてもこの点を考慮し対応されたい。 また、あわせて措置時期も明示されたい。	a		今後作成予定の事例集において、既に許可を受けている流水の占有の範囲内において、発電水利使用の許可を申請する場合には、運用上手続きが簡素化されている許可事例を紹介することとしているが、事例には取水量の小さな発電の水利使用についても含むこととし、要望者の参考となるように対応することとしたい。 また、事例集については、平成 16 年 3 月に公表予定としているところである。	5021242	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200018	水質汚濁防止法ならびに下水道法に基づく届出書類の様式の見直し	下水道法第 12 条の 3	下水道法第 12 条の 3 特定施設の設置等の届出) は、水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する工場又は事業場から悪質下水が下水道へ排除されること等を未然に防止し、下水道法の水質規制を徹底するために特定施設の構造等を公共下水道管理者へ届出することを事業者に義務付けたものである。	e	-	従来から水質汚濁防止法に基づく届出の対象であった特定施設を有する工場又は事業場が、下水道処理区域の拡大等により下水道に接続して下水を排除することとなった場合には、下水道法第 12 条の 3 に基づく届出を改めて公共下水道管理者へ行わなければならない。 この場合に下水道法第 12 条の 3 に基づく下水道法施行規則第 8 条では、特定施設の構造等の内容については書類の様式を特に規定しておらず、下水道への接続による記載事項の変更が生じる書類を除き、水質汚濁防止法に基づく届出を行った際の書類が活用できることとなっており、事業者の書類作成に係る負担軽減に配慮がなされているところである。 こうしたことから、下水道法第 12 条の 3 に基づく届出においては、提案主体からの要望にあるように「重複する情報を別々の様式に基づいて書類を作成」することはないことと、本要望は事実誤認である。 なお、下水道処理区域内における特定施設の新設等については、公共下水道 (汚水管) は公共用水域ではないことから、公共下水道管理者に届出を行うのみで足りるので、同様に「重複する情報を別々の様式に基づいて書類を作成」することはない。		回答では、記載情報を部分的に共有できることで事業者の書類作成に係る負担軽減に配慮していること、重複する情報を別々の様式に基づいて書類を作成することはないとして、要望を事実誤認とされているが、地方自治体によっては重複している事例も見受けられるところであり、負担軽減となるような具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 また、上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合は実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	e a	-	下水道法に基づく特定施設の届出については、下水道法第 12 条の 3 に基づく下水道法施行規則第 8 条では、特定施設の構造等の内容については書類の様式を特に規定しておらず、既に事業者の書類作成に係る負担軽減に配慮がなされているところであり、この点本要望は事実誤認である。 なお、事業者の事務負担軽減をさらに徹底する観点から、下水道管理者において届出書類の様式を定める場合には、水質汚濁防止法に基づく届出を行った際の書類の写し等を可能な限り活用できるようにするため、水質汚濁防止法に係る届出書類の様式と平仄を揃えることが適当である旨を下水道管理者に周知することとする。	5021130	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200017	河川法に基づく水利使用許可申請の簡素化	5021	5021242	社団法人日本経済団体連合会	11	河川法に基づく水利使用許可申請の簡素化【新規】		対象河川別に提出書類の一部省略を認める 既得水利権の使用水量内であれば、提出書類の一部省略を認める 使用水量が軽微(例えば、0.5? /s以下)の場合には、提出書類の一部省略を認める等、申請手続きの簡素化を行うべきである。		マイクロ水力発電は、発電設備的には山間部渓流での自然の淵や既設砂防ダムを利用した取水、既設上水取水設備や農業用取水設備での遊休落差等を利用するものであり、ダム等の新たな河川工作物の設置がない。また、使用水量が従来の発電専用設備と比較して極端に小さく、減水区間も生じない場合が殆どであることから、河川に与える影響も軽微であると考えられる。 クリーンエネルギーである水力発電のうち、身近な未利用落差を利用するマイクロ水力発電は開発地点が多くあり、日常生活や福祉の向上の分野、地域エネルギーを利用した環境学習や環境啓蒙の分野として、地域の公共施設での利用が考えられる。また初期建設費も小さいことから有望視されているが、左記申請手続きの煩雑さが、現在普及の阻害要因の1つとなっている。	河川法 第23条、24条、26条 河川法施行規則 第11条	国土交通省	河川において河川水を発電に利用する場合、一級、二級、準用河川はもちろん、普通河川(河川法の適用外)においても河川法適用河川へ指定するための手続き(河川指定手続き)を行い、河川法に規定される水利使用に係る許可を受ける必要があり、既得水利権(例えば、灌漑用水)があっても使用目的が異なれば新たに許可を受ける必要がある。また、発電に利用する水利権は、その規模(使用水量)に関らず特定水利使用となり、許可を受ける必要がある。 以上、この許可を得るための申請手続きは、対象河川、既得水利権の有無、使用水量の大小に関らず同様の手続きが必要であるが、これらの手続きは非常に煩雑であり、申請書作成に多大な労力を要する。
z1200018	水質汚濁防止法ならびに下水道法に基づく届出書類の様式の見直し	5021	5021130	社団法人日本経済団体連合会	11	水質汚濁防止法ならびに下水道法に基づく届出書類の様式の見直し【新規】		水質汚濁防止法ならびに下水道法に基づく特定施設の設置に係る届出書類の様式について、届出者の事務負担を軽減する方向で、統合化・併用化を図るなど見直すべきである。		公害防止に係る各種届出については、重複する内容の書類を提出が義務付けられていることが多い。なかには、条例によって上乘せ規制を課している自治体も多く、申請者にとって、書類作成の事務負担は非常に大きい。 特に、水質汚濁防止法と下水道法については、同一施設について、重複する情報を別々の様式に基づいて書類を作成し、同じ市町村の担当窓口へ提出する場合がある。内容が重複する部分について、水質汚濁防止法ならびに下水道法の書類様式の併用化を検討するなど、できるだけ事務負担が軽減されるよう見直しを図るべきである。	下水道法第12条の3 水質汚濁防止法第5条	環境省 国土交通省	水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置に係る届出内容と、下水道法に基づく特定施設の設置に係る届出内容は、非常に重複する内容が多い。 同一施設について、水質汚濁防止法に基づく届出と下水道法に基づく届出を行わなければならない場合があるが、上記二法の届出書類の様式が異なるため、多大な情報を記載した書類を別々に作成し、同一市町村の担当窓口へ提出しているのが実情である。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200019	畜舎、堆肥舎、自給飼料製造施設の建築確認の廃止	建築基準法第6条	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、建築物について、安全上、防火上等の観点から、その敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めている。法第6条は、建築主が、一定の建築物を建築する場合等には、この建築物の計画の建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事の確認を受けなければならないこととしている。	c		建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、安全上及び防火上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めているものであり、畜舎等についても、当該建築物の所有者の財産保護、作業従事者の人命の安全確保や周辺への延焼防止の観点から、建築物として建築基準関係規定への適合性について、建築主事等の確認を受ける必要がある。なお、畜舎等の一定の開放性を有する簡易な構造の建築物等は、その用途等の特性から、一定の防火等に関する規定の適用が除外されるなど基準が緩和されている。また、ご提案の中の飼料製造施設が、建築物に該当するかどうかは、そのものの構造、機能等の実態等及び法の趣旨、目的等を総合的に勘案して、特定行政庁により判断されることとなる。		要望主体は、要望の施設は農業用の簡易施設であり立地場所も中山間地であることから、人の利用や周囲への影響が限定的であると指摘しており、このような施設について都市部と同様の全国一律の基準の適用が適当であるか否かについて、農業をめぐる国際国内情勢の変化等も踏まえ、改めて検討し回答されたい。 また、要望主体は、建築確認の書類作成や管轄官庁との折衝などに多くの労力と時間を要することが農業への参入意欲を阻害していると指摘しており、特定行政庁の判断に当たり、どのような施設が建築物に該当するか否かを明確にすることも含め幅広く対応策について検討し回答されたい。	c	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、安全上及び防火上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めているものである。したがって、畜舎等についても同様に、建築物として、当該建築物の所有者の財産保護、作業従事者の人命の安全性確保や周辺への延焼防止の観点から、用途、規模等に応じて定められた最低基準である建築基準関係規定に適合させるべきである。 なお、当該建築基準関係規定のうち適用される技術的基準について、例えば、防火関連規定については、防火準防火地域などの地域の実情に応じたレベルが設定されているところであり、また、構造関連規定についても、積雪荷重、風圧力、地震力等についても、積雪荷重、風圧力、地震力等についても、個々の建築物は、その適法性を担保することが必要であることから、建築主事等による確認検査を受けることとしているが、これらの確認検査の書類については、当該確認検査に必要な最低限の書類を求めているものであり、過度の労力、時間は要しないと考えられる。	5036001	株式会社武井建設	11	
z1200020	農業用温室の建設に係る適用基準の緩和	建築基準法第2条、第37条	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、建築物について、安全上、防火上等の観点から、その敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めている。	c		建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するという観点から、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低の基準を定めているものである。したがって、ご要望に係る農業用温室についても、当該建築物の所有者の財産保護、作業従事者の人命の安全確保や周辺への延焼防止の観点から、建築物として構造や防火避難等に係る最低基準への適合性について確認する必要があるものであり、ご要望の提案の実現は困難である。なお、農業用温室が建築物に該当するか否かについては、屋根、壁等を有するか否か、その構造、機能等の実態を総合的に勘案して判断されるものであり、一律に建築物でないと取り扱うことは困難である。例えば、屋根を天幕、ビニールスタレ等をふくなど簡単にとりはずし自由である場合などは、建築物としては取り扱われないこととなる。		貴省からの回答に対し要望主体から下記のとおり意見が提出されている。この点について、農業をめぐる国際国内情勢の変化等も踏まえ、改めて検討し回答されたい。 <要望者意見> 畜舎・堆肥舎等の建築物については、内容物の低価値さや人間の滞在時間が短いこと等を考慮し、利用状況や形態に応じた構造安全性を確保する目的で、国土交通省は、同省告示474号(平成14年5月29日付官報)をもって構造基準を緩和している。農業用温室についても同様の趣旨から、別途構造基準を示すことを検討いただきたい。	d	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、安全上及び防火上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めているものである。この基準については、特定行政庁が実験結果等をもとに建築物が耐えるべき積雪荷重及び風圧力を緩和できることとなり、農業用温室についても、その形態に応じた安全性を確保する観点から、農業用温室が耐えるべき積雪荷重及び風圧力について、現行規定において、実験結果等により特定行政庁等の判断で、一般的な建築物よりも緩和することが可能である。	5021275	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200021	自動車整備工場の立地に関する規制の緩和	建築基準法第48条	各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。	d		一定の環境対策がなされた自動車整備工場であっても、周囲の土地利用状況、前面道路幅員等によっては住居の環境を害するおそれがないとはいえず、一律に緩和することは適当でないが、地域の特性に応じて地区計画による用途制限の緩和や地方公共団体の条例により建築物の用途制限の緩和を定めることができる特別用途地区を活用することできめ細かく対応可能である。また、個別の建築物について当該用途地域の環境を害するおそれがないもの等として特定行政庁が認めて許可することによっても対応可能である。		用途地域における用途制限については、社会経済情勢の変化、国民のライフスタイルやニーズの変化、技術の進歩等に対応し、不断に見直ししていくべきと考えられるが、こうした観点からも要望内容について改めて検討し回答されたい。 なお、御省からの回答に対し要望主体より以下のような指摘がなされており、参考にされたい。 <要望者意見> 「当該用途地域の環境を害する恐れのないものについては特定行政庁が認めて許可する」との回答であるが、許可を得るには公聴会等を経る必要があるため、時間を要する。環境対策がなされたものについては設置が認められるよう再検討されたい。	d	用途規制については、地方公共団体が社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じて用途地域の変更、特別用途地区又は地区計画の決定若しくは特定行政庁の特例許可により対応すべきものであると考えている。 なお、この場合、都市計画の提案制度を活用することができる。 なお、前回回答のとおり、環境対策がなされていても、周囲の土地利用状況、前面道路幅員等によっては住居の環境を害するおそれがないとはいえない。	5021108	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200019	畜舎、堆肥舎、自給飼料製造施設の建築確認の廃止	5036	5036001	株式会社武井建設	11	畜舎、堆肥舎、自給飼料製造施設の建築確認廃止		中山間地に建設される農業用施設の畜舎、堆肥舎、飼料製造施設は、その使用目的から人が常住することは無くまた、火災等の発生原因も少なく周囲への影響もない。よって、畜舎、堆肥舎、飼料製造施設については、建築基準法の建築確認を要しないこととする。	新たに建設業者が農業参入を目指したとき、建築確認の手続きの簡素化によりより自由な設計のもと迅速に農業参入が可能となり、様々な農業分野への参入が容易になる。中山間地に建設する畜舎、堆肥舎、飼料製造施設の場合は、建築確認を廃止をする。	建設業者の農業参入に際し、建築確認の書類作成や管轄官庁との折衝など多くの労力と時間が必要となり、参入意欲を制限している。	建築基準法第6条	国土交通省	
z1200020	農業用温室の建設に係る適用基準の緩和	5021	5021275	社団法人日本経済団体連合会	11	農業用温室の建設に係る適用基準の緩和【新規】		少なくとも農地に建てられる農業用温室については、大規模のものであっても、建築基準法(第2条第1項、第37条)が適用されないことを明確にすべきである。 建築基準法が適用されるのであれば、建築基準法において、一般の建物とは別に農業用温室向けの基準を定めるべきである。		建築基準法が適用されることによって、農業用温室の建設コストがかさむとともに、海外の優れたシステムの導入の障害となり、輸入野菜に対して国産農作物の競争力が損なわれる。優れた温室のシステムが普及すれば、低農薬で安定した価格の農産物の供給につながる。また、天候等に左右されない安定した農業経営が可能となり、しかも作業環境も改善されるため若者の就農の増加が見込まれる。 農業用温室は、人間が常時生活する空間ではなくしかも、使われる部材のサイズ・重量が一般の建物と比べ、格段に軽薄なため、万一の災害時にも人間の生命・身体への危険性はほとんどない。また、平屋であるため、万一倒壊しても、公道をふさいだり、第三者へ危害を与える怖れはない。	建築基準法第2条第1号、第37条	国土交通省	農業用温室は、最近の行政判断としては建築物として取り扱われている。しかし、適用法規である建築基準法には、農業用温室を想定した基準が設けられておらず、一般の建物に関する基準(建築基準法第2条第1号、第37条)が適用される可能性がある。
z1200021	自動車整備工場の立地に関する規制の緩和	5021	5021108	社団法人日本経済団体連合会	11	自動車整備工場の立地に関する規制緩和		(1)新築の場合の整備工場設置可能面積を拡大すべきである。 住宅専用地域について、50㎡以下を条件に設置を認める(現行は設置不可) 第1・2種住居地域について、150㎡以下であることを条件に設置を認める(現行50㎡以下) 準住居地域について、300㎡以下であることを条件に設置を認める(現行150㎡以下) 近隣商業・商業地域について、500㎡以下であることを条件に設置を認める(現行300㎡以下) (2)第1・2種住居地域、準住居地域における現有面積での建て替えを認めるべきである。	過度な立地制限は、ユーザーの利便性を損なう。また、現在の自動車整備工場は環境対策も施されている。例えば、ISO14001取得に代表される通り、きめ細かな環境対策がなされており、騒音等の心配はない。住宅地域に隣接した自動車整備工場の建て替え促進による周辺環境の向上も期待できる。	建築基準法第48条、同別表第2用途地域内の建築物の制限	国土交通省	建築基準法における土地の用途制限により、住宅地における自動車整備工場の建築が制限されており、ユーザーに近い位置での工場設置、建て替えが困難となっている。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200021	自動車整備工場の立地に関する規制の緩和	建築基準法第48条	各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。	d		一定の環境対策がなされた自動車整備工場であっても、周囲の土地利用状況、前面道路幅員等によっては住居の環境を害するおそれがないとはいえず、一律に緩和することは適当でないが、地域の特性に応じて地区計画による用途制限の緩和や地方公共団体の条例により建築物の用途制限の緩和を定めることができる特別用途地区を活用することできめ細かく対応可能である。また、個別の建築物について当該用途地域の環境を害するおそれがないもの等として特定行政庁が認めて許可することによって対応可能である。		用途地域における用途制限については、社会経済情勢の変化、国民のライフスタイルやニーズの変化、技術の進歩等に対応し、不断に見直していくべきと考えられるが、こうした観点からも要望内容について改めて検討し回答されたい。 なお、御省からの回答に対し要望主体より以下のような指摘がなされており、参考にされたい。 <要望者意見> 「当該用途地域の環境を害する恐れのないものについては特定行政庁が認めて許可する」との回答であるが、許可を得るには公聴会等を経る必要があるため、時間を要する。環境対策がなされたものについては設置が認められるよう再検討されたい。	d	用途規制については、地方公共団体が社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じて用途地域の変更、特別用途地区又は地区計画の決定若しくは特定行政庁の特例許可により対応すべきものであると考えている。なお、この場合、都市計画の提案制度を活用することができる。 なお、前回回答のとおり、環境対策がなされていても、周囲の土地利用状況、前面道路幅員等によっては住居の環境を害するおそれがないとはいえない。	5111021	社団法人日本自動車工業会	11	
z1200022	ナトリウム 硫黄(NAS)電池に係る用途地域規制の緩和	建築基準法第48条	各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。	a		一定の技術基準に適合するNAS電池を設置する建築物を一定の用途地域において建築することができるよう、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成15年政令第524号)により措置したところであり、平成16年度中に必要な技術基準の整備を行うこととしている。		回答では「平成16年度中に必要な技術基準の整備を行う」とされているが、平成15年度中に措置することの可否について改めて検討し、回答されたい。	a	措置時期を前倒しできるよう引き続き作業を進める。	5008001	日本ガイシ株式会社	11	
z1200022	ナトリウム 硫黄(NAS)電池に係る用途地域規制の緩和	建築基準法第48条	各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。	a		一定の技術基準に適合するNAS電池を設置する建築物を一定の用途地域において建築することができるよう、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成15年政令第524号)により措置したところであり、平成16年度中に必要な技術基準の整備を行うこととしている。		回答では「平成16年度中に必要な技術基準の整備を行う」とされているが、平成15年度中に措置することの可否について改めて検討し、回答されたい。	a	措置時期を前倒しできるよう引き続き作業を進める。	5021255	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200022	(上記の続き) ナトリウム 硫黄(NAS)電池に係る用途地域規制の緩和											5021255	社団法人日本経済団体連合会	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200021	自動車整備工場の立地に関する規制の緩和	5111	5111021	社団法人日本自動車工業会	11	自動車整備工場の立地に関する規制の緩和		<p>新築の場合の整備工場設置可能面積の拡大</p> <p>番号 用途地域 現行可能面積 要望可能面積</p> <p>1 住居専用地域 設置不可 50㎡以下</p> <p>2 第1・2種住居地域 50㎡以下 150㎡以下</p> <p>3 準住居地域 150㎡以下 300㎡以下</p> <p>4 近隣商業・商業地域 300㎡以下 500㎡以下</p> <p>1・2種住居地域、準住居地域における現有面積での建替え</p>	自動車は今や国民生活にはなくてはならないものとなっております。また、自動車の品質向上は車歴(自動車の使用年数)の長期化をもたらし、そのような中、ユーザーの自動車整備に対する要請は、より身近で、かつ安全の面から考えると重要なものとなってきています。	建築基準法における土地の用途制限により住宅地における自動車整備工場の建築は厳しく制限されており、ユーザーにより近い位置での工場の新設、既存の工場の建替えは事実上困難な状況となっている。	建築基準法 第48条	国土交通省	<p>(予想効果)</p> <p>よりお客様に近い位置での、自動車関連各種サービス業の活性化</p> <p>自動車の保有の長期化に対応して、車両の整備水準の向上(長期間未整備車両の減少)</p> <p>住宅地域に隣接した自動車整備工場の建替え推進による、工場周辺環境の向上</p> <p>重点要望項目</p>
z1200022	ナトリウム 硫黄 (NAS) 電池に係る用途地域規制の緩和	5008	5008001	日本ガイシ株式会社	11	ナトリウム 硫黄 (NAS) 電池に係る用途地域規制の緩和		<p>NAS電池に係る用途地域規制の緩和については所轄官庁から以下の回答が出されている。</p> <p>建築基準法は、用途地域ごとにナトリウム、硫黄等の危険物の貯蔵量を制限しているが、NAS電池については、その普及の観点も踏まえ、安全性等の観点から市街地環境を損なわないことを前提として、当該制限の見直しに関して検討し、措置する。(平成16年度中目途)、前向きな回答に対し、是非早期処置の実現をお願いしたい。</p>	NAS電池は電力会社の変電所、一般の電力需要家のサイトに設置され主に夜間に電力を貯蔵し、昼間に貯蔵した電力を利用する設備として利用が広がっている。近年は特に電力需要サイトに設置される事例が増加し、建築基準法の規制が普及の阻害要因となっている。既に5万kW以上に出荷も増加しており、夜間電力の有効活用や非常電源兼用設備として社会に貢献している。	消防法では安全性能が評価確認された製品に対しては技術上の特例を認める規制緩和が平成11年に措置されている。安全性能が確認された製品は建築基準法においても同様に規制緩和措置をとって頂きたい。	建築基準法(用途地域)第48条 建築基準法施行令第130条の9 消防令第53号(H11年6月2日通達)	国土交通省	<p>添付資料1 本計画</p> <p>エネルギー基</p>
z1200022	ナトリウム 硫黄 (NAS) 電池に係る用途地域規制の緩和	5021	5021255	社団法人日本経済団体連合会	11	ナトリウム 硫黄(NAS)電池に係る用途地域規制の緩和		<p>高い安全性が認められているNAS電池については、建築基準法の用途地域の規制を廃止すべきである。</p>	電力負荷の平準化を目的に開発されたNAS電池については、耐火性能のあるキュービクル内に設置されており、電池本体の安全性能についても消防庁の外郭団体である危険物保安技術協会にて試験確認を受けている。また数多くの実証試験等によって技術面・安全面で良好な結果を得ている。	消防庁も、NAS電池を消防法上の危険物として扱うものの、有識者による委員会での安全性検討を踏まえ、これまで制約となっていた位置、構造の基準や監視方法についての規制を既に緩和している。(ナトリウム 硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について、平成11年6月2日 消防令第53号)	建築基準法 第48条 建築基準法施行令第130条の9 ナトリウム 硫黄電池を設置する建築物に係る建築基準法第48条第4項から第10項までの規定に関する許可の運用について(平成11年7月2日 建設省住街発第65号)	国土交通省	<p>ナトリウム 硫黄電池(以下 NAS電池)というについては、材料としてナトリウムと硫黄を使用していることから消防法上の危険物施設扱いを受け、建築基準法では用途地域により設置できる危険物の量が制約されている。</p> <p>このため、工業地域及び工業専用地域といった限られた場所を除いては、設置の際に建設省住宅発第65号に基づき、公開による意見の聴取(公聴会)及び建築審査会の同意を得た上で、特定行政庁の許可が必要である。</p> <p>現在、特定行政庁の指導の下、上記手続きを実施しているが、住民説明や同意書の提出を求められる等、手続きに多大な労力と時間(少なくとも3ヵ月以上)を要しており、また、上記手続きの煩雑さから設置計画がなくなる等、普及の阻害要因となっている。</p>
z1200022	(上記の続き) ナトリウム 硫黄(NAS)電池に係る用途地域規制の緩和	5021	5021255	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) ナトリウム 硫黄(NAS)電池に係る用途地域規制の緩和			(上記の続き)	集中受付月間における同要望について用途地域ごとにナトリウム、硫黄等の危険物の貯蔵量を制限しているが、...当該制限の見直しに関して検討し、措置する」との回答を得ている。前述のとおりNAS電池は技術面・安全面において既に立証された技術であり、加えて、現在に至るまで危険物に関わる事故も生じておらず、周辺住民に対して多大な影響を与えるおそれはないことを鑑み、NAS電池については全て、建築基準法の用途地域の規制を受けることなく、工業専用地域以外の変電所内やビル内にも広く設置できるよう認めるべきである。		国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200023	第1種低層住居専用地区における店舗建築制限の緩和	建築基準法第48条	各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。	d		用途地域を第2種低層住居専用地域に変更することにより、150㎡までの一定の小売店舗の建築が可能となる。また、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)により創設された用途緩和型地区計画や地方公共団体の条例により建築物の用途制限の緩和を定めることができる特別用途地区を活用することで対応が可能である。さらに、個別の建築物について当該用途地域の環境を害するおそれがないもの等として特定行政庁が認めて許可することで対応が可能である。		用途地域における用途制限については、社会経済情勢の変化、国民のライフスタイルやニーズの変化、技術の進歩等に対応し、不断に見直ししていくべきと考えられるが、こうした観点からも要望内容について改めて検討し回答されたい。 <要望者意見> 特定行政庁の許可で対応可能との回答であるが、許可を得るためには公聴会を経るなど時間を要する。150㎡程度の店舗が住宅環境を悪化させるとは考えにくく、再検討を要望する。	d	用途規制については、地方公共団体が社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じて用途地域の変更、特別用途地区又は地区計画の決定若しくは特定行政庁の特例許可により対応すべきものであると考えている。この場合、都市計画の提案制度を活用することができる。 なお、第2種低層住居専用地域は150㎡の店舗が立地する低層住宅地を想定している。	5021079	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200024	主任技術者・監理技術者への出向者の就任制限の緩和	建設業法第二十六条1項、同条第2項、同条第3項 監理技術者資格者証運用マニュアルについて(平成6年12月28日建設省経建第395号) 親会社及びその連結子会社との間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(平成15年1月22日国総建第335号)	企業集団に属する建設業者の間(親会社とその連結子会社)の間に出向社員を出向先の会社で工事現場に主任技術者又は監理技術者として置く場合に、当該出向社員と当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うことについて平成15年1月に通知したところであるが、親会社又はその連結子会社(その連結子会社が2以上ある場合には、それらのすべて)のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であることを、その要件の一つとしている。	c		親会社及びその連結子会社が共に経営事項審査を受けている企業間において出向者が主任技術者等となることを可能とした場合、ペーパーカンパニーの設立を誘発する等の恐れがあることから、不良不適格業者を排除し建設工事の適正な施工の確保を図る観点から当該要件は必要であり、平成15年1月に通知した本件の運用状況を把握する必要もあることから、現時点で当該要件を撤廃することは困難である。		貴省からの回答に対し要望主体より下記のとおりの意見が提出されており、この点も踏まえ改めて検討し回答されたい。 <要望者意見> 「親会社及びその連結子会社が共に経営事項審査を受けている企業間において出向者が主任技術者等になることを可能とした場合、ペーパーカンパニーの設立を誘発する恐れがある」との回答であるが、その根拠が不明である。	c	親会社及びその連結子会社の双方が経営事項審査を受けている場合、親子双方が同一の工事の入札に参加し、落札した方の業者に技術者を出向させることが可能となり、他の優良企業(堅実な経営を行い受注を確保するため十分な技術者を抱えている企業)との公平性を著しく阻害する。 さらに、悪意を持った企業集団が入札参加の機会を増やすことを目的として、実質的に施工能力を持たない子会社を数多く設立することにちなみ、ペーパーカンパニー(技術者がいない又は技術力がない企業)の設立を誘発し、業界の秩序が乱れることにつながる。 このように、当該要件の撤廃は、主任技術者等と建設業者の雇用関係の特例として定めた本制度の悪用を助長する恐れがあり、建設工事の適正な施工の確保が図られないことから、これを認めることは適当ではない。	5021080	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200025	建築物の耐震改修計画の認定範囲の拡大	建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第3号	耐震改修促進法第5条では、既存不適格建築物について、大規模な修繕・模様替え、増築(壁のない部分に壁を設けて建築物の延べ面積を増加させるものに限る。)を伴う耐震改修について、耐震関係規定又はこれに準じた基準に適合させるほか、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くない等の要件を満たす場合に限り、認定により耐震関係規定以外の既存不適格事項への波及を除外しているものである。	d		純粋な床面積の増大を伴う増築であっても、耐震改修により建築物が必要とする性能を満たすときは耐震改修促進法の適用が不要であるため、ご要望の趣旨は実現可能である。 なお、床面積の増大を伴わない複数の建築物の連結工事は、増築に該当せず、要望理由については事実誤認と思われる。		貴省の回答に対し下記の通り意見が提出されており、この点も踏まえ改めて検討し回答されたい。 <要望者意見> 既存の建築物Aと構造的に一体となる形で建築物Bを増築する場合、Bに耐震措置を施してAに応力伝達が可能にすれば耐震性の面で問題はない。にもかかわらず、Aの既存不適格事項を是正しない限りBの増築に関する建築確認手続ができない。また、複数の建築物の連結工事について、梁のみを設置して純粋に床面積が増大しない形で行える場合は例外的であり、通常、連結工事は応力伝達が可能となるよう、梁と床を設ける「増築」となる。	e	既存部分へ応力伝達するのであれば、既存部分も耐震性の確保が必要であり、増築するのであれば増築後の建築について構造、防火・避難その他の安全確認、改修等が必要であることから、要望内容は安全性確保に対する事実認識が不明。	5021083	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200026	共同住宅・オフィスビルの容積率算定基準のさらなる合理化	建築基準法第52条	建築物の容積率は、都市計画法に基づく都市計画及び建築基準法により定められている。	a		建築基準法第52条第5項の共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分については、従来屋外に設けられる場合が一般的であり、延べ面積に算入しないこととされていたので、建築物の内部にある場合に延べ面積に算入しないこととしても実態上の影響は小さいが、エレベーターシャフト等については、一般的に屋内に設けられるものであり、延べ面積に算入されてきたものであるため、これらを延べ面積に算入しないこととした場合は建築物の規模が拡大し市街地環境の悪化が生じることから適切でない。 なお、太陽光発電設備スペース、燃料電池設備スペース等を設ける建築物については、建築基準法第52条第13項の許可による容積率の緩和制度を活用することが可能である旨、平成15年度中に特定行政庁に周知することとしている(総合規制改革会議「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について」(平成15年9月19日)参照)。		要望内容は、太陽光発電スペース等とあわせてCO2冷媒ヒートポンプ等を明示的に緩和の対象とすることを求めており、この点について改めて検討し回答されたい。	a	自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システムを設ける建築物についても、建築基準法第52条第13項の許可による容積率の緩和制度を活用することが可能である旨、平成15年度中に特定行政庁に周知する。	5021086	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200023	第1種低層住居専用地区における店舗建築制限の緩和	5021	5021079	社団法人日本経済団体連合会	11	第1種低層住居専用地区における店舗建築制限の緩和【新規】		第1種低層住居専用地区について、第2種低層住居専用地区同様、150㎡までの店舗建設を認めるべきである。		店舗、特にコンビニエンス・ストアの客の過半数が徒歩5分以内のところから来店するのが現状である。特に学生、若年層は住居を決定する際の判断材料として「コンビニエンス・ストアが近くにあり」という点を重視する傾向がある。第1種低層住居専用地区に店舗の設置を認めることで、消費者の利便性を図ることができる。また、高齢化社会の到来に伴い、住宅に近接して店舗・コンビニエンス・ストアを設置することで、一人暮らしの高齢者の負担を軽減することができる。にも関わらず、現行制度の下では、50㎡を超える店舗の設置が認められず、十分なサービスが提供できないばかりか、店舗面積を超える面積の住宅部分を確保しなくてはならず、過大な負担である。	建築基準法第48条 同別表第二 用途地域内の建築物の制限、建築基準法施行令第130条の3	国土交通省	建築基準法施行令第130条の3は、第1種低層住居専用地区に建設する店舗について、延べ面積の二分の一以上を居住の用に供し、かつ、店舗部分の床面積の合計が50㎡を超えてはならない旨定めている。
z1200024	主任技術者・監理技術者への出向者の就任制限の緩和	5021	5021080	社団法人日本経済団体連合会	11	主任技術者・監理技術者への出向者の就任制限緩和		監理技術者、主任技術者の親子会社間の出向についてさらなる規制緩和をすべきである。具体的には、親会社、子会社が共に経営事項審査を受けている場合でも監理技術者、主任技術者の出向を認めるべきである。		出向者は出向元、出向先双方に雇用関係がある上、特に親子会社間の出向についてはグループ企業内の実質的かつ密接な連関がある。このため、監理技術者、主任技術者が出向先で職務を行うことに支障はなく「親子会社が共に経営事項審査を受けている」という形式的理由で会社間の連関が否定され、出向者に「直接的かつ恒常的」な雇用関係が認められないのは不合理である。	建設業法第26条3項、 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日国総建第335号)	国土交通省	監理技術者、主任技術者は請負企業と直接かつ恒常的な雇用関係があることが要件とされている。その要件は順次緩和されているが、親子会社間の出向については、親会社またはその連結子会社のいずれか一方が経営事項審査を受けていないことが条件として課されている。
z1200025	建築物の耐震改修計画の認定範囲の拡大	5021	5021083	社団法人日本経済団体連合会	11	建築物の耐震改修計画の認定範囲拡大【新規】		純粋な床面積の増大を伴う増築についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」5条3項3号の対象とし、耐震関係規定以外の建築基準法、これに基づく命令、条例の規定に適合しなくても耐震計画の認定が可能とすべきである。		隣接する複数の建築物を構造的に連結して耐震改修する場合、一部の建築物に十分な体制を与える集中工事をすれば、他の建物も建築基準法等の規定に適合しなくても連結建築物群としての耐震性能を十分向上させることができる。むしろ建築物一つ一つに耐震工事を施すことは使い勝手の悪さを助長するなど非効率であるばかりか、大地震の際に建物同士が衝突するといった危険性をもたらしている。にも関わらず、複数の建物の連結工事は「床面積が純粋に増大」に該当してしまうという形式的な理由のため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」5条3項3号の適用を受けられず、不合理である。	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」5条3項3号	国土交通省	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」5条3項3号によると耐震改修計画が「壁のない部分に壁を設けることで建築物の延べ床面積を増加させる増築、大規模の改修、大規模の模様替えを伴うものであるときは、耐震関係規定以外の建築基準法、これに基づく命令、条例の規定に適合しなくても認定されうる」としている。しかしながら、純粋な床面積の増大を伴う増築についてはその対象外となっている。
z1200026	共同住宅・オフィスビルの容積率算定基準のさらなる合理化	5021	5021086	社団法人日本経済団体連合会	11	共同住宅・オフィスビルの容積率算定基準のさらなる合理化		共同住宅・オフィスビルのエレベーターシャフト、パイプスペース、ゴミ処理スペース、地域冷暖房施設引込部分の機械室、太陽光発電設備スペース、燃料電池設備スペース、CO2冷媒ヒートポンプ給湯機を容積緩和の対象とすべきである。また、既に容積率の緩和制度が適用されている事項については、その旨特定行政庁に周知徹底すべきである。		エレベーターシャフト、パイプスペース、ゴミ処理スペース、地域冷暖房施設引込部分の機械室、太陽光発電設備スペース、燃料電池設備スペース、CO2冷媒ヒートポンプ給湯機は、廊下や階段の共用通行部分と同様に、都市インフラの一つであることから、良質な住宅・オフィス供給を促進する観点から容積緩和の対象とすべきである。政府も「基本方針2003」において「用途別容積率地区計画における住宅の容積率割増算定方法の多様化を含め、容積率割増に関する弾力的な運用を図る」としておりこの点は評価できるが、さらに進めて、「規制改革推進のためのアクションプラン12の重点検討事項」に関する答申(15年7月15日 総合規制改革会議)で言及されている通り、地球環境への貢献、都市構造の改良に資する場合は容積率を大幅に緩和する姿勢が求められる。なお、「規制改革集中受付月間への対応方針」によると太陽光発電設備スペースについては容積率緩和制度の適用対象となっていることであり、その旨周知徹底願いたい。	建築基準法第52条第2項、第4項 昭和61年通達「床面積の算定方法について」	国土交通省	共同住宅やオフィスビルにおいて、階段、廊下等の共用部、地下部分は容積緩和の対象になっているが、エレベーターシャフト、パイプスペース、ゴミ処理スペース、地域冷暖房施設引込部分の機械室、太陽光発電設備スペース、燃料電池設備スペース、CO2冷媒ヒートポンプ給湯機は明示的に容積緩和対象になっていない。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200027	共同住宅における屋内駐車場の容積率緩和限度の見直し	建築基準法第52条	建築物の容積率は、都市計画法に基づく都市計画及び建築基準法により定められている。	d		屋内駐車場の床面積について、建築物の床面積の4分の1まで一律に不算入とすることは、建築物の規模が拡大し市街地環境の悪化が生じることから適切でないが、一定の空地等を設ける建築物については総合設計制度を活用することにより対応可能である。		屋内駐車場の床面積について、建築物の床面積の不算入の上限を5分の1とされる根拠を明示されたい。	d		自動車車庫等の容積率不算入の限度は、通常の住戸と自動車車庫等の面積比を考慮して定めている。	5021087	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200028	学校における天井の高さの見直し	建築基準法施行令第21条	令第21条の規定は、居室のうち、学校(大学等を除く。)の教室でその床面積が50m ² を超えるものについては、天井の高さは、3m以上にとされている。	c		建築基準法は、国民の生命、健康等を保護するため、安全上及び衛生上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び衛生等に関する最低基準を定めているものであり、建物等を学校として用いる場合には、学校の用途としての特性に応じた建築基準に適合することが必要となる。居室のうち、学校(大学等を除く。)の教室でその床面積が50m ² を超えるものについては、室内の空気汚染を緩和するとともに、視覚的な環境の保持のため、天井の高さは、3m以上にとされているものであり、ご要望の緩和を行うことは困難である。		回答では、室内の空気汚染を緩和するとともに、視覚的な環境の保持のため、3m以下とすることは困難とされているが、近年の空調設備等の技術の進歩や3m以上とすることによるコストやデザイン上のデメリット等を考慮し、改めて一律に3m以上とはしないことについて検討し回答されたい。その際、貴省からの回答に対する要望主体の意見(下記のとおり)を参考にされたい。 <要望者意見> 室内換気、視覚環境等を維持する必要性についてはいつでもないが、技術の進歩により、天井の高さを3m以上にしないでこれらの要件は確保できる。一律な規制を緩和し、学校を設計・デザインする際の選択肢の幅を増やすことでコスト削減、効率性の追求が可能となる。	c		建築基準法は、国民の生命、健康等を保護するため、安全上及び衛生上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び衛生等に関する最低基準を定めているものであり、建物等を学校として用いる場合には、学校の用途としての特性に応じた建築基準に適合することが必要となる。居室のうち、学校(大学等を除く。)の教室でその床面積が50m ² を超えるものについては、室内の空気汚染を緩和するとともに、視覚的な環境の保持のため、天井の高さは、3m以上にとされているものであり、ご要望の緩和を行うことは困難である。	5021088	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200029	保育所の施設基準の見直し	建築基準法施行令第19条	令第19条の規定は、人間の成長期にある乳幼児等が利用する施設について、自然光を確保するため、居室に対して一定基準を満たす採光に有効な開口部を設けることとされている。	d		建築基準法は、国民の生命、健康等を保護するため、安全上及び衛生上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び衛生等に関する最低基準を定めているものであり、建物等を学校として用いる場合には、学校としての用途としての特性に応じた建築基準に適合することが必要となる。自然採光が人間にもたらす身体的な効果を勘案すると、人間の成長期にある乳幼児等が長時間利用する施設については、一定の自然光を確保する必要があるため、ご要望の緩和を行うことは困難である。なお、照明設備の設置、有効な採光方法の確保等の措置が講じられているものについては、基準が緩和されている。		要望主体は、「窓面積規定」が都市部に新しい保育所を設置する際の大きな障害となっていると指摘しており、この点も踏まえ改めて検討し回答されたい。この際、貴省の回答では「照明設備の設置、有効な採光方法の確保等の措置が講じられているものについては、基準が緩和されている」とされているが、この内容についても明らかになされたい。	d		採光の基準については、自然採光が人間にもたらす身体的な効果を勘案し、人間が成長期に利用する学校等の居室について、所要の自然光を確保するよう、窓等の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合について基準を定めているところである。ただし、この基準については、当該開口部に入射する光の量を考慮して、当該開口部に面する土地(建築敷地、道路等)の状況に応じて定めているところであり、窓等の開口部が道路等に面している場合は、当該割合は、1/5から1/15(9畳に1m ² の窓等の開口部)まで緩和することが可能であることから、実態として当該基準がその支障となることは考えにくい。	5021037	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200030	商業地域における道路斜線制限の緩和	建築基準法第56条	建築物の各部分の高さは、都市計画法に基づく都市計画及び建築基準法により定められている。	d		斜線制限は沿道建築物の市街地環境を確保することを目的としており、容積率制限の規制値を充足できないこと等の理由により斜線制限を緩和することは適当でないが、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)により、従来の斜線制限と同程度以上の市街地環境を確保する建築物については、斜線制限を適用除外とする制度を創設したところであり、当該制度を積極的に活用されたい。		貴省からの回答に対し要望主体より下記のとおり意見が提出されており、この点も踏まえ改めて検討し回答されたい。 <要望者意見> 「斜線制限を適用除外とする制度を創設したところであり、当該制度を積極的に活用されたい」との回答であるが、どのような建物が「市街地環境を確保する建築物」として適用除外の対象となるのか予見性がなく、事業計画に支障が出る。そもそも50m道路がほとんど存在しない中で50m斜線制限を設けること自体疑問であり、改めて規制の緩和を要望する。	d		斜線制限を適用除外とする制度の対象となる建築物の基準等は、建築基準法第56条第7項及び同法施行令第135条の5から11までに示されている。	5021098	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200027	共同住宅における屋内駐車場の容積率緩和限度の見直し	5021	5021087	社団法人日本経済団体連合会	11	共同住宅における屋内駐車場の容積率緩和限度の見直し【新規】		容積率上限の5分の1まで容積率不算入という基準を緩和し、4分の1程度まで不算入とすることを認めるべきである。		本格的車社会を迎え、一世帯に複数台数の車両を所持するケースが一般化している。このため市街地では駐車場の絶対的不足により、違法駐車による渋滞発生等、都市環境に悪化をもたらす現象が多発している。抜本的対策として集合住宅の駐車場の収容能力を増大させる必要があるが、そのためには駐車施設の容積対象不算入面積を今以上に緩和する必要がある。駐車場の緩和措置により都市環境の維持・向上を促進するとともに、集合住宅の市場の活性化も期待される。	建築基準法施行令第2条 1項 4号、同第2条 3項	国土交通省	建築基準法施行令第2条 3項によると、屋内駐車場については容積率上限の5分の1までしか容積率不算入の対象にならない。
z1200028	学校における天井の高さの見直し	5021	5021088	社団法人日本経済団体連合会	11	学校における天井の高さの見直し【新規】		規制値を3m以上から2.5m以上に改定すべきである。		床面積の増大、環境配慮設計の推進などの効果が期待される。建設費用の軽減にも繋がり学校建替えニーズの掘り起しともなる。そもそも現在の規制値3mの根拠は学校建築に空調設備、換気設備等の機械設備の導入されなかった昭和30年代までの、主として夏季の通風あるいは冬季の密閉時の空気量の確保を前提とした法規である。むしろ近年では、絶対階高が大きくなり隣への影響が大きい、工事費が増大する、空調・照明効率が悪いといった弊害が生じる場合が散見される。	建築基準法施行令第21条 2項	国土交通省	建築基準法施行令第21条 2項は、学校(専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。)の教室でその床面積が50㎡を超えるものについて、天井の高さが3m以上でなければならない旨定めている。
z1200029	保育所の施設基準の見直し	5021	5021037	社団法人日本経済団体連合会	11	保育所の施設基準の見直し【新規】		特に都市部の待機児童問題を解消するために、「保育所の部屋にある窓の総面積は、保育所の床面積に対して1/5以上」と定める規定は、廃止すべきである。		窓面積規定は、自然光のみで室内の明るさを確保することを前提としている。しかし、都市部においては、室内照明による採光を想定してビルが造られているため、このような大きな窓を備える物件はほとんど見当たらない。この規定は、都市部に新しい保育所を設置する際の大きな障害となっているだけでなく、このような大きな窓では、とりわけ都市部において、保育所内の様子が外から丸見えとなり、覗き見や侵入の恐れなど防犯上の観点から多大な問題を含んでいると思われる。時代にそぐわなくなった規制を撤廃することで、都市部における新規の保育施設を設置することが可能となり、都市部の待機児童問題の改善に寄与する。	建築基準法第28条第1項 建築基準法施行令第19条	国土交通省	保育所の部屋にある窓の総面積は、「保育所の床面積に対して1/5以上」と規定(以下、「窓面積規定」という)されている。
z1200030	商業地域における道路斜線制限の緩和	5021	5021098	社団法人日本経済団体連合会	11	商業地域における道路斜線制限の緩和【新規】		基準容積率の拡充に伴い最大50mに引き上げられた道路斜線の適用距離について、従前どおり35m上限とする、あるいは現在1.5と定められている数値を引き上げる、といった措置をとることで容積率の充足が可能となるよう要望する。		本件では、せっかく基準容積率が引き上げられたにも関わらず、道路斜線適用距離の引き上げによって容積率の充足が不可能となっている。斜線規制は容積率の充足を妨げ、土地の高度利用を妨げるばかりか、土地の規模によって建築物の高さがまちまちになり、景観を損ねるといった弊害を孕んでいるといえる。特に、50m道路に面した街区はほとんど存在しないことに鑑みれば、50m上限自体が非現実的な数値である。また、道路反対側での採光、通風確保が可能な場合など、画一的な道路斜線制限自体が無意味な場合も多々存在することに留意されたい。	建築基準法52条 1項 3号、同56条、同別表3	国土交通省	本年1月の建築基準法改正により、商業地域内の建築物の基準容積率が1300%まで拡大されている(建築基準法52条 1項 3号)。しかし一方で道路斜線の適用距離が従前の35m上限から、容積率に応じて最大50mまで引き上げられている(建築基準法56条、同別表第3)。この適用距離の引き上げによって、かえって容積率の充足が不可能となっている。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200031	共同住宅における避難路に関する基準の見直し	建築基準法施行令第121条	令121条は、避難上危険性の高い一定の建築物について、2以上の階段を設置することを求めているものである。	d		建築基準法は、国民の生命、健康等を保護するため、安全上及び防火避難等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び用途に関する最低基準を定めているものであり、建物等を共同住宅として用いる場合には、住宅の用途としての特性に応じた建築基準に適合することが必要となる。 令121条は、避難上危険性の高い一定の建築物について、2以上の階段を設置することを求めているものであるが、共同住宅であっても、主要構造部を準耐火構造又は不燃材料で建築物を造れば、事務所と同様に、2以上の階段を設置しなければならない面積要件は、200m ² に緩和されるものであり、ご要望の内容は既に実現可能と考えられる。		貴省からの回答に対し要望主体から下記のとおり意見が提出されており、この点も踏まえ改めて検討し回答されたい。 < 要望者意見 > 現在、住宅・オフィスビルを問わずほとんどの建築物が耐火構造である。このため400m ² 未満のオフィスビルには2方向避難階段が設置されていない。しかし、耐火構造の共同住宅の場合、200m ² を超える場合2方向避難階段の設置が義務付けられている。よって、200m ² 以上400m ² 未満のオフィスビルはそのままでは共同住宅への転用ができないことになる。現在、都心において中型オフィスビル(200m ² 以上、300m ² 以下)の空室率が最も高く(約8%)、また、この程度のオフィスビルが規模的にも住宅転用に適している。以上に鑑みると、主要構造部を純耐火構造または不燃材料で建築物を造れば、2以上の階段を設置しなければならない面積要件は200m ² に緩和されるものであり、ご要望の内容は既に実現可能と考えられる」という回答は得たものとはいえない。	d		令121条は、避難上危険性の高い一定の建築物について、2以上の階段を設置することを求めているものであるが、共同住宅は就寝用途に供する建築物であるため、事務所とは火災時等における危険性が異なることから、事務所と全く同等の位置付けを行うことは困難である。ただし、通常の耐火構造の事務所ビルであれば、避難階の直上階以外の階において、既に共同住宅と同様に居室の床面積が2.00m ² を超える階に2以上の階段を設置することを義務付けていることから、実態として、当該基準が用途変更する際の支障となることは考えにくい。	5021100	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200032	複合映画館の建設に係る用途地域規制の緩和	建築基準法第48条	各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。	d		劇場、映画館、演芸場又は観覧場は、多くの人々が来集する施設であって、これらの施設からの発生交通は住居の環境の保全や工業生産活動の障害となるため、複合映画館であることをもって一律に緩和することは適当でないが、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)により創設された用途緩和型地区計画や地方公共団体の条例により建築物の用途制限の緩和を定めることができる特別用途地区を活用することできめ細かく対応可能である。		回答では、映画館等は多くの人々が来集する施設であり、これらの施設からの発生交通が住居の環境保全や工業生産活動の障害となるため複合映画館であることをもって一律に緩和することは不適当とされているが、要望の趣旨は既に大型商業施設の建設が認められている用途地域への映画館の併設であり、発生交通による各種障害は映画館特有のものではない。したがって、要望趣旨を踏まえ、改めて検討し回答されたい。 また、用途地域における用途制限については、社会経済情勢の変化、国民のライフスタイル、ニーズの変化、技術の進歩等に対応し、不断に見直していくべきと考えられるが、こうした観点から要望内容について改めて検討し、回答されたい。	d		用途規制については、地方公共団体が社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じて用途地域の変更、特別用途地区又は地区計画の決定若しくは特定行政庁の特例許可により対応すべきものであると考えている。なお、この場合、都市計画の提案制度を活用することができる。	5021102	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200032	(上記の続き) 複合映画館の建設に係る用途地域規制の緩和											5021102	社団法人日本経済団体連合会	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200031	共同住宅における避難路に関する基準の見直し	5021	5021100	社団法人日本経済団体連合会	11	オフィスの住宅転用を目的とした規制緩和【新規】		共同住宅についても、オフィスビル同様、5階以下の部分では、避難階の直上階については居室の床面積が200㎡を超える場合についてのみ2方向避難路の設置を義務付けるべきである。 居室面積の7分の1以上を開口部とする採光規定を漸次緩和すべきである。		防災対策、安全対策が十分取られる必要性についてはオフィスビルも共同住宅も全く同じである。よって、共同住宅とオフィスビルとで2方向避難路の設置が義務付けられる要件が同じでしかるべきである。要は、安全に避難階に達することができるよう設備が実質的に整っていることが大事なのであり、共同住宅について居室の床面積が100㎡を超えているというだけの理由で2方向避難路の設置を義務付けるのはあまりにも画一的であると考えられる。建築ストックの有効活用が求められるなか、空室を抱えた既存の事務所ビルを住宅に転用することは、都市の活性化や省資源の観点からも有効な方策である。しかし、オフィスビルと共同住宅との防災・安全基準が異なっていることで転用が進まないのは不合理である。 採光規定に関しては、上記告示により緩和されているが、オフィスビルの住宅転用促進の観点から、さらなる緩和が必要である。	建築基準法施行令121条 建築基準法28条 1項 建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件(平成15年3月28日 国土交通省告示第303号)	国土交通省	オフィスの5階以下の部分では、避難階の直上階については居室の床面積が200㎡を超える場合についてのみ2方向避難路の設置が義務付けられている(建築基準法施行令121条 1項 5号口)。これに対して、共同住宅の場合、避難階の直上階であるか否かに係らず床面積100㎡を超える場合に2方向避難路の設置が義務付けられている(同121条 1項 4号)。このため、オフィスビルを共同住宅に転用する際の妨げとなっている。 近隣商業地域又は商業地域の住宅の居室については、居室面積の7分の1以上を開口部とする採光規定がある(国土交通省告示第303号)ため、これもオフィスビルを共同住宅に転用する際の妨げとなっている。
z1200032	複合映画館の建設に係る用途地域規制の緩和	5021	5021102	社団法人日本経済団体連合会	11	複合映画館の建設に係る用途地域規制の緩和		大型商業施設の建設が認められている第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、工業地域においてシネマコンプレックスの建設が特定行政庁の許可なく認められるよう、建築基準法別表第2を改正すべきである。また、用途のみをもって峻別する建築基準法の用途地域規制そのものを、抜本的に見直すべきである。		シネマコンプレックスは郊外の大型商業施設と併設される場合が殆どである。大型商業施設の建設が認められているものの映画館の建設が認められない第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、工業地域にシネマコンプレックスが併設されたショッピングセンターを建設する場合、シネマコンプレックスの部分のみ別途、煩雑な特定行政庁の許可を得る必要があり、建設過程上、著しくその活動を阻害している。建築基準法上、映画館のカテゴリーについて、不特定多数が集散する娯楽施設であり周辺の環境に与える影響が大きいというマイナス志向で、劇場、映画館、演劇場又は観覧場を一つの分類にしていると考えられるが、そのような形式的な分類ではなく、大型商業施設と併置され地域に根ざした複合映画館である、シネマコンプレックスという新しい事業形態に積極的な意義を見だし、法制度上、大型商業施設と同程度の用途地域規制に改正する必要がある。	建築基準法48条、同法別表第2	国土交通省	複合映画館(シネマコンプレックス)は、建築基準法48条で定める用途地域のうち、原則、商業地域と準工業地域にしか建設できない(建築基準法別表第2)。第二種住居地域(別表第2(ハ))、工業地域(別表第2(イ))に映画館を建設することはできず、また準住居地域(別表第2(ト))、近隣商業地域(別表第2(チ))には200㎡を超えるものを建設できない。他の用途地域に建設する場合に必要な特定行政庁の許可(この許可は、建築基準法上「やむを得ないと認めて許可」とし、許可自体が例外的な位置づけとなっている)についても、広く特定行政庁の裁量が認められている結果、その意思決定過程に明瞭さを欠き、またその手続きも建築審査会の同意を得る必要がある事や公聴会を経るなど煩雑である。
z1200032	(上記の続き) 複合映画館の建設に係る用途地域規制の緩和	5021	5021102	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 複合映画館の建設に係る用途地域規制の緩和		(上記の続き)		(上記の続き) 郊外において複合的な商業・娯楽施設が一体的に建設可能となれば生活の質の向上にもつながると考える。規制改革の推進に関する第2次答申(平成14年12月12日)で、都市部における職住商学遊などの複合的な用途を促進するための「混合用途地域」の創設が提唱されているように、用途のみによる住み分けである用途地域規制制度は、時代の変化に対応していないのが現状である。用途地域規制には、環境保全等の考えが入り混じっているものと思われるが、本来、用途と環境は別物であると考えられる。		国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200033	耐火貫通口の工法における認定手順の簡素化	建築基準法第68条の26 建築基準法施行令第129条の2の5第七項八	防火区画を貫通する管は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一定時間、防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであることが必要である。 建築基準法第77条の56、第77条の57、指定機関省令第58条～79条において、国土交通大臣は、高度な技術審査能力と公正中立な審査体制を有する国内外の民間機関(指定・承認性能評価機関)に、性能に関する評価を行わせることができることとされている。(現在5機関が指定されている。)	d		過去に認定を受けた工法に用いるケーブル等と同じ素材を用いる場合については過去の案件を参考として、比較的短期で審査ができるため、結果として簡素化されていると考えられる。 なお、指定性能評価機関は5機関が指定されているところであり、試験所が2か所のみという指摘は事実誤認である。					5021106	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200034	再開発促進区における建築基準法上の規制の緩和	建築基準法第48条、第68条の3第6項	再開発等促進区を定める地区計画に定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該地区計画の区域における業務の利便上やむを得ない建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意と公聴会を経て許可したのものについては、建築基準法第48条の用途制限に適合しない場合でも建築することができる。	d		建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)により創設された用途緩和型地区計画を活用し、再開発等促進区の区域内において、条例により用途規制を緩和する旨を定めた場合には、建築審査会、公聴会及び特定行政庁の許可は不要である。					5021107	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200035	市街地再開発事業における建築基準法第86条の地権者全員同意要件の撤廃	建築基準法第86条第6項	市街地再開発事業において、一団地の総合的設計を活用して、複数建物を建築する場合には、権利調整手続(組合設立にかかる地権者の2/3以上の同意、権利変換組合決議等)に加えて、上記建築基準法に基づく地権者の全員同意要件が課される。	c		建築基準法86条第1項及び第2項の規定に基づき認定がなされた区域内においては、地権者及び借地権者が将来建築活動を行っていくに当たり、通常の土地と異なり、建築の自由が将来にわたって制限されるものとなるため、当該制限を受ける者について同意が必要である。					5021112	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200035	(上記の続き) 市街地再開発事業における建築基準法第86条の地権者全員同意要件の撤廃											5021112	社団法人日本経済団体連合会	12
z1200036	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催頻度の増大等	都市計画法第18条第1項 都市計画法第77条第1項、第3項	ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築することができない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会等の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合等においては、建築が可能となる。 都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることとされている。	d	-	都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関しては、都道府県の条例で定められており、開催頻度の増大等については、現行制度で対応可能。 また、都市計画運用指針においても、必要に応じて、都道府県都市計画審議会等の開催間隔の短縮化や開催予定の事前公表、手続の短縮化を図ることが望ましいとしているところである。		貴省からの回答に対し要望主体から下記のとおり意見が提出されており、この点も踏まえ改めて検討し回答されたい。 <要望者意見> 全国的に逼迫している廃棄物処理施設が円滑に建設されるよう引き続き、都市計画審議会の開催頻度の増大、手続の簡素化等が図られるよう、国は地方公共団体に対して指導を徹底すべきである。	d	-	国と地方公共団体との関係は、水平的な関係であり、後見的慣用はすべきではない。したがって、運用指針において都市計画審議会のあるべき姿を示すことはできるが、都市計画審議会の開催頻度の増大等の具体の運用について、個別に国が地方公共団体を指導することはできない。	5021123	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200033	耐火貫通口の工法における認定手順の簡素化	5021	5021106	社団法人日本経済団体連合会	11	耐火貫通口の工法における認定手順の簡素化【新規】		過去に認定を受けた耐火貫通口・通信ケーブル等と同じ素材の場合、性能評価試験を設計図面による書類審査に簡素化等、耐火貫通口の工法における認定手順を簡素化すべきである。		大臣認定を取得するまでに、試験機関との事前打合せ、申請、性能評価試験の実施、性能評価委員会の開催、性能評価書の発行、大臣認定申請の工程が必要であり、膨大な時間がかかる。また、1工法につき、最低2試験体の準備・提供が必要となり、コスト高であると共に、試験場が全国に2カ所(大阪と草加)しかなく試験待ち状態が頻りに発生している。以上の理由により、迅速な光ファイバー等設備敷設に支障をきたしている。 耐火貫通口の材料や貫通しているケーブル種別(例えばJIS仕様等)の情報と、設計図面等必要書類の審査により認定可否できるようにすれば、設備敷設期間の大幅な短縮及び新たな工法認定を取得する都度発生している莫大な費用の削減ができ、通信事業者による光ファイバー等設備投資の活性化を促し、政府のe-Japan計画の趣旨にも資する。	建築基準法第68条の26 建築基準法施行令第129条の2の5第七項八 (財)日本建築総合試験所「耐火貫通部材及び防火材料の性能評価申請要領」 同 防火区画等を貫通する管の性能試験・評価業務方法書	国土交通省	通信用建物の上下階を通信ケーブルや電力ケーブルが貫通する箇所(耐火貫通口)の工法については、第三者機関である(財)日本建築総合試験所による性能評価試験を受験し、国土交通大臣の認定を受けなければならない(建築基準法第68条の26、建築基準法施行令第129条の2の5第七項八)。
z1200034	再開発促進区における建築基準法上の規制の緩和	5021	5021107	社団法人日本経済団体連合会	11	再開発促進区における建築基準法上の規制緩和【新規】		建築基準法48条を改正し、地区計画等により用途制限の緩和が都市計画決定された場合は、建築審査会、公聴会を不要として、地区計画等の地区における建築行為の事前届け出制度(都市計画法58条の2)、建築確認で対応すべきである。		都市計画決定された旧再開発地区計画で、緩和が定められているにもかかわらず、建築基準法上の手続は、基準法48条第1項～第12項単独許可申請と変わらない。これでは規制に関して、事実上二重チェックをしていることは無駄であり、都市計画法と建築基準法が運動していないことが問題である。公聴会に先立ち、一定範囲内の利害関係者(土地建物の所有者)、居住者の調査、リスト作成を申請者側に求める自治体があり、コスト的にも負担が大きい。 公聴会、建築審査会開催の時間、コスト、無駄な議論が省けるよう措置されたい。	建築基準法48条、同別表第2、 都市計画法12条の5以下	国土交通省	再開発促進区においては、地区計画の策定・決定によって(都市計画法12条の5以下)建築物の用途制限が緩和されることがある。しかし、その場合であっても、建築基準法48条ならびに同別表第2において認められていない建物建築する場合、建築審査会、公聴会手続を経た上で特定行政庁の許可を受ける必要がある。
z1200035	市街地再開発事業における建築基準法第86条の地権者全員同意要件の撤廃	5021	5021112	社団法人日本経済団体連合会	11	市街地再開発事業における建築基準法第86条の地権者全員同意要件の撤廃		都市再開発法に基づく市街地再開発事業については、建築基準法に基づく地権者の全員同意要件の適用対象から除外すべきである。		一団地認定(86条3項)の下、同一敷地内に複数の建物を建てようとしていたところ、地権者全員の同意が得られなかった場合、都市計画を変更する必要がある。確かに、平成14年1月23日の通達によって、「都市計画の変更等は建築計画に支障のないものとする」よう配慮されており、この点は歓迎される。しかし、都市計画の変更には審議会に諮らなければならないというスケジュール的なノースを被ることになる。一団地認定がそのまま認められれば、そもそも都市計画の変更手続は不要であり、地権者全員の同意の緩和が望まれる。	建築基準法第86条第3項、6項 都市再開発法第14条以下	国土交通省	1998年6月の建築基準法改正により、一団地の総合的設計を行う際にも、全地権者の同意が必要となった(86条6項)。これにより、市街地再開発事業において、一団地の総合的設計を活用して、複数建物を建築する場合は、権利調整手続に加えて、上記建築基準法に基づく地権者の全員同意要件が課せられることとなった。
z1200035	(上記の続き) 市街地再開発事業における建築基準法第86条の地権者全員同意要件の撤廃	5021	5021112	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 市街地再開発事業における建築基準法第86条の地権者全員同意要件の撤廃				(上記の続き) 確かに、地権者全員の同意が得られる見込みがないのならば、最初から「同一敷地に複数の建物を建築する」という一団地認定ではなく、「1敷地1建物」という通常の都市計画を策定すればよいという議論がある。しかし、一団地認定の方が自由度が高く、効率的である。例えば、一団地認定を受けていれば、都合によって建築計画を変更したい場合(例えば3棟のビル建設の予定を2棟の高層ビル建設に変更したい場合)容積率等が許容された範囲で自由に変更できる。しかし、通常の都市計画の場合、同じような建築計画の変更を行うには審議会を経た上で都市計画の変更をしなくてはならず、手続的にも時間的にも厄介である。		国土交通省	
z1200036	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催頻度の増大等	5021	5021123	社団法人日本経済団体連合会	11	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催頻度の増大等		廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催を定例化するとともに、開催頻度を増大するよう国土交通省は都道府県に対して指導を徹底すべきである。		都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないため、建築基準法に基づく諸手続きを経るのに非常に長い時間がかかり、廃棄物処理施設の建設が円滑に進まない。	建築基準法第51条	国土交通省	一定規模以上の廃棄物処理施設の建設にあたっては、廃棄物処理法に基づく許認可申請のほかに、建築基準法に基づいて、都道府県都市計画審議会の承認を得る必要がある。 廃棄物処理施設に係る都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないのが実情である。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200037	国際基準との整合化の推進	建築基準法第77条の57、建築基準法77条の38	海外の機関が、当該性能評価を行うとする場合は、承認性能評価機関として国土交通大臣の承認を受けることが可能である。				平成15年11月13日及び14日に東京で開催された「日・EU規制改革対話」において、日本の規制改革に関するEU優先提案」として議題に取りあげられたものであり、会議の中で別途議論が行われている。					5072055	欧州委員会 (EU)	11
z1200038	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示		国土交通省のホームページにおいて、承認性能評価機関にかかる情報を提供している。				平成15年11月13日及び14日に東京で開催された「日・EU規制改革対話」において、日本の規制改革に関するEU優先提案」として議題に取りあげられたものであり、会議の中で別途議論が行われている。					5072056	欧州委員会 (EU)	11
z1200039	建築材料のホルムアルデヒド発散基準に係るEU製品認定における取組みの迅速化	建築基準法第68条の26 等	建築基準法においては、建築物に用いる建築材料等は、建築基準法に掲げる所要の性能基準に適合する必要があるが、性能が確認されている例示仕様のものか、その性能について個別に性能評価機関の性能評価を受け、これに基づき国土交通大臣の認定を受けたものでなくてはならない。				平成15年11月13日及び14日に東京で開催された「日・EU規制改革対話」において、「日本の規制改革に関するEU優先提案」として議題に取りあげられたものであり、会議の中で別途議論が行われている。	日・EU規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広げながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。		、d	、大臣認定手続きについては、EUからの要請に配慮し、他の申請者との公平を害さない範囲で可能な限り手続きの迅速化に努めているところである。 、大臣認定手続きの完了に必要な期間を確保することはできないが、可能な限りその迅速化に努めているところである。(なお、大臣認定に係る国土交通省内の手続きについては、基本的には6週間以内で対応しているところである。)大臣認定は、申請企業ごとに製品の仕様に着目して行われている。 、引き続き努力を継続するが、EUの試験機関側の協力も必要である。 、我が国の規制とCEマーク制度とは要求条件が異なるため、大臣認定スキームの技術的評価での使用は困難であるが、措置にあたっては、双方の要求条件について、専門家による情報交換が必要。	5072057	欧州委員会 (EU)	11
z1200040	CEマークが付与された建築材料に係る基準の見直し	建築基準法第68条の26 等	建築基準法においては、建築物に用いる建築材料等は、建築基準法に掲げる所要の性能基準に適合する必要があるが、性能が確認されている例示仕様のものか、その性能について個別に性能評価機関の性能評価を受け、これに基づき国土交通大臣の認定を受けたものでなくてはならない。				平成15年11月13日及び14日に東京で開催された「日・EU規制改革対話」において、「日本の規制改革に関するEU優先提案」として議題に取りあげられたものであり、会議の中で別途議論が行われている。	日・EU規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広げながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。			我が国の規制とCEマーク制度とは要求条件が異なるため、自動的な受け入れは困難であるが、措置にあたっては、双方の要求条件について、専門家による情報交換が必要。	5072060	欧州委員会 (EU)	11
z1200041	建築基準関連法規に係る透明性の確保		パブリックコメントは、規制の設定等に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見等を行政機関が把握すること等の観点から、規制の設定等にあたり、意志決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見等を考慮して意志決定を行う提出手続として、平成11年に閣議決定されている。ここにおいて、公表する期間としては、1ヶ月程度を一つの目安としている。	d		パブリックコメントについては、目安としている1ヶ月程度の期間を設定して実施している。加えて、在京大使館及び関係者に対しメールでその旨連絡している。 基準等の規制内容については、以下により積極的な情報提供等を行っている。 ・適宜、国土交通省のホームページでその概要を公表 ・適宜、メールで在京大使館及び関係者に連絡 ・必要に応じて、コンタクトポイントを設置 ・要請に応じて、在京大使館や関係者に対する説明会へ講師を派遣	要望内容そのものにかかる規制はない。				5074017	カナダ	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200037	国際基準との整合化の推進	5072	5072055	欧州委員会 (EU)	11	国際基準との整合化の推進		日本の関係省庁が規制手続きを簡素化し、より多くの国際基準および性能規格を参照し、適合評価機関承認の基準について、(外国の試験・検査機関の無差別化を含み) ISO/IEC 基準と慣行との調和を図ることを要望する。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 2.2.1.国際基準の促進 / 外国試験 検査機関の承認 による。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	
z1200038	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示	5072	5072056	欧州委員会 (EU)	11	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示		外国の適合評価機関の指定を認めているすべての法律に関して、包括的な情報の提供を望む。その情報は、使いやすい形式で作成されることを望みたい。すなわち、承認 指定に関する日本の基準と該当するISO/IEC 基準を対応する形でリストにまとめ、ISO/IEC基準に対して追加的な日本の要件が明確にわかるようにされたい。そのような重要な情報が確実に公表されるひとつの方法は、日本政府が、(i)所轄大臣が外国の適合評価機関を承認できることを規定する法律あるいは施行令、(ii)適合評価機関の承認に適用される基準、(iii)当該基準のISO/IEC 基準 / ガイドラインとの整合性の度合いを一挙に示したデータベースを作成することである。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 2.2.1.国際基準の促進 / 外国試験 検査機関の承認 による。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	
z1200039	建築材料のホルムアルデヒド発散基準に係るEU製品認定における取組みの迅速化	5072	5072057	欧州委員会 (EU)	11	建築材料のホルムアルデヒド発散基準に係るEU製品認定における取組みの迅速化		EUは、EU製品について当該措置の実施を2004年1月1日まで暫定的に猶予するよう要請をしているが、さらに以下を提案する。 大臣認定のプロセスがすでに開始してはいるが未認定の製品について、その作業を加速化するために最大限の努力を続けること。 原則として、新規製品にかかわる大臣認定の作業は最長6週間以内で完了させることを担保すること。認定は製品のみを単位とし、企業別の取り扱いをしないこと。 大臣認定制度における日本の性能評価機関からEUの試験機関への試験機能の下請けを促進かつ円滑化するために、あらゆる努力をすること。 中期的には、大臣認定制度における技術評価要件を満たすために、何を基本に関連するCEマーク(EN717-1および717-2)に基づくを使用するかについて、欧州委員会と共に検討すること。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 2.2.2.国際基準の促進 / 建築基準 建築材料のホルムアルデヒド発散基準 による。		国土交通省	
z1200040	CEマークが付与された建築材料に係る基準の見直し	5072	5072060	欧州委員会 (EU)	11	CEマークが付与された建築材料に係る基準の見直し		CEマークが付いた建築材料に関しては、そこに謳われている特性が日本の規制要件を満たしている限り、意図された用途に応じた設置を自動的に認めるための検討を欧州委員会と共に行うこと。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 2.2.2.国際基準の促進 / 建築基準 建築材料のホルムアルデヒド発散基準 による。		国土交通省	
z1200041	建築基準関連法規に係る透明性の確保	5074	5074017	カナダ	11	建築基準関連法規に係る透明性の確保		?カナダは日本に、建築基準法規の変更についてより完全な検討を行うために、パブリックコメント期間を延ばし、利害関係者の公開された場での討論への参加を検討するよう強く要請致します。 ?カナダは日本に、必要な政府の許認可の取得に要求される試験や基準を明らかにする機関を設立するよう強く要請致します。		建築基準法の改定や追加の草案作成のための30日のパブリックコメント期間が追加されたことは歓迎すべき変更ですが、このコメントを述べるためにこうした技術文書の複雑な特性を完全に理解するには、十分な時間的余裕がありません。他国と異なり日本には、製品の日本での使用に必要な認可取得に際しサプライヤーが取るべきステップに関する情報を提供できる中心的機関がなく、しかもこれらのステップを明確化するのは困難です。カナダでは、利害関係者が一連の建築法規や製品規格委員会に参加し、公開された場での討論により意見の一致に達する機会を与えるのが慣行となっています。 カナダは日本に左記の事柄を強く要請致します。		国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200042	建築関連法規の性能規定化の推進、及び国際的整合化の推進	建築基準法第68条の26等、建築基準法第77条の57、建築基準法77条の38、建築基準法第20条	<p>、建築基準法においては、建築物に用いる建築材料等は、建築基準法に掲げる所要の性能基準に適合する必要があるが、性能が確認されている例示仕様のものか、その性能について個別に性能評価機関の性能評価を受け、これに基づき国土交通大臣の認定を受けたものでなくてはならない。</p> <p>、海外の機関が、当該性能評価を行うおととする場合は、承認性能評価機関として国土交通大臣の承認を受けることが可能である。</p> <p>、構造計算の際に適切な曲げヤング係数を採用する事が可能である。</p>		、d	<p>、建築基準法においては、建築物に用いる建築材料等は、建築基準法に掲げる所要の性能基準に適合する必要があるが、その個別の指定性能評価機関による性能評価は国際基準に整合させており、既に措置済みである。</p>	<p>、平成15年10月6日に名古屋で開催された第14回日米加建築専門委員会(BEC)」において、「室内環境規制」、「建築基準規格」、「防火基準とハイブリッド構造」といった議題の中で取り上げられたものであり、会議の中で別途議論が行われている。</p>	<p>()について)</p> <p>日米加建築専門委員会において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。</p>	、d	<p>、措置を検討するに当たっては、更に情報交換が必要。</p> <p>、建築基準法においては、曲げヤング係数については規制はないが、技術情報の普及について協力したい。</p>	5074018	カナダ	11	
z1200043	VOC規制対象に係る基準の明確化、及び試験期間に対する中立性要件の緩和	建築基準法第77条の38、令第20条の5、等	<p>シックハウス対策として、建築基準法において、ホルムアルデヒドを発生する建築材料は制限を受ける。</p> <p>建築基準法においては、建築物に用いる建築材料等は、建築基準法に掲げる所要の性能基準に適合する必要があるが、性能が確認されている例示仕様のものか、その性能について個別に指定性能評価機関の性能評価を受け、これに基づき国土交通大臣の認定を受けたものでなくてはならない。この性能評価を行う機関となるためには、業務を行うことによって性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと等の基準を満たす必要がある。</p>				<p>平成15年10月6日に名古屋で開催された第14回日米加建築専門委員会(BEC)」において、「室内環境規制」、「建築基準規格」、「防火基準とハイブリッド構造」といった議題の中で取り上げられたものであり、会議の中で別途議論が行われている。</p>	<p>日米加建築専門委員会において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。</p>	、d	<p>、2003年7月から施行されているシックハウス対策に係る建築基準法については、海外の関係者への影響を勘案して、極めて初期の段階から、在京大使館及び関係者に対し、パブリックコメントの実施及びその事前連絡、説明会への講師派遣、コンタクトポイントの設置等を通じ情報提供を実施してきたところである。今後とも、積極的な情報提供に努めたい。</p> <p>、措置を検討するに当たっては、更に情報交換が必要。</p>	5074019	カナダ	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200042	建築関連法規の性能規定化の推進、及び国際的整合化の推進	5074	5074018	カナダ	11	建築関連法規の性能規定化の推進、及び国際的整合化の推進		<p>?引き続き国際規格および慣行を適用し、この方向で告示を改定する。</p> <p>?規格、試験方法や手続きに関する告示の「同等性」条項により、日本の性能基準を満たしていると判断された製品の認可が効率的に行われるようにする。これは主に防火試験方法およびJAS規格の樹種の同等性に適用される。</p> <p>?同等性条項は、第三者認証を受け入れる基礎として、ISO/IECガイド65アクレディテーションを遵守するものです。すでにISOの認証を受けている外国機関の承認を検討する。</p> <p>?海外の試験およびアクレディテーション機関の相互承認を拡大する。</p> <p>?他の規制当局と整合性を持つ「曲げヤング係数」を公布する。</p>		<p>建築法規の性能規定化に向けた動きの中で日本は、国際的な試験方法と規格を、建築基準法に拠る規制の中に受け入れる方向に、部分的に移行しました。さらに、外国機関は、JISまたはJAS規格の基準に適合しない製品を試験し評価するアクレディテーションを受けることが認められました。これらの変更は歓迎すべきものであり、国際化に向けた重要な前進ではありますが、外国製品が日本市場へ参入するのを妨げる幾つかの問題がまだ残っています。</p> <p>アクレディテーション取得のための行政手続きの負担が重過ぎると考えられます。特に中立性の要件に関して、国際慣行(ISOガイド65)に相反しています。新しい制度は明確さを欠き、いくつかの要求事項は他国の制度に比べて柔軟性に欠けると思われます。いくつかの試験方法は日本特有のもです。また、試験方法を定める告示には同等性条項が記載されていますが、日本において製品の認可を受けるために、この同等性条項を活用し、国際的な試験方法で日本の性能基準を満たしていると判断された外国製品は、今だ非常に限られているか、または全くありません。つまり、日本の試験方法や規格と国際規格の整合性の問題をさらに明確にする必要があります。</p> <p>カナダは日本に以下の事柄を検討するよう強く要請致します。</p>		国土交通省	
z1200043	VOC規制対象に係る基準の明確化、及び試験期間に対する中立性要件の緩和	5074	5074019	カナダ	11	VOC規制対象に係る基準の明確化、及び試験期間に対する中立性要件の緩和		<p>どの建材がVOC規制を受けるのかについて、明瞭で包括的な情報をできるだけ早く提供する。</p> <p>? 海外の試験機関に対する中立性要件を緩和する。</p>		<p>シックハウス症候群の問題に対処するため、日本は建築基準法を改正し、揮発性有機化合物(VOC)、特にホルムアルデヒドの発散を厳重に規制する措置を取りました。居室の内装の仕上に使用される複合材料は、許容範囲の発散レベルを保証するために試験を受けなければなりません。新しい規定は健康住宅の建築に向けた重要な段階ではありますが、建築基準法の改定の公表に伴う実施要綱は明瞭性を欠いています。ある特定の製品については、試験を受けなければならないのか、あるいは免除されるのかがまだ明瞭ではないものがあります。試験手続きについては、日本の中立性要件により、海外の試験機関が指定試験機関として承認されることが事実上不可能になっています。</p> <p>カナダは日本に以下の事柄を検討するよう強く要請致します。</p>		国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200044	建築物の防火に係る規制の見直し、及び基準の明確化	建築基準法第62条、令第112条、令第107条 等	法第62条等は、市街地の防火安全性の確保のため、地方公共団体が定めた地域において、建築物について一定の防火に関する規制をかけるものである。 令第112条は、建築物内における火災の延焼を防止するため、所要の防火性能を有する壁等により、一定の面積毎に区画しなければならないとしている。 耐火構造の性能基準としては、通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること等が定められている。				平成15年10月6日に名古屋で開催された「第14回日米加建築専門委員会(BEC)」において、「室内環境規制」、「建築基準規格」、「防火基準とハイブリッド構造」といった議題の中で取り上げられたものであり、会議の中で別途議論が行われている。	日米加建築専門委員会において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。	d		措置を検討するに当たっては、更に情報交換が必要。 建築基準法の耐火構造認定にかかる耐火性能試験の実施方法は、建築基準法77条の56に基づき国土交通大臣の認可を受けた、性能評価機関の性能評価業務規程で規定されている。	5074020	カナダ	11
z1200045	特殊建築物に係る規制の性能規定化の推進、及び国際整合化の推進	建築基準法第27条 等	不特定多数が利用する建築物、火災の発生のおそれが高い建築物、周囲に及ぼす危険性の高い建築物等については、防火上特段の規制を講ずる必要があることから、建築物の用途、規模等に応じて、一定の性能基準を設けているものである。 この性能基準に適合する建築物であれば、耐火性能検証法等により安全が確認できれば木造建築物であっても建築することは可能である。				平成15年10月6日に名古屋で開催された「第14回日米加建築専門委員会(BEC)」において、「室内環境規制」、「建築基準規格」、「防火基準とハイブリッド構造」といった議題の中で取り上げられたものであり、会議の中で別途議論が行われている。	日米加建築専門委員会において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。			措置を検討するに当たっては、更に情報交換が必要。	5074021	カナダ	11
z1200046	外国の環境サービス提供企業の参入を促進するための措置の実施	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条の3、同法施行規則第33条の2及び第37条の3の2	船舶所有者、油保管施設の設置者等が備え付けておかなければならない排出油防除資材(油処理剤、油吸着材等)について、防除性能等を考慮し、それぞれに規定を設けており、型式承認は、当該資材がそれぞれの規定に適合するものであり、かつ、型式承認を受けようとする者が当該資材を製造する能力を有するかどうかを判定することによって行われている。	c		海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律では、一定の定められた船舶若しくは油保管施設又は係留施設に、油が排出された場合において油の防除のための措置を迅速・的確に講ずることができるよう、必要な排出油防除資材とその数量を定めて備え置かせているものである。 しかしながら、水苔を原料としてバラのまま使用する油吸着材については、自然の浄化作用を促進するものではなく単に油を吸収するものであり、使用後に回収しないことを前提としていることから、迅速・的確な防除措置を行うための防除資材としては適当ではない。						5074024	カナダ	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200044	建築物の防火に係る規制の見直し、及び基準の明確化	5074	5074020	カナダ	11	建築物の防火に係る規制の見直し、及び基準の明確化		木造建築物の大きさ、壁の開口部、敷地境界線セッドバックに関する恣意的な仕様基準を建築基準法から除去する。 スプリンクラーシステムやその他の適切なシステムを含め、新しい防火および延焼防止の手法を検討する。 1時間加熱後3時間放置の耐火試験の根拠を正規の基準の中で明確にする。		カナダの日本市場参入の大きな障害の一つは、防火基準に関する日本の制度にあります。火災時に市民の安全を確保し、財産の損害を最小限にとどめるために、確実な防火安全措置を取ることの必要性は疑うべきではありません。しかし、日本で適用されている規制の多くは、政府の目標に反し、日本における住宅コストを大きく増大させています。検討事項としては、防火壁やスプリンクラーの取り付けなどの建築関連問題があります。さらに広い観点から見ると、北米およびヨーロッパの統計によれば、家具やソファ、内装仕上げ材、装飾品等の燃焼性を制限すれば、厳しい建築規制を設けずとも、防火の安全性を大きく向上させることができます。カナダは、日本政府と防火関連の担当機関に、以下の問題を検討するようを要請致します。現行の基準は木造建築物の大きさ、および壁の開口部、敷地境界線セッドバックに恣意的な制約を課しています。例えば、木造3階建て建築物の最大床面積は、郊外地域においては3000平方メートルであるのに対し、準防火地域では最大1500平方メートルに限定されており、この規定は市場アクセスを基に制限されています。さらに、現行の仕様規定では防火安全対策として、スプリンクラーやその他の設計手法による解決策を認めていません。幾つかの耐火試験、特に1時間加熱後3時間の放置測定は、その根拠が十分に定義づけられていません。カナダは、日本の建築物が、日本固有のあるいは特定の状況に対応することが必要であることは承知していますが、これらの制約は健全な科学的根拠に基づいていません。 カナダは日本に左記の事柄を検討するよう強く要請致します。		国土交通省	
z1200045	特殊建築物に係る規制の性能規定化の推進、及び国際整合化の推進	5074	5074021	カナダ	11	特殊建築物に係る規制の性能規定化の推進、及び国際整合化の推進		特殊建築物に関する建築法規を性能規定に基づいて再検討する。 特殊建築物に関する国際的な建築法規の慣行を評価する。		ある特定の建物は、耐火または準耐火建築物に限定されています。例えば、木造のホテルは2階以下とし、総面積は500平方メートル、2階の床面積は300平方メートルに限定されています。木造の準耐火構造のホテルでも2階建てまでとし、1500平方メートルを越えることはできません。こうした制約は科学に基づくものでもなく、また新しい技術を反映するものでもありません。それと対照的に、北米の建築法規は4階建て(タイプV-1時間耐火)、面積144,000平方フィートまでのホテルを認可しています。日本は性能に基づく手法と国際的な慣行を取り入れ、特殊建築物のシステムを再検討する必要があります。 カナダは日本に左記の事柄を強く要請致します。		国土交通省	
z1200046	外国の環境サービス提供企業の参入を促進するための措置の実施	5074	5074024	カナダ	11	外国の環境サービス提供企業の参入を促進するための措置の実施		フレオンガスシリンダーに関する経済産業省の検査手続きを変更する。フレオンガスの輸出業者は、経費と時間のかかる通関手続きに直面している。 水苔から作る油吸収剤に関する国土交通省の型式認定過程を変更する。現段階では、「ピロウ」タイプと「マツ」タイプの油吸収剤に限り認められており、「ルーズ」タイプの油吸収剤は認められていません。		「土壌浄化法」の制定など、環境サービス部門において過去2年間にわたり、著しい進捗があった事実をカナダは認識しています。しかし、需要の増大に見合った高品質の環境サービスの提供者が十分確保できるように、外国の環境サービス提供企業の参入を推進するための措置を取る必要があると確信しています。 カナダは日本に左記の事柄を強く要請致します。		経済産業省 国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200047	建設リサイクル法の対象となる工事基準の見直し	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項	特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事は対象建設工事という。対象建設工事の受注者及び自主施工者は正当な理由がある場合を除き分別解体しなければならない。(建設リサイクル法第9条、施行令第2条) 現行の対象建設工事の規模の基準は、床面積又は請負代金額としている。建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が500万円以上である場合は建設リサイクル法に基づき対象建設工事としているところである。(建設リサイクル法第9条、施行令第2条)	c		対象建設工事であるかどうかは、工事着手前において判断する必要があるが、特定建設資材廃棄物の発生量を基準に規模の基準を決定した場合、新築工事等においては、当初は廃棄物発生見込み量がゼロであっても、実際には端材が廃棄物として発生することなどが考えられ、また、解体工事においても事前の調査等により、ある程度の廃棄物発生見込み量は把握できるものの、工事着手前に正確な特定建設資材廃棄物の発生量を把握することは困難である。したがって、工事金額と廃棄物の発生量について一定の相関が認められたことから、請負金額により規模の基準を決定したものである。なお、工事金額と廃棄物の発生量の関係については、様々な種類の建築物以外のものに係る工事のデータを調査しており、実態を踏まえていないとは考えていない。		回答は、工事着手前に正確な特定建設資材廃棄物の発生量を把握することが困難であること、また、工事金額と廃棄物の発生量の関係において一定の相関関係があるとして対応不可とされているが、要望は建築物以外の建設工事に様々な種類があり、一律に請負金額で判断することは必ずしも実情を踏まえていないと考えている。この点を踏まえて、工事金額と廃棄物の発生量の関係に係る調査データを開示していただきたい。 建設工事の種類毎に発生量の基準を設ける等について改めて検討され、示されたい。	c	について 工事金額と廃棄物の発生量の関係にかかる調査データの諸元は以下のとおり。 対象：平成11年度に完了した、建設資材廃棄物が発生した、建築物以外のものである解体工事又は新築工事等 データの項目：請負金額(単位:百万円)、建設資材廃棄物発生量(単位:トン) データ数：8,131データ について 土木工事の合理的かつ客観的な規模の基準を設定するに当たっては、土木工事の多様性という特性に留意する必要がある。すなわち土木工事は建築物と異なり、道路、河川等工事の種類が多岐にわたり、あるいはまた、道路だと舗装、トンネル、橋梁、共同溝等、河川だと護岸、ダム、砂防、海岸等とつ分野についても工種が多岐にわたり、さらに施工の方法も多岐にわたるといって特性を有しており、これを留意して客観的な規模の基準を設定するものである。 これを個別の工事毎に規模の基準を設定することは困難であることのみならず、客観性を著しく欠くこととなる。 その前提で、に示すようなデータにより、あらゆる土木工事に共通する客観的指標である工事金額と、建設資材廃棄物発生量との相関を求めたところ、相関が認められることから、土木工事の規模の基準については工事金額が最適であるものと考えている。	5021128	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200048	DV被害者における公営住宅の年齢要件の緩和	公営住宅法第23条第1号 公営住宅法施行令第6条第1項	公営住宅法第23条第1項の規定により原則として同居親族を有することが公営住宅の入居者資格のひとつとされている。例外的に公営住宅に単身で入居することができる者は、公営住宅法施行令第6条第1項第1号から第7号に限定列挙されている。	c		・公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することにより居住の安定を図ることを目的とし、住宅市場においてファミリー向け賃貸住宅の供給が不足していることから、同居親族を有することが入居者資格のひとつとされており、高齢者、身体障害者、生活保護受給者等の特に住宅困窮度が高い者についてのみ例外的に単身での入居者資格が認められている。 ・H13末現在における公営住宅の応募倍率は全国平均で約7倍(大都市部においては約22倍)、空家率は約3.0%(政策的な空家は除く)となっており、その需要は非常に高く入居を希望しても容易には入居できないという状況にあるため、新たに単身での入居者資格を認めることは困難である。 ・なお、入居者資格を有さないDV被害者の支援については、特区第2次提案への全国的対応として、本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない場合で、入居者資格を有さないDV被害者が緊急避難場所として一時的に公営住宅を使用する必要があると認められるときには、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認を得て公営住宅を目的外使用することが可能であること等をH16年度中に地方公共団体に通知する予定である。		貴省からの回答に対し要望主体から下記のとおり意見が提出されている。これらの点とともに、DV問題に対する政府全体の取組状況や社会的意識の高まり等を踏まえ、DV被害者が恒常的に公営住宅に入居できるよう法令改正を含め、改めて検討し回答されたい。 ＜要望者意見＞ ・DV被害女性は、平成13年のDV防止法制定以降に、住宅に困窮する低額所得者としてこれまでは考えられなかった新たな階層として顕在化したもので、自力で住宅を確保することが困難な状況の中、自立支援が必要という観点から、居住の安定を特に図る必要があり、また、住宅に困窮する低額所得者に該当する者である。このことは、現在、例外的に単身での入居が認められている高齢者(50歳以上)、身体障害者、生活保護受給者等に該当する者に限られたことではなく、50歳未満のDV被害単身女性にとっても同様な環境にあると考える。 ・公営住宅が「住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することにより居住の安定を図ることを目的とするものであるなら、既存の例外基準該当者の需要が高いこと及び公営住宅ストックの不足により容易に入居できないことをもって、DV被害女性を例外基準の対象自体からはずすことは理屈がなく、新たな例外基準該当者として認めるべきと考えるが、いかがか。 ・貴省の回答では、一時的な公営住宅の目的外使用を認めていくこととされているが、今回の当市の要望は、公営住宅を、加害者から一時的に非難するシロターとしての利用ではなくシロター退所後の自立のための居住の場としての利用と考えているため、一時的な公営住宅の使用ではあまりにも短い期間であると考えられる。 また、DV被害女性は、市内に居住した場合、加害者から居場所を突き止められやすく、二次的な危害が及ぶ危険性が高いことから、市外に居住の場を確保する必要性が高い。当該要件緩和(50歳未満単身入居資格)については、特に県営住宅において実施されることで市外にある県営住宅へ「居住の場」を求めることができ、加害者から居場所を突き止められず自立を目指すことができるものと考えられることから、再度ご検討いただくことを強く要望申し上げます。	a	DV防止法成立をはじめとするDV問題に対する政府全体の取組状況や社会的意識の高まり等を踏まえ、公営住宅においては、入居者選考にあたりDV被害者を優先的に取り扱うことが可能であること、入居者資格を有さないDV被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能であること等を事業主体に通知することを予定している。 公営住宅への単身入居は、主に社会福祉の観点から、身体的・社会的ハンディキャップのある方について、特に居住の安定を図る必要性が高いものとして例外的に認められるものであり、また、公営住宅の応募倍率が全国で約7倍(東京都では約22倍)と非常に高く入居を希望してもなかなか入居できないという状況にあること等も勘案し、50歳未満のDV被害者を単身入居の対象とすることは、現状においては難しいと考えているが、上記目的外使用により、入居者資格を有さないDV被害者についても、公営住宅部局として支援を行うことができると考えている。 なお、上記目的外使用の期間は、一義的には事業主体がDV被害者の状況等から適切と判断するものであり、DV被害者の居住の安定が図られるまでの期間公営住宅を目的外使用することも可能であると考えられる。	5012003	千葉県野田市	11	
z1200049	地方住宅供給公社の組織形態に係る規制の緩和	地方住宅供給公社法第36条	地方住宅供給公社の解散事由は破産 違法行為による認可の取消 となっている。	b		地域の住宅事情の改善や行政改革の必要性から、その廃止を含めた地方住宅供給公社の組織の在り方についての検討がなされていることは承知している。 国としても、公社の業務・組織の在り方全般についての見直しを進めて行く上で、公社の自主的な解散規定の整備について検討していくこととしている。		回答では、地方住宅供給公社の業務、組織の在り方全般についての見直しを進めていく上で、公社の自主的な解散規定の整備について検討していくこととされているが、検討の開始時期、結論時期及び結論を踏まえた措置時期について明確にされたい。	b	地方住宅供給公社制度については、地方の実情に応じて、地方公共団体の自由な意思を反映した業務・組織運営が行えるよう検討を行っているところであり、平成17年度までに結論を得る予定。	5119019	長野県	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200047	建設リサイクル法の対象となる工事基準の見直し	5021	5021128	社団法人日本経済団体連合会	11	建設リサイクル法の対象となる工事基準の見直し		建設リサイクル法の対象となる「建築物以外の建設工事」に係る基準について、請負金額で一律に判断すべきではなく工事の種類によっては特定建設資材廃棄物の想定発生量を基準とするなど、建設工事の種類ごとの実態に応じて判断するようにすべきである。		建築物以外の建設工事について、一律に「請負金額」で判断すると、特定建設資材廃棄物がほとんど発生しない、あるいは全く発生しない場合でも、建設リサイクル法に基づく届出等の義務が課される。例えば、鉄道事業者は、安全安定輸送を担うため、構造物や設備の維持等の工事を経常的に行う一方で、建設リサイクル法施行以前より、社会的責務から建設資材廃棄物についても、適正処理を進めているところである。 「建築物」については、「床面積」を基準に判断することとされているが、これは、「想定発生量が30～40トン以上で、目標とするリサイクル率を補足できる」ことから、想定発生量から逆算して床面積基準を定めたものとされている。 国土交通省の「2002年度要望の対応状況」では、「工事金額と廃棄物の発生量については一定の相関があることが認められている」とあるが、「建築物以外」といっても様々な種類があり、一律に請負金額で判断するのは必ずしも実情を踏まえていないと考えられる。	建設リサイクル法 第9条 建設リサイクル法施行令 第2条	国土交通省	「建設リサイクル法」により、特定建設資材(コンクリート、木材等)を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等のうち、一定規模以上の建設工事については、対象建設工事の受注者及び自主施工者は、正当な理由がある場合を除き、分別解体しなければならない。この法律の対象となることによって、都道府県知事への届出、契約図書への記載等が求められる。 建設リサイクル法が対象となる建設工事の規模に係る基準について、「建築物」は「床面積基準」を採用しているのに対して、「建築物以外の建設工事」は「請負代金基準」(請負代金500万円以上)を採用している。
z1200048	DV被害者における公営住宅の年齢要件の緩和	5012	5012003	千葉県野田市	11	DV被害者における公営住宅の年齢要件の緩和		公営住宅の入居資格は、単身者においては、50歳以上等が入居条件となっているが、DV被害者が公営住宅に入居を希望するときは、50歳未満の単身者であっても、入居の資格を与える。		DV被害の女性にとって、一時避難シェルターで安全を確保した後、自立するに当たって生活するための居住の場の確保は極めて困難な状況の中、50歳未満の単身被害者についても、自立支援の一つの手段として選択肢を広げたい。	公営住宅法第23条 (同法施行令第6条)	国土交通省	
z1200049	地方住宅供給公社の組織形態に係る規制の緩和	5119	5119019	長野県	11	地方住宅供給公社の組織形態に係る全国的な規制緩和		地方住宅供給公社法第36条に規定する解散要件に、自主解散を加えるよう法改正を要望する。	設立団体の自律的判断に基づく自主解散が可能となる。	長野県では外郭団体の見直しを行っており、住宅供給公社については廃止の方向性で検討すべきとの議論が行われているが、現行の公社法においては解散事由が限定されており、当該見直しの支障となることが懸念されるため。	地方住宅供給公社法第36条 地方公社は、次の事由によって解散する。 一 破産 二 第9条の規定による認可の取消し	国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200050	地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金運用に係る規制の見直し	地方道路公社法第31条 地方住宅供給公社法第34条	地方道路公社における余裕金の運用先については、地方道路公社法第三十一条により一 国債又は地方債の取得 二 銀行への預金又は郵便貯金 に限定されている。 地方住宅供給公社は業務上の余裕金を国債、地方債、銀行への預金、郵便貯金以外に運用してはならないこととされている。	b		地方道路公社の余裕金の運用先の拡大については、各公社の意見等を聞いた上で、平成16年度中を目途に実施の可否について検討する。 地方住宅供給公社については、その業務・組織の在り方の見直しが全国的に行われているところ。 国においても、公社の業務運営の見直しを行っているところであり、余裕金の運用方法についても、公社の財務状況等を踏まえながら拡充の必要性について検討することとしたい。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		地方道路公社の余裕金の運用先の拡大については、各公社の意見等を聞いた上で、平成16年度末までに実施の可否を判断する。 地方住宅供給公社制度については、地方の実情に応じた、地方公共団体の自由な意思を反映した業務・組織運営が行えるよう検討を行っているところであり、平成17年度までに結論を得る予定。	5001022	社団法人全国信用組合中央協会	11
z1200050	地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金運用に係る規制の見直し	地方道路公社法第31条 地方住宅供給公社法第34条	地方道路公社における余裕金の運用先については、地方道路公社法第三十一条により一 国債又は地方債の取得 二 銀行への預金又は郵便貯金 に限定されている。 地方住宅供給公社は業務上の余裕金を国債、地方債、銀行への預金、郵便貯金以外に運用してはならないこととされている。	b		地方道路公社の余裕金の運用先の拡大については、各公社の意見等を聞いた上で、平成16年度中を目途に実施の可否について検討する。 地方住宅供給公社については、その業務・組織の在り方の見直しが全国的に行われているところ。 国においても、公社の業務運営の見直しを行っているところであり、余裕金の運用方法についても、公社の財務状況等を踏まえながら拡充の必要性について検討することとしたい。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		地方道路公社の余裕金の運用先の拡大については、各公社の意見等を聞いた上で、平成16年度末までに実施の可否を判断する。 地方住宅供給公社制度については、地方の実情に応じた、地方公共団体の自由な意思を反映した業務・組織運営が行えるよう検討を行っているところであり、平成17年度までに結論を得る予定。	5081002	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	11
z1200051	国土交通省所管国庫補助事業にかかる補助事務費の用途に関する規制の緩和	平成7年11月20日付け建設省住総発第172号 住宅局長通知(最終改正 平成12年6月29日) 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の用途基準について」	附帯事務費の構成比に関し、給料、職員手当及び共済費(ただし、報酬、賞金に係る社会保険料金を除く)の合計額は原則として附帯事務費総額の30%以内とする旨、規定。また、現場監理委託料については、事業費ではなく事務費扱いとしている。	d		附帯事務費の用途基準等については、補助金の交付決定の適正化を図ることを目的として、住宅局所管補助事業の附帯事務費中における人件費の構成率を30%以下と規定しているところであるが、当該規定は原則であり、経費実態が30%を超過する場合は、個別協議に応じる。 また、事業主体の職員による現場監理を行う場合は事務費扱いが相当であり、当該扱いとの整合性を鑑みた場合、現場監理委託料も事務費扱いが適切と考える。		貴省からの回答に対し要望主体から下記のとおり意見が提出されており、これらの点も踏まえ改めて検討し回答されたい。 <要望者意見> -支弁人件費率について 「補助金の交付決定の適正化を図ることを目的として、住宅局所管補助事業の附帯事務費中における人件費の構成率を30%以下と規定しているところ」とあるが、適正を図るための基準が30%以下である理由について回答をお願いしたい。省内他局との取扱いが異なることについても回答をお願いしたい。 また、当該規定は原則であり、経費実態が30%を超過する場合は個別協議に応じる」とあるが、補助事務費率の範囲内であり、かつ、当該補助事業にかかる適正な執行であれば、用途については事業主体の裁量で執行しても差し支えないものと思われる。個別協議を要するとすると、国県市ともに事務費が増加し非合理的であると思われる。事務費のうち人件費が最も多くかかっており、上限比率の引き上げもしくは個別協議を不要とできるよう検討をお願いしたい。 現場監理委託料について 「事業主体の職員による現場監理を行う場合は事務費扱いが相当」とあるが、大臣官房技術調査課長通達「公共工事にかかる監督・検査の充実について」(H14.1.23 国官技第302号)においては、「公共工事の質を確保するためには(中略)監督検査の外部委託を積極的に活用すべき」また「特に市町村を中心にその必要性が高いと考えられる」といった考え方が示されている。	d		-支弁人件費率について 1. 予算の執行並びに補助金等の交付決定の適正化を図ることを目的として「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が規定されており、同法第七条において、各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助金等の交付決定をする場合に条件を附するものとする、と規定されているところ。 2. 補助事業等を実施する場合に必要とされる事務費は、会計実地検査において不適切な支出として指摘を受けた事例もあり、補助金等の適正な執行にあたっては、事務費が特定の用途費目に偏重し、不自然、不適正な執行とならないか等について審査する義務が各省各庁の長に課されているところ。 3. 事務費の構成率については、各局ごとに規定することとしており、住宅局補助事業については人件費構成率を原則として30%以下としているところ。なお、当該構成率の規定は、総務省自治財政局の公表資料である平成15年度の地方財政計画歳入歳出一覧において、歳出全体における給与関係経費構成比が27.2%であることを鑑みた場合、適正であるものと思慮。	5122001	兵庫県尼崎市	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200050	地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金運用に係る規制の見直し	5001	5001022	社団法人全国信用組合中央協会	11	地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金運用について		地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金について取扱いを可能とすること		地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金の運用範囲に信用組合が含まれていない。	地方道路公社法第31条、地方住宅供給公社法第34条(建設大臣の指定)	国土交通省	
z1200050	地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金運用に係る規制の見直し	5081	5081002	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	11	地方道路公社等の資金運用先範囲の拡大		地方道路公社・地方住宅供給公社の2地方公社の資金運用先として農協及び信連を追加すること。	それぞれの根拠法において、余裕金の運用方法が、国債又は地方債の取得及び銀行への預金又は郵便貯金に限定され、農協・信連で預け入れができない。	組合の貸出通格先であり、かつ残高を有しているにもかかわらず、貯金の預かりができないことにより、債権保全上問題があることに加え、貸出元利金の実行・償還事務が煩雑となり極めて非効率的な処理となっており、実務上の支障が大きい。	地方道路公社法第31条第2号、地方住宅供給公社法第34条第2項	国土交通省	
z1200051	国土交通省所管国庫補助事業にかかる補助事務費の用途に関する規制の緩和	5122	5122001	兵庫県尼崎市	11	国土交通省所管国庫補助事業にかかる補助事務費の用途の規制緩和		<p>国庫補助事業における補助事務費について、人件費率等が設定され、使途基準が細かく規制されている。 人件費率等の設定を撤廃する。 若しくは、少なくとも省内他局と比して人件費率が著しく低く設定されている住宅局所管事業の使途基準(人件費率は原則として30%以内)について、省内他局所管事業と同レベルまで引き上げ、事業主体の経費実態に合わせた精算を可能とするよう規制緩和する。</p> <p>【参考】 例えば、都市・地域整備局所管事業においては「人件費率64%以内(特に必要がある場合は72%まで引上げ可)」とされている。</p> <p>また、住宅局所管事業においては工事施工にかかる現場監理委託料は事務費扱いされているが、内容的には事業費的性質を有すると考えることから、例えば都市・地域整備局所管事業と同様に事業費扱いとする。</p>	<p>国庫補助金の使途にかかる問題であり、事業施行上特に問題があるということではない。</p> <p>補助事務費率の範囲内であり、かつ、当該補助事業にかかる適正な執行であれば、使途については事業主体の裁量で執行しても差し支えないものとする。 事業執行において、事務費のうち人件費が最も多くかかっている。 事業執行において、人件費を要する事務量に大差が感じられない中、一部、住宅局については、人件費率が低く設定されている。(事務費の使途が国土交通省内の局間において取扱いが異なっている。) 補助事務費率の上限は決まっている。その率を上げて新たな国庫負担を求めるといったのではなく、単にその使途について柔軟な取扱いを求めるものである。 事業主体の使途実態に合わせた事務費精算が可能となる。</p> <p>なお、現場監理委託に関しては、事業費扱いとした場合、国庫負担の増に繋がる可能性があるため、この項目にかかる改善に固執はしないが、少なくとも省内局間での取扱いが異なっていることにかかる考え方についてご教示願いたい。</p>	<p>H7.11.20 建設省住総発第172号 住宅局長通知(最終改正 H11.4.1) 「住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について」</p> <p>H13.6.27 国都総第2000号 都市・地域整備局長通知 「都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領」</p>	国土交通省	<p>要望事項の概要(A4用紙1枚)</p> <p>H7.11.20 建設省住総発第172号 住宅局長通知(最終改正 H12.6.29) 「住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について」</p> <p>H13.6.27 国都総第2000号 都市・地域整備局長通知 「都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領」</p>	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200051	(上記の続き) 国土交通省所管国庫補助事業にかかる補助事務費の使途に関する規制の緩和							(上記の続き) また、本市としても財政再建に向けた定数削減と同時に「小さな市役所」を目指したアウトソーシングを並行して推進している状況にあり、今後も市職員が積極的に直接現場監理を行っていくことはまず考えに及ぶ。 この状況は他市においても同様であると思われる。時代の流れであると考えており、通達の趣旨と合わせて、本市としても積極的に外部委託化すべきと考えている。 このような状況にあって、前述の通達に合わせて出された住宅局通達「総合政策局及び住宅局所管補助事業等における監督体制の確保について」(H14.1.23 国住備第174号、国住街195号)においては、やはり従前と同様に現場監理委託は事務費とされている。また、当初外部委託を想定していなかった場合において、「入札の結果、品質確保の観点から現場技術業務委託の活用が必要とされる場合」にも、「公営住宅建設事業等においては制度上費目の変更は生じない」とし、あくまでも事務費による執行とされている(他事業では本工事費(事業費)からの流用を認めている)。もし、この通達の考え方が今回の提案に対する回答と同じ考え方(事業主体の職員による現場監理を行う場合は事務費扱いが相当であり、当該扱いとの整合性を鑑みた場合、現場監理委託料も事務費扱いが適切)によるものであるとすれば、前述の「外部委託の推進」という考え方が矛盾が生じるが、この点について回答をお願いしたい。 また、省内他局においては「事業費(測量試験費)での執行」とされていることとの相違についても回答をお願いしたい。			4. なお、人件費構成比率については、個々の事業特性により弾力的運用ができるよう原則として30%以下としているところであり、また、例外的取り扱いを認めた事例もあり、簡易な資料であっても、合理的説明がなされれば、交付決定をするものである。 現場監理委託について 1. 現場監理委託料を事業費扱いとする場合は予算要求事項となる。なお、直接現場監理委託料の場合は、引き続き、事務費扱いが妥当だと思慮。	5122001	兵庫県尼崎市	12
z1200052	土地開発公社が所有する長期保有土地における住宅地以外の民間処分の容認	「公有地の拡大の推進に関する法律」第九条 「公有地の拡大の推進に関する法律施行令」第五条 「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地開発公社関係)」4(9) 「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地の先買い制度関係)」4(1)	公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)第9条の規定により、公拡法第6条の土地の買取り協議手続により先買いされた土地は、都市施設に関する事業や収用適格事業及びこれらに準ずる事業(公的主体が行う住宅用地の譲渡に関する事業等)又はこれらの事業に係る代替地の用に供されなければならない。	c		公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)では、都市計画法第4条第5項に規定する都市施設に関する事業及び土地収用法第3条各号に掲げる施設に関する事業並びにこれらに準ずる事業(公的主体が行う住宅用地の譲渡に関する事業等)という公共性のある事業の用に供される土地を計画的に取得するため、民間の土地取引に優先して土地を買取ることができるとする先買い制度を定めている。また、税制度上、先買い制度により取得された土地の譲渡所得に対し、1,500万円の特別控除が認められているところである。 要望に係る土地開発公社が保有している土地の「住宅の用に供する宅地の譲渡に関する事業」以外への処分については、先買い制度の趣旨を逸脱するものであり認められない。			土地開発公社が先買い制度により取得した土地であっても、その後の事情変更により本来の目的の用に供することができなくなり、長期に保有されている土地については、その有効活用が図られるべきであり、この点を踏まえ、改めて検討し回答されたい。	c	公拡法の先買い制度により取得する土地は、土地所有者に対して届出規制、譲渡制限といった義務または制限を課すことによって買取ったものであり、通常の私的取引により買取られたものではないため、当該土地の用途については、極めて公共性の高い事業に限定されている。 また、当該土地については、原則として当初の買取りの目的に供するべきものであるが、その後の事情変更により当初の目的に供することができなくなった場合に関しては、例外的に公拡法9条第1項の規定の範囲内(「住宅の用に供する宅地の譲渡に関する事業」等)で用途を変更することは差しつかえないとしており、現行においても一定程度柔軟な取扱いを認めている。 なお、土地開発公社の長期保有土地の問題に関しては、取得依頼元の地方公共団体等による再取得により一義的に対応されるべき問題である。	5138001	神奈川県相模原市	11
z1200053	電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大	建設業法第十五条第二号、第二十六条第2項、第二十七条第一項 建設業法施行令第五条の三、第二十七条の三第1項 建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件(昭和63年6月6日建設省告示第1317号)	電気通信工事における監理技術者資格は、技術士試験のうち技術部門を電気、電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電子、電気部門にかかるとするものに限る。)とするものに合格した場合、又は学歴に応じた実務経験及び指導監督の実務経験を有する場合となっている。	c		新たな検定種目を設けることとした場合、昭和58年の第二次臨時行政調査会最終答申に基づき指定法人へその事務を委託することとなるが、「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」において「公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務、事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討することとされており、これらの動向を踏まえると、電気通信工事に関する新たな技術検定種目を設けることは困難である。			貴省からの回答に対し要望主体から以下のとおり意見が提出されており、これらの点を踏まえ、電気通信工事における監理技術者や主任技術者の要件の拡大について既存資格試験の活用を含め関係省で調整の上、改めて検討し回答されたい。 <要望者意見> 新たな検定種目の設置は難しいとの回答であるが、電気通信工事業者にとって専門的な電力業の知識を要する資格を取得することは困難であり、この点を踏まえた検討を要望する。なお、新たな検定種目を設置するのが困難な場合、その他の既存の資格試験(例えば、総務省の電気通信主任技術者試験)をもって代替する等、柔軟な措置を要請する。	b	電気通信工事における主任技術者の要件について、他の既存資格の活用の適否について、既存資格の試験内容等を踏まえ、今後、関係府省と連携し、検討する考えである。	5021084	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200051	(上記の続き) 国土交通省所管国庫補助事業にかかる補助事務費の使途に関する規制の緩和	5122	5122001	兵庫県尼崎市	12	(上記の続き) 国土交通省所管国庫補助事業にかかる補助事務費の使途の規制緩和						国土交通省	
z1200052	土地開発公社が所有する長期保有土地における住宅地以外の民間処分の容認	5138	5138001	神奈川県相模原市	11	長期保有土地における住宅地以外の民間処分		土地開発公社が長期保有している土地(主として代替地)の「住宅の用に供する宅地の譲渡に関する事業」以外への処分について可能となるよう規制の特例をお願いしたい。	土地開発公社が長期保有している土地(主として代替地)の「住宅の用に供する宅地の譲渡に関する事業」以外への処分により、土地開発公社における長期保有土地の解消につながることも、土地開発公社の借入金や金利負担の減少にもつながり、ひいては不動産の売買による民業の拡大を促進するもの。	土地開発公社が先買制度により取得した土地の民間処分については、現在「住宅の用に供する宅地の譲渡に関する事業」以外、他の目的に処分できない状況にある。土地開発公社が長期保有している土地(主として代替地)の多くが、先買制度で取得したもので、時間的経過による事情変更等により、当初の目的に使用する必要がなくなっているものや処分した土地の残地処分も困難になっている。	建設省経整発第26号(平成12年4月21日建設省経済局長、自治大臣官房総務審議官通知)4(9)	国土交通省	
z1200053	電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大	5021	5021084	社団法人日本経済団体連合会	11	電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大		監理技術者の申請要件として、従来の電気・電子部門とは別個に、電気通信工事業者に対する単独の技術検定を創設・設置する。	建設業法の規定に基づき試験資格が許可等の要件の対象となっている電気工業など技術者の育成が容易となっている業種もある中で、一部の事業に課せられた特別な規制となっている。電気通信工事業者にとって高度かつ専門的な電気・電力業の知識を必要とする資格を取得することは大変困難である。よって、電気通信工事に必要な有資格者が不足し、II革命推進に向けたインフラ整備の大きな障壁となっている(現実的には実務経験充足による資格取得を目指すこととなるが、発注工事の小規模化が続く中、限られた工事の実務経験者という要件のみでは有資格者の不足は避けられない状況である)。	建設業法第15条の二、第26条第2項、第27条の一、建設業法施行令第27条の3、昭和63年6月6日建設省告示第1317号	国土交通省	建設業法における特定建設業に該当する許可を受けるにあたり、工事業者は監理技術者を配置しなければならない。その要件としては、イ.国土交通大臣が定める技術検定又は免許の取得者、ロ.指導監督の実務の経験者(注)ハ.大臣がイ又はロの該当者と同等等認めた者のいずれかに該当することとされているが、電気通信工事業者にはイにおける技術検定が単独では設置されておらず、代替として電気通信以外の内容も含む「電気・電子部門」の資格を取得することとされている。 (注)電気通信工事の発注者から直接請け負い、その請負金額が45百万円以上である工事に限り2年以上指導監督的な実務の経験を有する者とする。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200054	建築業許可要件の緩和	建設業法第7条第1号	許可の基準として、建設業の許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員等のうち1人が、また、個人である場合には本人又はその支配人のうち1人が、次のいずれかに該当することが必要である旨規定 許可を受けようとする建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有していること 国土交通大臣が掲げるものと同等以上の能力を有するものと認定した者	a		建設業法第7条第1項第1号イに掲げる者(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者)と同等以上の能力を有するものとしての認定に当たって、いわゆる「執行役員」等についての弾力的な取扱いを図る観点から、審査の取扱方針について検討を行っているところ。 一方、本要件を「常勤」の役員に限定しているのは、日常の業務を具体的に執行している役員がこの要件を満たす者でなければ建設業の適正な経営が担保できないという趣旨からであり、連結親会社の役員であっても、当該子会社について「常勤」でなければ、必ずしも当該子会社の日常の経営業務を執行しうるものではなく、また連結親会社が当該子会社について直接に責任を負うものでもないことから許可については、個別に判断することとしているところである。この趣旨に照らせば非常勤役員を認めることは適当ではない。					5021081	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200055	付置義務住宅制度 開発協力金負担等の見直し		地方公共団体は、独自に指導要綱等を策定し、宅地開発や建築物の建築に際して民間事業者へ指導要綱等に定められた内容に適合するものとなるよう行政指導を行っている。	d		地方公共団体における指導要綱等に基づく行政指導については、各地方公共団体が目指すまちづくりの方向に沿って民間事業者を誘導するため、独自の判断で行っているものと認識している。 国土交通省としては、全国の宅地開発等指導要綱の実態調査の結果(当省HPに掲載)を踏まえ、宅地開発等指導要綱の適正な見直しについて(平成15年3月4日付)において、指導要綱及びこれに基づく行政指導の適正な見直しを行うよう地方公共団体に要請した。					5021085	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200056	(上記の続き) 付置義務住宅制度 開発協力金負担等の見直し											5021085	社団法人日本経済団体連合会	12
z1200057	不動産特定共同事業契約成立前の書面交付時の説明手続の簡素化	不動産特定共同事業法第24条	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	c		不動産特定共同事業法の契約成立前における契約内容説明義務に関して、その具体的な態様については、消費者保護やトラブル防止の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用を可能とするよう平成15年度中に所要の通知を発する予定である。 なお、書面の交付のみで説明を行ったものとみなすことについては、消費者保護やトラブル防止の観点から困難である。					5021093	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200054	建築業許可要件の緩和	5021	5021081	社団法人日本経済団体連合会	11	建築業許可要件の緩和		「常勤役員が、許可を受けようとする建設業の管理責任者を5年以上経験していなければならない」という建設業許可要件を緩和し、例えば満2年以上とするなど、経営業務の管理責任者としての経験期間を短縮すべきである。あるいは、同要件の「常勤する役員」について、一定の条件のもとで「執行役員」も明示的に認める、連結子会社であれば「非常勤役員」も認めるなど弾力的な取扱いをすべきである。なお、本件に関しては、政府も「規制改革集中受付月間への対応方針」において「執行役員」についての弾力的な取扱いを図る観点から審査の取扱い方針を策定しており評価するが、改めて早急に取扱い方針を定めるよう求めたい。		確かに建設業は、工事内容に応じ、資金調達、資材購入、技術者の配置等独特な経営ノウハウが必要であるため、経験を積んだ経営管理者が求められる。しかしながら、一定規模以上の企業については、上記業務につきそれぞれ組織的な対応を行っており、また、近年、効率的な企業運営のため、分社化し、連結グループ内において人材活用を図っている企業が多いこと等から、役員の経験期間という形式的な要件を設定することの意義は見出せない(仮に経験期間に関する要件が必要としても、企業の役員は通常2年で改選されるので、2年以上の経験がある役員は仕事ぶりが評価されて再任されている、すなわち十分な経験と実績があるとみなせる)。また、経営業務の管理責任者の対象に「執行役員」が明示的に含まれていないことは、近年、執行役員制を導入している企業が増加している現状を鑑みれば、企業経営の実態に法制度が対応していないことを示している。	建設業法第7条1号	国土交通省	建設業を営もうとする者は、国土交通大臣又は都道府県知事の許可が必要であるが、法人が許可を受けようとする場合、「その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)のうち常勤であるものの一人は、許可を受けようとする建設業について、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有していなければならない。現状では、上記に掲げる常勤の役員は、「取締役」であることが求められ、「執行役員」等は明示的に認められていない。
z1200055	付置義務住宅制度・開発協力金負担等の見直し	5021	5021085	社団法人日本経済団体連合会	11	付置義務住宅制度・開発協力金負担等の見直し		都心の区単位で行われている、大規模建築物への住宅付置義務・開発協力金制度を廃止すべきであり、国においても、各地方自治体に対する指導の徹底を図るべきである。なお、「改革工程表」において、国土交通省が指導要綱の実態把握の調査結果を公表し、指導要綱行政について、法令の趣旨に照らし適正なものとなるよう地方公共団体に見直しを要請する旨明らかにした点は評価でき、今後、本要望の趣旨が着実に実現されるよう、措置を徹底すべきである。		地価下落により、都心部においても集合住宅の供給が活発化し、人口の都心回帰が見られるようになった今日、都心人口の空洞化を阻止するといった、付置義務住宅制度の本来の意義は薄れている。他方で、最近、都心地区への居住人口の急増によりインフラ整備が追いつかないとの理由で、開発負担金を求めるケースが目立つ。そもそも、同一建築物内に、住宅と非住宅が混在することは、施設配置上非効率で、建設コストも高む。また、住宅付置の代替として提出された開発協力金も、同一区内に住宅適地がない等の理由により、有効に活用されていないのが現状である。	千代田区住宅付置制度要綱 千代田区開発協力金制度要綱 中央区市街地開発事業指導要綱 港区開発事業に係る定住促進指導要綱 文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱 台東区大規模建築物指導要綱 新宿区定住化の推進に関する指導要綱 品川区大規模建築物の住宅付置に関する指導要綱 江東区中高層建築物の建設に関する開発指導要綱	国土交通省	東京都千代田区、中央区、港区、江東区等の指導要綱により、大規模建築物を建築する際には、土地面積・建築物の規模に応じて、一定割合の住宅付置または開発協力金提出が必要である。
z1200056	(上記の続き) 付置義務住宅制度・開発協力金負担等の見直し	5021	5021085	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 付置義務住宅制度・開発協力金負担等の見直し		(上記の続き)		(上記の続き) 都心部における住宅供給の促進は、総合設計制度(市街地住宅総合設計、都心居住型等)の活用・推進により、付置義務住宅制度以上の効果が期待できる。都心居住の推進の観点からは、区毎ではなく、都心区一体となった住宅政策を講じるべきである。本要望の実現により、都心部において事業性の高い効率的な建築物の計画が可能となり、不動産の有効活用、不動産の流動化も促進される。		国土交通省	
z1200057	不動産特定共同事業契約成立前の書面交付時の説明手段の簡素化	5021	5021093	社団法人日本経済団体連合会	11	不動産特定共同事業契約成立前の書面交付時の説明手段の簡素化【新規】		不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付時の説明については、説明書面を開示し必要に応じて質問を受け付けることでもって「説明」とみなすなど、説明手段の簡素化・明確化を図るべきである。なお本件については政府も「規制改革集中受付月間への対応方針」においてビデオ・DVD等の電子機器の活用を可能とする方向で検討中としているが、これらが説明手段の簡素化に資するよう措置すべきである。		説明書面の開示のみで内容が理解できる場合が多く対面説明を煩わしいと感じている投資家が多い。そのため、遠隔地の投資家や投資家の属性等によっては対面説明ではなく、別途説明書面の開示によって説明した方が、契約当事者双方にとってメリットがあると考えられる。不明な点があった場合は補足の説明をし、内容を確認できた旨の確認書を受け取ることで実質的かつ効率的に目的を達成できる。	不動産特定事業法24条	金融庁 国土交通省	不動産特定共同事業法24条は、契約前に契約内容および履行に関する事項について書面を交付して説明をしなければならないと定める。この説明については、説明手段が不明確であるため、遠隔地の顧客についても、説明手段の確実性のために対面説明を行っている。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200057	不動産特定共同事業契約成立前の書面交付時の説明手段の簡素化	不動産特定共同事業法第24条	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	c		不動産特定共同事業法の契約成立前における契約内容説明義務に関して、その具体的態様については、消費者保護やトラブル防止の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用を可能とするよう平成15年度中に所要の通知を発する予定である。 なお、書面の交付のみで説明を行ったものとみなすことについては、消費者保護やトラブル防止の観点から困難である。						5032001	社団法人不動産証券化協会	11
z1200058	宅建業法における取引一任代理の最低資本金および純資産額基準の緩和	宅地建物取引業法第50条の2第1項 宅地建物取引業法施行規則第19条の2の2第1号	取引一任代理の認可を受ける要件として、最低資本金額及び純資産額を1億円としている。	b		宅地建物取引業法施行規則第19条の2の2第1号の最低資本金額(1億円)の引下げについては、宅地建物に係る消費者保護等の観点も含め、幅広く調査・検討を行う。		回答では、要望内容については、宅地建物に係る消費者保護等の観点も含め、幅広く調査・検討を行うとされているが、平成16年度までに結論を得て、措置することの可否について検討し回答されたい。	b		宅地建物取引業法施行規則第19条の2の2第1号の最低資本金額(1億円)の引下げについては、宅地建物に係る消費者保護等の観点も含め、幅広く調査・検討を行う。なお、今後の市場動向等を注視する必要があるため、平成16年度末までに結論を得て、措置することは困難。	5021094	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200058	宅建業法における取引一任代理の最低資本金および純資産額基準の緩和	宅地建物取引業法第50条の2第1項 宅地建物取引業法施行規則第19条の2の2第1号	取引一任代理の認可を受ける要件として、最低資本金額及び純資産額を1億円としている。	b		宅地建物取引業法施行規則第19条の2の2第1号の最低資本金額(1億円)の引下げについては、宅地建物に係る消費者保護等の観点も含め、幅広く調査・検討を行う。		回答では、要望内容については、宅地建物に係る消費者保護等の観点も含め、幅広く調査・検討を行うとされているが、平成16年度までに結論を得て、措置することの可否について検討し回答されたい。	b		宅地建物取引業法施行規則第19条の2の2第1号の最低資本金額(1億円)の引下げについては、宅地建物に係る消費者保護等の観点も含め、幅広く調査・検討を行う。なお、今後の市場動向等を注視する必要があるため、平成16年度末までに結論を得て、措置することは困難。	5032007	社団法人不動産証券化協会	11
z1200059	宅建業法上の仲介手数料の規制の緩和	宅地建物取引業法第46条第1項 昭和45年10月23日建設省告示第1552号	宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関して受けることのできる報酬(仲介手数料)の額は、国土交通大臣の定める告示において定められている。	c		不動産取引市場は国民各層が幅広く参加する市場である。現行制度はこれら市場参加者がその取引に際しては、資金力の多寡にかかわらず、一定の範囲内の報酬を支払うことで、媒介契約の締結、取引の相手方の探索、交渉等、当事者間の売買等の契約の成立に至らせるために必要な基本的サービスを受けられることとしているものであり、この考え方は現在でも妥当なものと考える。 なお、取引当事者が通常の媒介業務に加え、土壌汚染調査や不動産コンサルティング等の業務を依頼した場合において、それらの業務については宅地建物取引業法の媒介報酬に係る規定にかかわらず報酬を請求することが当然可能である。		貴省からの回答に対し要望主体から下記のとおり意見が提出されており、この点も踏まえ改めて検討し回答されたい。 <要望者意見> 仲介手数料はサービスの内容に応じて市場が決めるものとする。手数料に上限があると、サービスの質を無視してでも、数を稼ぐことが有利ということになりかねない。	C		不動産取引の媒介業務等に係る報酬の上限設定については、消費者保護の観点から必要不可欠であるとする。また、媒介業務以外の関連サービスに係る報酬については、別途請求することが可能である。	5021101	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200057	不動産特定共同事業契約成立前の書面交付時の説明手段の簡素化	5032	5032001	社団法人不動産証券化協会	11	不動産特定共同事業契約成立前の書面交付時の説明手段の簡素化		不動産特定共同事業契約の成立前の書面交付時の説明については、説明書面を開示し、必要に応じて質問を受け付けることでもって「説明」とみなすなど、説明手段の簡素化・明確化を図るべきである。なお本件については政府において、ビデオ・DVD等の電子機器の活用を可能とする方向で検討中とのことであるが、これらが説明手段の簡素化に資するよう措置すべきである。		規制の現状としては、事業法24条で、契約前の書面交付が義務付けられているが、この説明手段が不明確なため、遠隔地の顧客にも対面説明を行っている。実際は、説明書面の開示のみで理解できる場合が多く、対面説明を煩わしいと感じている投資家も多い。そのため、遠隔地の投資家や投資家の属性等によっては対面説明ではなく、別途説明書面の開示による説明の方が、契約当事者双方にとってメリットがあると考えられる。不明な点があった場合は補足説明をし、内容を確認できた旨の確認書を受けることで目的を達成できる。	不動産特定共同事業法第24条	金融庁 国土交通省	
z1200058	宅建業法における取引一任代理の最低資本金および純資産額基準の緩和	5021	5021094	社団法人日本経済団体連合会	11	宅建業法における取引一任代理の最低資本金基準の緩和【新規】		宅地建物取引業法施行規則19条2の2第1号の最低資本金額を現行の1億円から引き下げるよう認めるべきである。		そもそも、投資信託委託業者は投資家から預かった出資金を運用する立場である。このため、投資信託委託業者に運用できる組織体制があるか否かが問題であり、資本金が1億円以上である必要はない。むしろ、現状では、投資信託法上の事業を行う場合、最低でも1億円以上の事業コストがかかるリスクがあることになり、この点、最低資本金要件の緩和が望まれる。事業に対する参入障壁が緩和されることで事業組成者が増え、多彩な商品提供が見込まれる。投資家にとっては、投資商品の選択肢の拡大とサービスの向上効果が期待でき、併せて、不動産証券化市場の活性化に資することとなる。	宅建業法50条の2第1項 宅建業法施行規則19条の2の2第1号 投資信託及び投資法人に関する法律9条2項の8	国土交通省	宅地建物取引業者が、宅地・建物の売買、交換、貸借に係る判断を契約によって一任され、これらの取引の代理、媒介を行う取引一任代理等については、国土交通大臣の認可が必要であるが(宅建業法50条の2第1項)、宅地建物取引業法施行規則19条2の2第1号は、資本金が1億円以上の株式会社でなければ認可されない旨定めている。また、投資信託及び投資法人に関する法律9条2項の8に基づき、投資信託委託業者を営もうとする場合、取引一任代理業の認可を受けている必要がある。このため、投資信託委託業者を営む際も結果的に「資本金1億円以上」の規制に服することとなる。
z1200058	宅建業法における取引一任代理の最低資本金および純資産額基準の緩和	5032	5032007	社団法人不動産証券化協会	11	宅建業法における取引一任代理の最低資本金および純資産額基準の緩和		宅地建物取引業法施行規則第19条2の2第1号の最低資本金額および純資産額を現行の1億円から引き下げるよう認めるべきである。		そもそも、投資信託委託業者は投資家から預かった出資金を運用する立場であり、運用できる組織体制の有無が問題である。よって資本金および純資産額が1億円以上である必要はない。むしろ現状では投資法上の事業を行う場合、最低でも1億円もの事業コストがかかってしまう。よって最低資本金および純資産額要件の緩和が望まれる。事業への参入障壁緩和により事業組成者の増加、また多彩な商品提供が見込まれ、投資家にとっては、投資商品の選択肢拡大とサービス向上効果が期待でき、併せて、不動産証券化市場の活性化に資することとなる。	宅建業法第50条の2第1項宅建業法施行規則第19条の2の2第1号 投資信託及び投資法人に関する法律第9条2項の8	国土交通省	
z1200059	宅建業法上の仲介手数料の規制の緩和	5021	5021101	社団法人日本経済団体連合会	11	宅建業法上の仲介手数料の規制緩和【新規】		仲介手数料の上限規制を緩和すべきである。		宅地建物取引に関する有益な情報を迅速に入手するためには、仲介会社に対するインセンティブを与える必要があるが、現状の規制では賃料1ヶ月分を上回る手数料を支払うことが出来ず、更なるインセンティブを与えることが出来ない。仲介業者としてもサービス内容にかかわらず仲介手数料が頭打ちになってしまうと、仕事の質はともかく「数をこなす」方が有利ということになり、顧客志向と離れた結果を招きかねない。そもそも仲介手数料はサービスの質の対価として市場が決定するものであり、仲介業者による不当利得を防止するための最低限の規制のみで十分であると考えられる。	宅建業法46条1項	国土交通省	宅地建物取引業者が宅地・建物の売買、交換、貸借の代理・媒介に関して受けることのできる報酬の額は、国土交通大臣の定めるところによる(宅建業法46条1項)とされており、例えば貸借の場合、その上限は賃料1ヶ月分である。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200060	宅地建物取引業法33条に基づく広告開始時期制限の緩和	宅地建物取引業法第33条、宅地建物取引業法施行令第2条の4	宅地建物取引業者が、未完成の宅地や建物について売買などの広告をしようとする場合には、取引物件である宅地や建物について行う造成工事や建築工事に関して必要な都市計画法第29条第1項又は第2項の許可、建築基準法第6条第1項の確認その他法令に基づく許可等の処分が政令で定めるものがあつた後でなければ、広告を開始してはならない。	c		宅地の造成及び建物の建築に関する工事の完了前においては、取引の対象となる宅地建物が現に存在していないため、既に完成した物件と比較すると取引における不確定要素が大きい。購入予定者が、契約締結後に当初予定していた設計通りの物件を手に入れないことになると不測の損害を被り、売主の債務不履行責任をめぐり紛争の原因となるため、宅地建物取引業法第36条においては未完成物件について建築確認等の法令に基づく許可等の処分を受けた後でなければ契約を締結してはならないとしている。さらに、広告により取引を誘引された時点から契約までの間についても、購入予定者は契約締結に向け資金調達等の準備を進めており、当初予定していた通りの物件を手に入れないときは、購入予定者には同様に不測の損害が生じる場合があり、紛争の原因となり得る。このため、同法第33条では、上記の処分を受けた後でなければ広告をしてはならないとしている。これらの規定は、未完成物件の取引における不確定要素を可能な限り抑制し、取引の安定化・円滑化を図る上で必要不可欠のものであるため、同法第33条の規定を緩和することはできない。		貴省からの回答に対し要望主体から下記のとおり意見が提出されており、この点も踏まえ改めて検討し回答されたい。	c	「未完成物件の取引に伴う不確実性を排除する上で宅建業法33条の緩和はできない」という回答であるが、宅建業法36条は建築確認前の売買契約を禁じており、消費者保護の観点から十分であると考えられる。むしろ、消費者への情報提供の観点から規制の緩和が望まれる。	建築確認等の処分の後に広告を行った場合、広告後の当該処分により当初予定していた設計どおりの物件が取得できなかった場合、当初の広告に取引を誘引され、契約締結に向け様々な準備を進めてきた購入予定者については、不測の損害が生じる場合がある。そのため、契約締結後に建築確認等の処分により当初予定していた通りの物件が取得できない場合に発生する損害に加え、上記のように取引の準備段階において生じる損害についても未然に防止する必要がある。 上記のとおり、同法第33条と第36条は一体として、未完成物件の取引における不確定要素が確定した後に契約締結、広告を行うことにより、取引の安定化・円滑化を図るものである。したがって、同法第33条の規制を緩和した場合、広告されている物件の形状等と契約する物件の形状等が異なる事態が発生し、紛争の原因となりうることから、未完成物件の取引における消費者保護の観点から、同法第36条の規制及び当該規定を緩和することは適当でない。	5021090	社団法人日本経済団体連合会	11
z1200061	不動産鑑定士試験の見直し	不動産の鑑定評価に関する法律第3条、第4条	不動産鑑定士試験には、第1次試験、第2次試験及び第3次試験があり、毎年1回、土地鑑定委員会が実施している。第2次試験に合格し、2年以上の実務経験を有する者が、不動産鑑定士補となる資格を有する。その後、不動産鑑定士補又は不動産鑑定士補となる資格を有する者で、国土交通大臣の認定する実務補習期間において1年以上の実務補習を受け、第3次試験に合格した者が、不動産鑑定士となる資格を得られるもの。	b		不動産鑑定士試験制度の見直しについての国土審議会土地政策分科会の建議を受け、不動産鑑定業界が新たなニーズに対応できるように、有能な不動産鑑定士を将来にわたって確保していただくため、資格取得に求められる知識・能力のレベルは維持しつつ、資格取得を目指す者の裾野を広げる観点から、受験者の負担を大幅に軽減する方向で不動産鑑定士の資格取得制度を簡素合理化することを検討している。(資格取得制度を簡素化しつつ、資格を与えるに当たって必要な学識と応用能力を有しているか否かについて合理的かつ厳格に判定・確認することを通じて、有能な人材を確保していくことが経済社会の要請である。資格者数の増加自体を目的とするような制度見直しは、不動産鑑定士の資質に対する信用を失わせることにつながりかねないことに留意が必要である。)		検討中である旨の回答が示されており、16年度までに実施されることの可否について、その理由も含めて示されたい。	b	不動産鑑定士の資格取得制度の簡素合理化を内容とする不動産の鑑定評価に関する法律を改正する法律案を今通常国会に提出する予定であるが、新試験の実施には、実施のための準備期間と受験者に対する周知期間が必要であることから、実施は平成18年になる見込みであり、平成16年度に実施することはできない。 なお、既に改正が行われた新司法試験及び新公認会計士試験についても、平成18年より実施することとされているところ。	5150053	株式会社東京リーガルマインド	11	
z1200062	公共工事に係る入札参加資格(地域要件)の見直し	地方自治法施行令第167条の5の2	各地方公共団体は、地方自治法施行令第167条の5の2に基づき、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、当該入札に参加する者の事業所の所在地等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。 なお、地域要件の運用に当たっては、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」(平成12年法律第127号。以下、「入札契約適正化法」という。)に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。以下、「適正化指針」という。)により、各発注者に対し、過度に競争性を手かせせるような運用とならないよう留意することを求めている。	b		各地方公共団体に対し、総務省と連携して、必要に応じて入札契約適正化法に基づく要請を行う等、入札契約適正化法及び適正化指針の趣旨を徹底するとともに、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討に併せて、競争性の確保の観点から、過度に競争性を低下させるような運用とならないよう地方公共団体に要請していきたい。	地域要件の設定については、「適正化指針」において、「地域の中小・中堅建設業者の育成のほか、将来における維持・管理を適切に行う観点から合理性を有する場合もある」とされており、その趣旨を踏まえて、「規制改革推進3か年計画」(再改定)においては、「官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討」とも併せて、競争性の確保の観点から、過度に競争性を低下させるような運用とならないようするための具体的な推進方策を検討する。」とされているところである。従って、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討結果が示されない現時点においては、地域要件の設定に係る検討は行えない状況となっている。	本件については、総合規制改革会議の第3次答申においても指摘があった事項であり、この内容を踏まえて再度回答振りを検討されたい。なお、地域要件の設定に係る検討については、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討と同時並行的に行うことが可能なものがある場合は、同時並行的に検討することが望ましい。したがって、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討と同時並行的に行った地域要件の設定に係る検討等があれば、当該措置内容を記載されたい。	b	公正取引委員会において学識経験者を交えて開催された「公共調達と競争政策に関する研究会」に参加し、地域要件の設定等中小企業者の受注機会拡大・地域振興のための発注方法と競争性の確保等を含め、公共調達における競争性の徹底を目指した検討を行い、平成15年11月に検討結果がとりまとめられたところ。 今後、政府全体の中小企業政策等との整合を図りつつ、総合規制改革会議第3次答申も踏まえ、地方公共団体における地域要件の設定の在り方についての基本的な考え方の検討・周知等について、総務省を始めとする関係省庁等に協力して参る所存。	5021281	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200060	宅地建物取引業法33条に基づく広告開始時期制限の緩和	5021	5021090	社団法人日本経済団体連合会	11	宅地建物取引業法33条に基づく広告開始時期制限の緩和【新規】		建物について、建築確認前でも広告を開始できるよう認めるべきである。		売買予定の不動産についての広告を早期に開始できることは売主にメリットがあるのみならず、情報を早期に得られることは消費者の側にもメリットが大きい。消費者保護の観点からは、宅地建物取引業法36条に基づき、建築確認前に売買契約を締結できないことになっており、これで充分である。また、開発許可等の法令上の許可と異なり、建築確認は、建築基準法の基準に合致していれば必ず確認を受けることができるという位置づけの処分であり、広告開始時期制限の扱いを変えて差し支えない。	宅地建物取引業法33条	国土交通省	宅地建物取引業者は、建物の売買について、当該建物の建築工事の完了前においては、建築基準法第6条第1項に基づいた建築確認があった後でなければ、広告をしてはならない。
z1200061	不動産鑑定士試験の見直し	5150	5150053	株式会社東京リーガルマインド	11	不動産鑑定士試験改革の提言		不動産鑑定士有資格者の大幅増加	試験制度の改革により、資質を落とすことなく不動産鑑定士有資格者を大幅増員する。	現在の試験制度においては、不動産鑑定に対する新たなニーズに応えるために十分な人員を確保できていないことから、制度改革により不動産鑑定士有資格者の増加を目指すべきである。	不動産の鑑定評価に関する法律	国土交通省	添付資料 1 はじめに～不動産鑑定士試験改革の必要性 2 不動産鑑定士試験改革の内容 3 規制改革対象法令
z1200062	公共工事に係る入札参加資格(地域要件)の見直し	5021	5021281	社団法人日本経済団体連合会	11	公共工事に係る入札参加資格(地域要件)の見直し		公共工事の入札参加資格に係わる地域要件の設定については、入札参加を過度に制限することのないよう速やかに改善すべきである。		過度の地域要件の設定により、地元事業者でない(あるいは工事実績がない)という理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者(あるいは他地域で同種工事の実績を有する事業者)が入札に参加できなくなっている。これらの是正により、公共工事の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。 地域要件の見直しについては、規制改革推進3か年計画(再改定)『平成15年3月28日閣議決定)において、地方公共団体の長が定める入札参加資格に関する事業所の所在地に係る要件について、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討と併せて、競争性の確保の観点から、過度に競争性を低下させるような運用とならないようにするための具体的な推進方策を検討する。(継続的に検討)』とされており、早期の見直しが図られるべきである。	地方自治法施行令第167条の5の2等	総務省 国土交通省	公共工事の入札参加資格については、地元事業者を優先する政策などから、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)営業所を有することや過去の工事実績等を入札参加資格としたり、入札招請者の指名に当たり考慮すること等の地域要件の設定が広行なわれている。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1200063	談合の排除						について 現在、日本と米国の政府間の「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」の場において協議を開始したところである。	規制改革及び競争政策イニシアティブにおいて協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も大きく得ながら必要な改革を進めていく中で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。			について、米国の要望については、「日米規制改革イニシアティブ」の場において、平成15年10月に日米双方の要望書が交換され、同年11月より各作業部会において協議が行われているところである。本年3月には米国において上級会合が開催される予定であり、最終的に両国の要望についての検討結果は報告書として公表されるものである。 について、国土交通省、両調査会がとった措置については、既に公表済である。 なお、当該公表資料も外交ルートを通じ、米国に送付済である。	5071073	米国	11
z1200064	特殊車両通行許可手続の簡素化及び手数料の見直し	車両制限令第16条 車両の通行の許可の手続等を定める省令第6条 車両の通行の制限について(昭和53年12月1日道路局長通達) 特殊な車両の通行の許可に関する具体的処理について(昭和53年12月1日道路交通管理課長通達)	特殊車両通行許可申請の際には、申請書に付属書類を添付することが必要。許可の期間は、最長1年間。また、許可に係る協議手数料は、1件につき1,500円	a,b,c		特殊車両通行許可手続の簡素化は、電子申請の導入と合わせて平成15年度中に実現することとしている。 また、手数料は、道路管理者間協議に必要な経費として徴収しているものであるが、その見直しの可否を判断するため、道路管理者間協議に要した時間・費用の実態と、現在の手数料計算方法と道路管理者間協議の実態について調査を行っており、調査の結果を踏まえ、見直し可能な場合には、できるだけ速やかに実施できるよう取り組んで参りたい。 なお、許可の期間については、工事の実施等により道路の状況が変化することを考慮すると、本来は当該車両の通行の都度とすべきものであるが、特殊車両を通行させる者の負担軽減を図る観点から、1年を上限として一定の期間について包括して許可しているものであり、例えば、道路情報便覧に収録されている道路に限っても、工事等に伴う規制により特殊車両等が通行できない区間が平成14年度には72箇所であったものが、平成15年度には89箇所が増加し、また、工事による規制箇所における特殊車両に関する事故が毎年(平成13～15年度に直轄国道だけでも4件)発生している状況を踏まえると、許可期間を延長すると最新の道路の状況に応じた許可を行うことが更に困難となるため、慎重な対応が必要。		手数料については、6月に実施した「規制改革集中受付月間」に係る回答と同様であるが、その後引き続き要望もあることから、平成16年度中に実施することの可否について再検討され、実施までのスケジュールを具体的に示されたい。 許可の期間については、道路工事に伴う規制の実態及び規制箇所における事故の発生を根拠に対応不可とされているが、これをもって一律に1年を上限とする根拠が必ずしも明確とはいえない。また、工事に関する情報を周知することによりご回答のような懸念は払拭できると考えられる。したがって、場合や条件を限定した許可期間の一部延長を含め、見直しの可否について検討し、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含めて具体的に示されたい。	a,b,c	手数料については、実態調査を行い必要なデータを収集したことを受けて、現在、データの分析等を行っており、今年度中に電子申請を導入することによる影響も踏まえ、6月に実施された「規制改革集中受付期間」に係る回答のとおり、今年度中に見直しの可否を判断することとしている。 許可の期間については、工事の実施等により道路の状況等が変化することを考慮し、制度創設当初は当該車両の通行の都度許可を行っていたが、特殊車両を通行させる者の負担軽減を図る観点から期間延長に努めた結果、現在は1年を上限としている。 一方、特殊車両の5割以上は無許可で走行しており、更なる許可期間の延長については慎重な対応が必要。 本年度末より、電子申請システムを導入し、全国の申請状況を一元的に把握することが可能となることから、その後の申請状況、走行実態等を踏まえ、許可期間の更なる延長について検討。 なお、許可申請率が向上する等、制度の適切な運用が図られれば、許可期間の更なる延長を行うことも可能。	5021202	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1200064	特殊車両通行許可手続の簡素化及び手数料の見直し	車両制限令第16条 車両の通行の許可の手続等を定める省令第6条 車両の通行の制限について(昭和53年12月1日道路局長通達) 特殊な車両の通行の許可に関する具体的処理について(昭和53年12月1日道路交通管理課長通達)	特殊車両通行許可申請の際には、申請書に付属書類を添付することが必要。許可の期間は、最長1年間。また、許可に係る協議手数料は、1件につき1,500円	a,b,c		特殊車両通行許可手続の簡素化は、電子申請の導入と合わせて平成15年度中に実現することとしている。 また、手数料は、道路管理者間協議に必要な経費として徴収しているものであるが、その見直しの可否を判断するため、道路管理者間協議に要した時間・費用の実態と、現在の手数料計算方法と道路管理者間協議の実態について調査を行っており、調査の結果を踏まえ、見直し可能な場合には、できるだけ速やかに実施できるよう取り組んで参りたい。 なお、許可の期間については、工事の実施等により道路の状況が変化することを考慮すると、本来は当該車両の通行の都度とすべきものであるが、特殊車両を通行させる者の負担軽減を図る観点から、1年を上限として一定の期間について包括して許可しているものであり、例えば、道路情報便覧に収録されている道路に限っても、工事等に伴う規制により特殊車両等が通行できない区間が平成14年度には72箇所であったものが、平成15年度には89箇所が増加し、また、工事による規制箇所における特殊車両に関する事故が毎年(平成13～15年度に直轄国道だけでも4件)発生している状況を踏まえると、許可期間を延長すると最新の道路の状況に応じた許可を行うことが更に困難となるため、慎重な対応が必要。		手数料については、6月に実施した「規制改革集中受付月間」に係る回答と同様であるが、その後引き続き要望もあることから、平成16年度中に実施することの可否について再検討され、実施までのスケジュールを具体的に示されたい。 許可の期間については、道路工事に伴う規制の実態及び規制箇所における事故の発生を根拠に対応不可とされているが、これをもって一律に1年を上限とする根拠が必ずしも明確とはいえない。また、工事に関する情報を周知することによりご回答のような懸念は払拭できると考えられる。したがって、場合や条件を限定した許可期間の一部延長を含め、見直しの可否について検討し、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含めて具体的に示されたい。	a,b,c	手数料については、実態調査を行い必要なデータを収集したことを受けて、現在、データの分析等を行っており、今年度中に電子申請を導入することによる影響も踏まえ、6月に実施された「規制改革集中受付期間」に係る回答のとおり、今年度中に見直しの可否を判断することとしている。 許可の期間については、工事の実施等により道路の状況等が変化することを考慮し、制度創設当初は当該車両の通行の都度許可を行っていたが、特殊車両を通行させる者の負担軽減を図る観点から期間延長に努めた結果、現在は1年を上限としている。 一方、特殊車両の5割以上は無許可で走行しており、更なる許可期間の延長については慎重な対応が必要。 本年度末より、電子申請システムを導入し、全国の申請状況を一元的に把握することが可能となることから、その後の申請状況、走行実態等を踏まえ、許可期間の更なる延長について検討。 なお、許可申請率が向上する等、制度の適切な運用が図られれば、許可期間の更なる延長を行うことも可能。	5069006	社団法人全日本トラック協会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1200063	談合の排除	5071	5071073	米国	11	談合の排除		<p>談合に関与した企業に対する指名停止期間を最低9ヶ月間まで実質的に引き伸ばす。</p> <p>談合の関与が発覚した企業へ課された指名停止は、全国を対象にする必要がある。</p> <p>省庁や地方政府の長による政府職員の談合関与調査の終了後、入札談合等関与の排除及び防止に関する法律によって要求されているとおり、調査の最終報告書を公表することを保証する。また、国土交通省が財団法人経済調査会および財団法人建設物価調査会による違法談合行為の再発防止のために講じた措置ならびに同違法行為について責任を負うべき職員に対してとった処置の報告書を公表する。</p>		<p>談合は、日本に依然としてはびこっている問題であり、経済改革の基礎を危うくし、日本の消費者や納税者に損害を与えている。日本の談合制度をさらに効率的に解体するために、米国は、日本に対して、左記のことを要望する。</p>		国土交通省 公正取引委員会	
z1200064	特殊車両通行許可手続の簡素化及び手数料の見直し	5021	5021202	社団法人日本経済団体連合会	11	特殊車両の通行許可申請手続の事務の簡素化および許可有効期間の延長		<p>申請窓口の一本化、申請書類の削減、申請手数料の見直し、申請手続の電子化など、特殊車両の通行許可申請および申請手続等の事務を簡素化すべきである。あわせて、許可証の有効期限を2年に延長すべきである。</p>		<p>申請窓口を一本化し、申請書類の必要部数を減らし、申請手数料を見直す等、申請手続の簡素化を図ることや、許可証の有効期間を延長することによって、申請事業者および行政事務に係る事務負担とコストを軽減できる。</p>	<p>道路法第47条の2 車両の通行の許可の手続き等を定める省令第6条</p>	国土交通省	<p>道路法においては、道路の通行が禁止されている車両について、車両の構造または車両に積載する貨物が特殊であるため道路管理者がやむを得ないと認める場合には、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、車両の通行を許可することとなっている。現在の申請手続では、申請に必要な書類が、申請方法、申請区分、申請車種等により異なることに加え、申請窓口も申請経路を管轄する道路管理者によって異なっている。さらに、一旦許可を得ても許可期間(6ヶ月~1年)の更新が生じた場合は更新申請が、また、申請者及び申請経路等の変更が生じた場合は変更申請が、それぞれ必要となり、申請費用も別途必要となる。また、トラックヘッドとシャーシの使用に際しても、両方の許可を得なければならないなど申請手続全般が非常に煩雑である。</p>
z1200064	特殊車両通行許可手続の簡素化及び手数料の見直し	5069	5069006	社団法人全日本トラック協会	11	特殊車両の通行許可申請及び更新手続き等の事務の簡素化		<p>特殊車両の通行許可申請及び更新手続き等の事務の簡素化</p>	<p>当該車両を通行させようとするものの申請に基づいて、車両の通行を許可することとなっている。</p>	<p>従来の申請手続きでは、申請に必要な書類が申請方法、申請区分、申請車種等により異なり、加えて申請窓口も申請経路を管轄する道路管理者によって異なります。また、いったん許可を得ても許可期間の更新が生じた場合は更新申請、申請者及び申請経路等の変更が生じた場合は変更申請が必要となり、申請費用も別途必要となります。このように、申請事業者の申請に係る事務負担とコストの軽減をするため許可期間の延長を図られるとともに、申請窓口を一本化し、申請書類の必要部数を減らし、申請手数料を見直す等、申請手続きの簡素化を図られたい。</p>	<p>国土交通省 道路法第47条の2、車両の通行許可の手続き等を定める省令第6条</p>	国土交通省	